

障害福祉サービス 及び 関連事業の概要

令和 8 年度

指定特定及び指定一般、指定障害児相談支援、指定自立生活援助事業所

集団指導

資 料

目次

		サービス名			種別	詳細	
障害者総合支援法	1	訪問系サービス	居宅介護	身体介護	介護給付	P. 1	
				家事援助	介護給付		
				通院等介助	介護給付		
				通院等乗降介助	介護給付		
			重度訪問介護			介護給付	P. 2
			重度障害者等包括支援			介護給付	P. 3
	2	外出支援	同行援護		介護給付	P. 28	
			行動援護		介護給付	P. 33	
			移動支援	移動介護	地域生活支援事業	P. 36	
				通学通所支援	地域生活支援事業		
	3	障害者入浴サービス				地域生活支援事業 市単独事業	P. 47
	4	日中活動系サービス	生活介護		介護給付	P. 50	
			自立訓練（機能訓練）		訓練等給付	P. 51	
			自立訓練（生活訓練）		訓練等給付		
			就労移行支援		訓練等給付	P. 52	
			就労移行支援（養成施設）		訓練等給付		
			就労継続支援（A型）		訓練等給付	P. 53	
			就労継続支援（B型）		訓練等給付		
			就労定着支援		訓練等給付	P. 54	
			就労選択支援		訓練等給付	P. 55	
			地域活動支援センターデイ型		地域生活支援事業	P. 58	
			地域活動支援センター作業所型		地域生活支援事業		
	5	自立生活援助				訓練等給付	P. 59
		自立生活アシスタント				市単独事業	P. 61
	6	短期入所				介護給付	P. 63
		日中一時支援				地域生活支援事業	P. 65
	7	居住支援	共同生活援助（グループホーム）			訓練等給付	P. 66
			施設入所支援			介護給付	P. 73
		宿泊型自立訓練				訓練等給付	P. 74
		療養介護				介護給付	P. 75
	8	地域相談	地域移行支援			地域相談支援給付	P. 76
			地域定着支援			地域相談支援給付	P. 78
		精神障害者退院サポート事業				市単独事業	P. 80
9	通所支援 障害児	児童発達支援			—	P. 81	
		放課後等デイサービス			—		
		保育所等訪問支援			—	P. 103	
		居宅訪問型児童発達支援			—	P. 106	

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）																						
(1)居宅介護（介護給付）																						
サービス名称	・身体介護 ・家事援助 ・身体介護を伴う・伴わない通院等介助		通院等乗降介助																			
サービス内容	【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事 【通院等介助】 居宅から医療機関への通院及び官公署への相談・手続や、相談の結果生じた障害福祉サービスの見学に際した外出の支援		通院等介助と同様の外出時の、ヘルパー自らの運転する車両への乗車または降車の介助に加えて行う、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続や移動の介助																			
対象者	【身体介護を伴う通院等介助】 ・障害支援区分2以上で、下記の認定調査項目に○が一つ以上該当する障害者																					
	<table><tr><td>(1-8) 歩行</td><td></td><td></td><td>全面的な支援が必要</td></tr><tr><td>(1-4) 移乗</td><td>見守り等の支援が必要</td><td>部分的な支援が必要</td><td>全面的な支援が必要</td></tr><tr><td>(1-9) 移動</td><td>見守り等の支援が必要</td><td>部分的な支援が必要</td><td>全面的な支援が必要</td></tr><tr><td>(2-4) 排尿</td><td></td><td>部分的な支援が必要</td><td>全面的な支援が必要</td></tr><tr><td>(2-5) 排便</td><td></td><td>部分的な支援が必要</td><td>全面的な支援が必要</td></tr></table> 例：障害支援区分2で、（1-4）移乗の項目が「見守り等の支援が必要」に該当していれば、身体介護を伴う通院等介助の対象者となります。 ・上記の状態に準ずる障害児（身体障害児は身障手帳1～3級のみ）			(1-8) 歩行			全面的な支援が必要	(1-4) 移乗	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(1-9) 移動	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(2-4) 排尿		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	(2-5) 排便		部分的な支援が必要
(1-8) 歩行			全面的な支援が必要																			
(1-4) 移乗	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																			
(1-9) 移動	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																			
(2-4) 排尿		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																			
(2-5) 排便		部分的な支援が必要	全面的な支援が必要																			
障害支援区分	【身体介護、家事援助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助】 ・障害支援区分が区分1以上である障害者 ・障害児（身体障害児は身障手帳1～3級のみ）																					
	区分1以上（身体介護を伴う通院等介助は区分2以上）※児童については不要																					
支給(利用)単位	【身体介護】 最小単位30分 以降30分 【家事援助】 最小単位30分 以降15分 【通院等介助】 最小単位30分 以降30分 (原則、身体介護は1回3時間以内、家事援助は1回1.5時間以内での利用)		最小単位1回 (乗車前介助→移送→降車後介助で1回)																			
支給量	制限なし (基準時間あり。最多時間となる月の支給量で決定)		制限なし (最多回数となる月の支給量で決定)																			
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間＋最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)																					
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）																					
利用者負担以外に必要な経費	外出時にかかる交通費用等 (ヘルパー分も含む)		移送運賃																			

※利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当へお問い合わせください。

(2) 重度訪問介護 (介護給付)

サービス名称	重度訪問介護
サービス内容	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難を有する知的・精神障害者に、居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行う。
対象者	①重度の肢体不自由者（(ア)～(ウ)すべてに該当） (ア) 障害支援区分 4 以上 (イ) 二肢以上に麻痺等があること（医師意見書のうち「麻痺」の項目「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、「ある」に 2 項目以上（軽、中、重のいずれかにチェックされている）） ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いです。 (ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外と認定されていること。 ②知的障害者・精神障害者（アセスメント必須。その他、支給決定に際して要件あり。G-7 参照）（(ア), (イ) どちらにも該当） (ア) 障害支援区分 4 以上 (イ) 行動援護判定基準表の合計点数が10点以上
障害支援区分	区分 4 以上 - 対象者①のうち区分 6 で重度障害者等包括支援の対象要件を満たす者 →「重度訪問介護 重度障害者等包括支援対象者」(15%加算) - 対象者①のうち区分 6 で重度障害者等包括支援の対象要件を満たさない者、又は対象者②のうち区分 6 の者 →「重度訪問介護 障害支援区分 6 該当者」(8.5%加算) - 区分 4 及び 5 の者 →「重度訪問介護 基本」 入院中の医療機関等におけるコミュニケーション支援等については後述。
支給(利用)単位	最小単位 1 時間 以降30分ごと（原則、1 日 3 時間以上）
支給量	制限なし（基準時間あり。最多時間となる月の支給量で決定） →移動中介護加算に必要な、通院等介助に必要な時間数（必要時間数）及び外出に必要な時間数（基準48時間）も勘案 例) 身体介護等（150H）＋通院等介助（30H）＋移動（48H） ＝支給量（228H）＋移動中介護加算（78H）
支給期間	1 か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間＋最大 1 年以内（ただし支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内）
利用者負担	原則 1 割負担（負担額上限あり。）
利用者負担以外に必要な経費	外出時にかかる交通費等（ヘルパー分も含む）

※利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当へお問い合わせください。

※重度訪問介護の利用に際しては、サービス等利用計画が作成されていることが必要です。

また、行動援護事業者等によるアセスメントが必要です。 ⇒ 詳細は、G-7 参照

※「横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業」「横浜市重度障害者等就労支援特別事業」の利用については各区役所にお問合せください。

(3) 重度障害者等包括支援 (介護給付)

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービス内容	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者等に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
対象者	障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴うもの（認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定）で、以下のいずれかに掲げる者 ①重度訪問介護の対象であって、医師意見書の「麻痺」の項目の「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされている）されており、下記のいずれかに該当する者 ※医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱いです。 ア) 認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」かつ「レスピレーター」において「ある」と認定されている。 イ) 認定調査項目「寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」かつ概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認されている。 ②行動援護対象者
障害支援区分	区分6のみ ※児童の場合、認定調査80項目の調査及び審査会の意見聴取により決定
支給(利用)単位	報酬単位数/月 ※指定事業者から支給決定プラン案の提出を受け、その内容について要否確認のうえ、必要単位数を決定
支給量	
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	外出時にかかる交通費等（ヘルパー分も含む）

【サービス支給決定時の留意事項】

A 基本的な考え方

1 居宅介護等利用計画表の作成

居宅介護等の支給決定の際は、居宅介護等利用計画表の作成が必要です。作成する際は、ウィークリープランの内容をエクセル使用の居宅介護等利用計画表にまとめていきます。この計画表は基準超過の判断や居宅介護事業者がサービス内容を確認する際にも使用します。

※ 居宅介護等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

(トップページ → 相談支援事業者向けページ → サービス等利用計画提出書類一式)

(1) 介護給付(居宅介護等)の基本的な性格

介護給付は、障害に起因するもので、日常生活上、継続的に必要な支援を行うものです。

(2) 居宅介護等利用計画表が必要な場合

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護)の利用には必要とします。

※ 重度訪問介護移動支援分、行動援護、同行援護、移動支援については移動支援等利用計画表の作成が必要となります。

(3) 作成者

- ア 指定特定相談支援事業者
- イ 利用者本人
- (ウ 区福祉保健センター)

(4) 居宅介護等利用計画表作成時の留意事項

計画表は原則、計画相談支援事業者が作成して区へ提出します。

- ア 申請者の希望を聞き取り、それを基本に計画表を作成しますが、何のサービスを利用するかのみでなく、ニーズの整理と目標設定を意識しながら作成します。
- イ 障害者総合支援法のサービス以外の利用状況も勘案して作成します。
- ウ 事業者はそのサービスの提供が可能であることを確認し現実的な計画にまとめます。
- エ 計画相談支援事業者が計画表の提出後、区はその内容を精査・確認します。

2 支給量の計算

- (1) 1か月分の支給量の考え方 「4週+3日」
- (2) 実際の計算方法は「定期利用4週分+連続する3日分のうちの最大利用分+不定期利用分」
- (3) 複数事業所を利用する場合、毎月の事業所間での支給量調整を避けるようにするため、利用する事業所ごとに上記の計算を行い合計して、支給量を算出します。

【例】	日	月	火	水	木	金	土	計
1週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
2週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
3週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
4週目		1.0H		1.0H	1.5H			3.5H
5週目		1.0H		1.0H	1.5H			2.5H

↑ 5週目は最大の3日(この場合は水・木の2.5H)

1～4週目までは
 $3.5H \times 4週 = 14.0H$

5週目は2.5H
 $\Rightarrow 16.5H / 月$
(+不定期利用分)

B 二人派遣の取扱い

1 要件

二人派遣は、次のいずれかに該当する場合に認められます。

- (1) 障害者等の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難である場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

例) ・体重の重い利用者の入浴介助や排泄介助

・ヘルパー一人での介助では激しい痛みが伴ったり骨折の危険性がある場合

※ 根拠：「厚生労働大臣が定める要件(平成18年9月29日・厚生労働省告示第546号)」

2 二人派遣の支給決定

事業者や利用者との調整やあっせんが事前に必要となります。支給量は、本来必要とされる量を2倍して計算します。利用者負担額も通常の2倍になりますが、利用者負担上限月額が変わりません。また、利用の際には、二人派遣が必要な時間についても算出し、受給者証に記載する必要があります。

なお、重度訪問介護の場合は最小単位が1時間であることに留意してプランを作成してください。

例：40.0H(うち二人派遣[20.0H]) $\Rightarrow$ (一人派遣分20H + 二人派遣分10H $\times$ 2人)

3 留意事項

二人派遣で対応する場合は、同一のサービスに限ります。

例) ○ 身体介護ヘルパー+身体介護ヘルパー

× 重度訪問介護ヘルパー+身体介護ヘルパー

× 行動援護ヘルパー+移動介護ヘルパー

4 重度訪問介護における新人ヘルパーへの熟練したヘルパーの同行

障害支援区分6の者への重度訪問介護については、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーの支援開始から120時間に限り、支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行うことが認められ

ます。また、従業者が重度訪問介護 重度障害者等包括支援対象者（15%加算）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合においても、支援開始から120時間に限り認められます。これらの場合も同様にヘルパー2人が必要な時間を計算し、支給量に反映することになるため、利用期間について事業所と調整が必要です。（この場合、ヘルパー1人酬は減算）。

C 支給量基準

居宅介護等の支援の必要性を判断する際の一定の指標として、障害支援区分を用いた支給量基準を設定しています。ただし、支給量基準は定められた量を一律に担保するものではありません。支給量を計算する際には、必要なサービスと量を精査して判断してください。

1 サービスごとの支給量基準

(1) 居宅介護

ア 身体介護

(ア) 障害者（支給量基準時間／週）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3時間	3.5時間	4時間	6時間	11時間	16時間

(イ) 障害児 8時間／週

イ 家事援助

(ア) 障害者（支給量基準時間／週） ※育児支援にかかる時間は除く。

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3時間	3.5時間	4時間	6時間	7時間	8時間

(イ) 障害児 4時間／週

ウ 通院等介助・通院等乗降介助

障害支援区分に関わらず、必要な時間数を算出します。

(2) 重度訪問介護（支給量基準時間／週）

区分4	区分5	区分6
32時間	40時間	52時間

※ 移動介護分は48時間（ただし、通院等介助に該当する時間は必要な時間数）

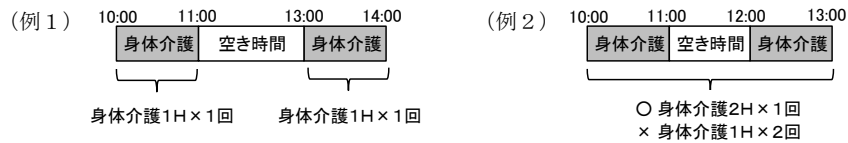
2 支給量基準を超過する決定（訪問系サービス共通）

必要なサービスと量を精査した結果、区が必要と認める場合には、支給量基準を超過した時間数の利用が可能となる場合があります。基準超過時間のサービスが必要な場合は、事前に各区障害者支援担当課まで相談してください。

D 居宅介護の所要時間

1 「1回」のサービスの考え方

居宅介護のサービスを一日に複数回利用する場合、原則2時間以上の間隔を空けなければなりません（例1）。サービス提供の状況により同一のサービスを2時間空けずに利用する場合は、前後を合算して1回のサービスとして取扱います（例2）。



※ 報酬は（例1）の方が（例2）より高くなります。

ただし、以下の要件に該当する場合は、2時間未満の間隔でも回数を分けての利用が可能です。

- (1) 別のサービス類型（例：身体介護と家事援助）を利用する場合で、その必要がある場合
- (2) 身体の状態等により短時間（2時間未満）の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合
- (3) 乗降介助を利用する場合
- (4) 複数の事業所が連続して活動する場合（1事業所に対応できないために、1回のサービスの時間を分けて2事業所が入る場合等）

2 30分に満たないサービス利用

サービスの最小単位は30分（重度訪問介護は1時間）です。事業所が最小単位の報酬算定をするためには、20分程度以上（重度訪問介護は40分程度以上）のサービス提供が必要です。

E 居宅介護のサービス内容と提供に係る注意点

1 居宅介護全般に係る注意

(1) 本人が外出している時間帯のサービス提供

本人不在時のサービス提供はできません。居宅介護等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェック等も含まれると考えることから、本人の在宅時に提供することが必須です。

(2) 居所以外の場所でのサービス提供

居所以外の場所でのサービス提供はできません。本人の日常生活を営む場所において、必要なサービスを提供するものです（原則、生活の拠点を1か所と定めるため）。従って、学校や職場等、日中活動の場、友人宅、短期間の帰省先等でのサービス提供はできません。

2 身体介護

安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、利用者の身体に直接援助を行うものです。

その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。

(1) 身体介護のサービス内容・提供の流れ

※ 右欄は「1回あたりの標準時間」と「1週間の標準回数」です。一律に適用するものではありませんが、障害者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際には必要性があることを十分に確認します。

内容	具体的な介助の流れ		時間	回数
排泄介助	トイレ介助	トイレ利用	トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動（見守りを含む）→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作	15分 必要回数
		ポータブルトイレ利用	安全確認→声かけ・説明→環境整備（防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータブルトイレを適切な位置に置くなど）→立位をとり脱衣（失禁の確認）→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作	
			場合により、失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理、陰部等の洗浄、便器等の清掃を含む）	
	おむつ交換	声かけ・説明→物品準備（湯・タオル・ティッシュペーパー等）→新しいおむつの準備→脱衣（おむつを開く→尿パットをとる）→陰部・臀部洗浄（皮膚の状態などの観察、パッティング、乾燥）→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作		
		必要に応じ、水分補給やおむつから漏れて汚れたりネン等の交換		
食事介助	声かけ・説明（覚醒確認）→安全確認（誤飲兆候の観察）→ヘルパー自身の清潔動作→準備（利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備）→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保（ベッド上での座位保持を含む）→配膳→メニュー・材料の説明→接触介助（おかずを刻む・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む）→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末（エプロン・タオル等、下膳、残滓の処理、食器洗い）→ヘルパー自身の清潔動作		30分	1日3回
入浴・清拭・身体整容等	清拭	（全身清拭）ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオル・着替えなど）→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下半身脱衣→下半身の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下半身着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作	30～60分	週3回
	部分浴	（手浴及び足浴）ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作		
	洗髪	ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作		
	全身浴	安全確認（浴室での安全）→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備（タオル・着替えなど）→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作		
	洗面等	洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備（歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど）→洗面用具準備→洗面（タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助）→居室への移動（見守りを含む）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作	必要時間	必要回数
	身体整容	（日常的な行為としての身体整容）声かけ・説明→鏡台等への移動（見守りを含む）→座位確保→物品の準備→整容（手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作		
	更衣介助	声かけ・説明→着替える衣類の準備→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→スリッパや靴を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ	15分	1日2回

(移動・移乗・移動・居宅内に限る)	移乗	車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保(後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど)→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認	必要回数 必要時間 1日1回
		その他の補装具(歩行器、杖)の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認	
	移動	安全移動のための通路の確保(廊下・居室内等)→声かけ・説明→移動(車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど)→気分の確認	
		移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように見守る)	
起床・就寝・就寝介助	起床介助	声かけ・説明(覚醒確認)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動(両手を引いて介助)→気分の確認 ※必要に応じ、布団の片付け	
	就寝介助	声かけ・説明→準備(シーツのしわを伸ばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等)→ベッドへの移動(両手を引いて介助)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認(掛け物を気温によって調整する等)→気分の確認	

※支援中の水分補給や体位変換、一部医療的ケア等も内容に含まれます。

(2) その他に身体介護に含まれるサービス内容

ア 特設の専門的配慮をもって行う調理(所要時間目安: 1回45分)

医師の指示等(主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの)に基づく適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理。

調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うもの。
(栄養管理計画等の写しにて内容を確認、保管)

※ 単に食材を細かくすることやトロミをつけることは家事援助で対応します。

イ 自立生活支援のための援助(※精神障害児・者に限る。横浜市独自の取扱い)

- ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理、掃除、洗濯(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、自立支援のための見守り・声かけ

※ 体調によりヘルパーのみ活動することがある場合は家事援助を支給決定することもできます。

※ 一緒に買い物に行くことはできません(必要な場合は外出支援サービスで対応)。

※ 同居家族に対する援助は原則できません。(E-3(2)参照)

(3) ヘルパーの医療行為

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないため、ホームヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師等の資格を持った者であってもホームヘルパーとして活動している時は同様の取扱いになります。

なお、医療行為に含まれる可能性が高いものの例は次のとおりです。

例) インシュリン注射、褥瘡の処置、浣腸、排便等

医療行為であるか否かについては、次の資料を確認してください。

【参考】「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」

（平成17年7月26日付 医政発第0726005号）

「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」

（令和4年12月1日付 医政発第1201第4号）

たんの吸引等（たん吸引・経管栄養）については、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できます。

※ たんの吸引等を行うには、登録特定行為事業者及び登録従事者であることが必要です。

※ 登録特定行為事業者一覧は「障害福祉情報サービスかながわ」からダウンロードできます。

（書式ライブラリ→6 お知らせ（県内共通）→2 喀痰吸引等制度に関するお知らせ）

【参考】社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（平成23年10月3日付 厚生労働省令第126号）

（4）サービス対象外の活動

ア 専門的知識や技術を要する行為

マッサージや散髪等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」

「理容師法」「美容師法」の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

※ なお、各資格を持った者であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取扱いになります。

イ 服薬管理（残数管理、服薬指導等）

医療行為であるためできません。ただし、利用者本人の指示の下、一包化された薬を口元に運ぶ等については身体介護で提供可能です。

3 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理、代読・代筆などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病など若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。なお、代読・代筆支援については、同居家族がいる場合でも、利用者が同居家族ではなく支援者による支援を希望する場合は利用可能です。

（1）家事援助のサービス内容の例

※ 右欄は「1回あたりの標準時間」と「1週間の標準回数」です。一律に適用するものではありませんが、障害者等の個別の状況により標準時間や標準回数を超える際は必要性があることを十分に確認します。

項目	内容	時間	回数
掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃	30分	2日に1回
	ゴミ出し		
	準備・後片付け		
洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯	30分	2日に1回
	洗濯物の乾燥（物干し）		
	洗濯物の取入れと収納		
	アイロンがけ		
ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等	15分	必要回数
衣類の整理・被服の補修	衣類の整理（夏・冬物等の入替え等）	30分	
	被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）		

一般的な調理・配下膳	配膳、後片付けのみ	30分	1食分
	一般的な調理		
買物(ヘルパー単独)	日常品等の買物(内容の確認、品物・つり銭の確認を含む)	30分	1日 1回
	薬の受取り(既に処方箋がある場合のみ)		
育児支援	哺乳、乳児浴、乳児の健康把握の補助	必要時間	必要回数
	児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援		
	保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助		
	利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理		
	利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い		
	利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎		
	子どもが利用者(親)に代わって行う上記の家事・育児等		
代読・代筆	郵便物全般の代読・整理や電化製品等の取扱説明書の代読	30分	週に 1回
	買い物や食材等のメモの代筆		
	ネットショッピング等の自宅で行う買い物代行のためのパソコン操作 ※あらかじめ買う物が決まっており、日常生活で行う買い物の範囲に限る		

(2) 同居家族に対する援助

同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。

ただし、独居の場合や、同居家族も高齢者もしくは障害者で、共用部分の清掃を行わないと利用者本人の日常生活に支障が生じる場合等はこの限りではありません。

また、同居家族も居宅介護の利用者で、同じ日の連続した時間帯にわたる活動を同じ事業者からサービス提供するのであれば、ひとりのヘルパーが両者に対して家事援助のサービス提供をすることは可能と考えられます。

【参考】家事援助として不適切なもの

- ・本人に対する直接的な援助には該当しないもの
例) 本人の居室以外の共有部分の掃除、来客の応接、同居家族への援助
- ・日常生活の援助に該当しないもの
例) 大掃除、草むしり、ペットの世話

(3) 児童への家事援助の決定

「児童の支給決定に係る留意事項(F-2(2))」を参照してください。

(4) ヘルパーによる育児支援

育児支援は、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次のアからウのすべてに該当する場合に、個々の利用者(親)、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、「居宅介護(家事援助)」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めます。

ア 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合

イ 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合

ウ 他の家族等による支援が受けられない場合

※ 育児支援として想定される範囲は上記(1)の内容となります。

※ 利用に際しては、育児の内容や頻度等から必要な時間を確認し、他の家事援助支援も含めて1回につき20分以上要するときに支給量に反映させます。

【参考】「障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 令和3年7月12日)

(5) 金銭管理

金銭、通帳、印鑑、有価証券等の管理や通帳、カード、有価証券等を用いた金銭出入れの代行等の金銭管理はヘルパーの業務に含まれません。居宅介護等によるサービス提供ではなく金融機関による訪問サービスやあんしんセンターの活用等を検討してください。

また、金融機関における口座開設時の代筆行為については、金融機関側での対応が求められるものです(H22年8月26日に、金融庁から金融機関宛に対応を積極的に推進する旨の要請文が出ています)。

(6) 薬の受取り

保険証や診察券、自立支援医療証等を提示する場合や病院で処方を受けなければ薬が受け取れない場合はできません。ただし、既に処方箋が出されていて、ヘルパーが取りに行くだけであれば家事援助での利用が可能です。

(7) 代読・代筆支援

家事援助での代読・代筆の対象は「日常生活上必要とされる範囲」です。サービスの対象範囲については、YCANに掲載している「訪問系サービス・外出系サービス共通 質疑応答集」を参考にしてください。(掲載場所 YCAN→健康福祉局→障害自立支援課→ホームヘルプ事業)
☆代読・代筆支援のみのニーズで家事援助を決定した場合は以下の書類を障害自立支援課まで送付してください。

- ①代読・代筆の支援内容と週間計画の支給量の根拠がわかるもの(サービス等利用計画や在宅援助記録票の写しなど)
- ②受給者証(写)

4 通院等介助

通院等介助とは、通院等のための屋内外における移動等の介助または通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行うサービスです。

(1) 通院等介助のサービス内容

対象範囲	定期的な医療機関での受診やリハビリ
	官公署(国・都道府県・市町村の機関、外国公館)、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障害福祉サービス事業所の見学
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続等

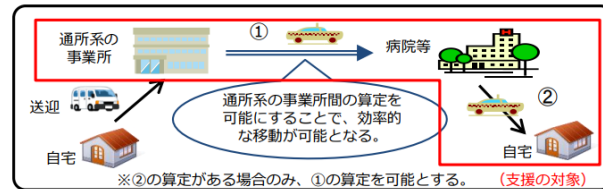
※ 不定期な官公署への外出が見込まれる場合には、月4時間程度の決定を行います。

※ 対象範囲の相談は、障害福祉サービスの利用にかかる相談に限ります。

(2) 通院等介助の注意点

ア 活動の起点の考え方

通院等介助は居宅介護事業の一つであるため、活動の起点・終点は原則自宅となりますが、行き（帰り）は家族で対応可能なため帰り（行き）のみのニーズがあるような場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば利用可能です。また、自宅が起点・終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等にかかる部分についても、同一の事業所が行うことを条件に利用が可能です。



イ 身体介護を「伴う」「伴わない」の違い

「伴う」「伴わない」は障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、「伴う」は「伴わない」に比べて報酬単価が高く設定されています。「身体介護を伴わない」＝「身体介助を行わない」ということではないため、サービス内容に違いはありません。具体的な身体介助は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も提供されます。

ウ 院内での介助について ※計画上に記入要

通院等介助のサービスは、基本的には居所を出てから医療機関にて受診の手続を行うまでとなり、病院内の移動等の介助は基本的には病院スタッフにより対応されるべきものです。しかし、病院スタッフが対応できず、ヘルパーによる待合室等での具体的な介助が必要な場合には、院内介助はサービスとして認められます。

【具体的な介助の例】

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合

障害特性等によりやむを得ないと認められる場合、病院等の診察室内(検査室やリハビリ室含む)で居宅介護従業者等が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことが、サービスとして認められます。その場合経過がわかるよう、記録してください。

エ 通院時の食事対応

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用はできません。ただし、診察が午前から午後にもたがる等の場合、院内での食事は通院等介助の延長と考え「通院等介助」での利用を可能とします。（なお、院外での食事は不可。院内に食堂がない場合については、その近隣で食事を取ることを可能とします。）

オ 通院の帰りに日常生活上必要な買物をした場合の取扱い

通院等介助は、通院時における移動の支援となるため、日常生活上必要な買物といった通院以外の目的には利用できません。この場合は、行きは通院等介助とし、病院からの帰りは移動介護や同行援護等の利用となります。

カ 突発的な通院が発生した場合の取扱い

突発的な通院（風邪をひいたため、急遽病院に行く等）については、通院等介助は定期的な通院の見込みに基づいた支給量決定を行うことから、これらに対応することが困難なため、すでに通院等介助の決定があり、その支給量の範囲内で対応ができる場合に限り可能です。

また、移動介護や同行援護等の利用者については、当該サービスでの対応も可能です。（通院等介助の支給量内で対応できる場合は、通院等介助を優先して使ってください。）

キ 精神科デイケア、マッサージ

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。しかし、マッサージのような保険診療を伴わないもの（自発的なもの）は、通院等介助の適用ではなく、移動介護や同行援護等での対応となります。

ク ヘルパー自身の運転による外出の介助

ヘルパー自身の運転による外出を行う場合、外出に際して必要な一連の介護（居室からの移動や乗降時の介助等）について、活動内容の一つとして認められます。ただし事業者が道路運送法上の許可または登録が必要となる場合があります。

なお、運転中はヘルパーが利用者に対して介護を行っていないことから、移動時間はヘルパー活動として認められず、支給量に含みません。

運転中を除いた乗車・降車介助及び医療機関での受診手続を含め、20分未満となる場合は通院等乗降介助となります（E - 5 参照）。

※ 運転手が別について、ヘルパーは利用者の座位保持等の理由で移動中も介助を行っている場合には、公共交通機関を利用して外出するときと同様、移動時間もヘルパー活動として扱います。

5 通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うものです。乗車又は降車の介助のみが必要な場合は、福祉有償運送や介護タクシー等にて対応可能であるため、本サービスの対象ではありません。

(1) 通院等乗降介助のサービス内容

対象範囲	通院等介助と同様
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→ヘルパーが自ら運転する車への乗車介助→運転（算定外）→降車介助→気分の確認→受診等の手続等

(2) 通院等乗降介助の注意点

ア 院内での介助等について

通院等介助と同様です。

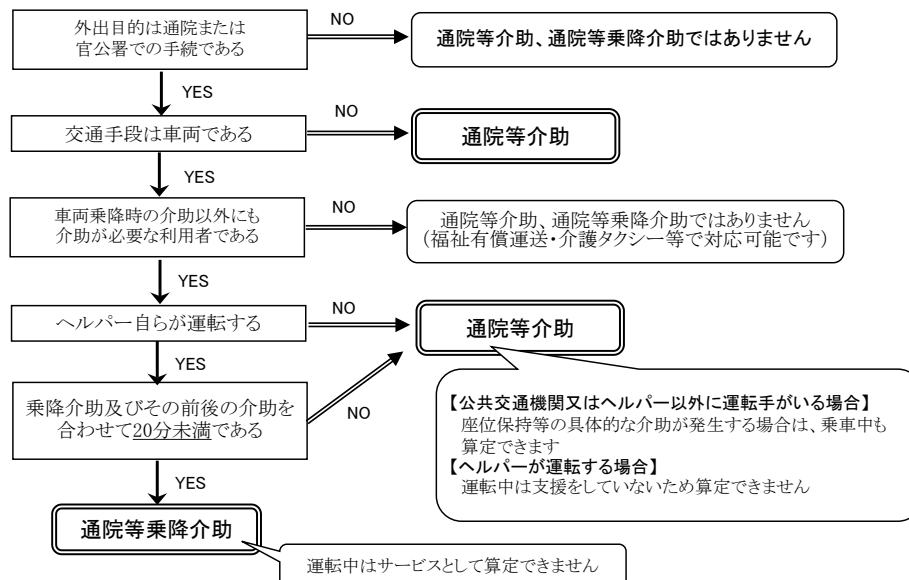
イ 通院等介助と乗降介助の併用

1 回のサービスで通院等介助と乗降介助を利用することはできません。

(3) 通院等介助と通院等乗降介助の違い

「乗車時及び乗車前」または「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ20分未満か20分以上かかるか、によって異なります。

20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。



F 児童の支給決定に係る留意事項

1 支給決定の要件

障害福祉サービスは保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である、という考え方から、サービスを検討する際は以下の内容等により個別に判断を行います。

場合により、育児支援ヘルパー等の利用を検討してください。

(1) 対象児童の身体状況及び障害状況

障害者と同様に確認しますが、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によるものかを確認する必要があります。とりわけ乳幼児期については、「ADL全介助」であっても障害の有無に関わらず支援が必要な状態であるため、実際の支給量が基準時間を下回る決定もあります。

(2) 世帯の家事・介護能力

児童の年齢に応じて家族が本来担う家事・介護内容を踏まえ、同居家族やきょうだい児の心身の状態等から個別に判断します。

例えば、児童が一般的に支援が必要とされる年齢である場合、世話のかかるきょうだい児がいたとしても、家族により家事や育児が行われるべきです。しかし、家族やきょうだい児の障害の有無、ひとり親家庭等の状況によっては、障害児本人に対して家族が担う家事・介護が変わってくる可能性があります。

2 サービス利用・サービス提供の可否

(1) 知的障害児などの、余暇支援・経験拡大・留守番を主目的とした活動

居宅介護等は障害児本人に対する日常生活の支援を行うものであるため、余暇支援や経験拡大、留守番といったニーズは、サービスの対象となりません。

(2) 家事援助の利用

家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して支援するものです。よって、乳幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は、育児支援にあたるものと考え、原則家事援助での利用は出来ません。

本来的に児童が年齢に応じて取得できる生活能力に鑑みて判断してください。

(3) 重度訪問介護の決定

児童福祉法第63条の3に基づき、15歳以上の障害児で、児童相談所が適当と認める場合には決定が可能です。障害支援区分の認定を行い、障害者の手続きに従って支給の要否を判断します。

(4) 保護者不在時の利用

原則は不可ですが、ヘルパーが提供するサービス内容が具体的にあり、保護者がヘルパーに対してサービス提供に関する指示を確実に出せる状態であれば利用可能です。

(5) 保護者が仕事から帰宅するまでの間の利用

居宅介護等においてヘルパーが入るのは、具体的な身体介護及び家事援助の支援を行うためであり、保護者の就労支援を行うものではありません。そのため、具体的な身体介護等を要する時間においてのみ利用することができます。

G 重度訪問介護の支給決定

1 サービス内容

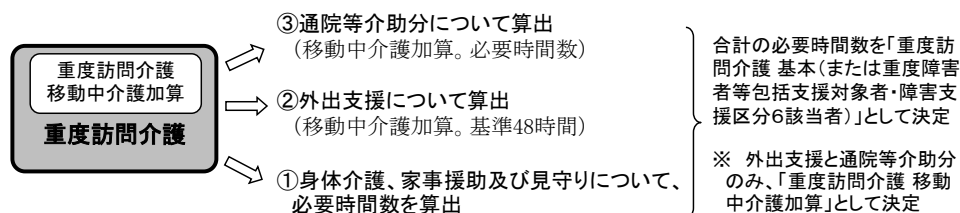
重度訪問介護は、重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、身体介護や家事援助、外出支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して利用することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め利用することができます。

ただし、重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを指します。したがって、「何かあった際のために待機する」等といった具体的な支援がない見守りのみでの決定はできません。

2 支給量の考え方

(1) 積算の方法

身体介護・家事援助・見守り支援と、外出支援、通院等介助分はそれぞれ別に積算します。



(2) 移動支援（通学通所）との関係

重度訪問介護と通学通所支援は併用が可能です。（移動介護は不可）

重度訪問介護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

(3) 支給量基準及び基準超過の要件

重度訪問介護と通学通所支援は併用が可能です。（移動介護は原則不可）

重度訪問介護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

(4) 二人派遣の取扱い

「二人派遣の取扱い(B-1から4)」を参照してください。

(5) 必要不可欠な外出の範囲

必要不可欠な外出と認められるものは、以下の外出に限りです。

内容	備考
1 買物（自宅近隣での日用品の買い物）	目安：1回2時間以内
2 金融機関・不動産店等での手続	
3 理美容	
4 子どもの学校行事（入学式、卒業式、運動会、保護者面談、PTA活動等）	
5 健康上必要な散歩（買い物、通所等他に外出の機会がない場合のみ）	自宅近隣30～60分程度
6 行政関連の会議、障害当事者団体の会議等	親睦のみを目的とする活動は必要不可欠外出にはあたらない（余暇としての利用は可）。
7 就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等（必要な期間のみとし、資格取得の活動や学習塾を除く）
8 前各号に準ずる外出及び社会通念上必要と認められる外出	

(6) 移動支援等利用計画表の作成

「重度訪問介護 移動中介護加算」の支給決定の際は、居宅介護等利用計画表に加え、アセスメントに基づいた「移動支援等利用計画表(市HP掲載)」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表(A-1)と同様です。

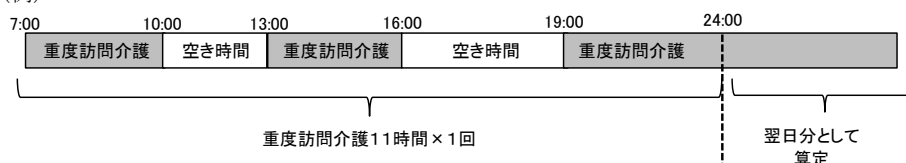
(トップページ → 相談支援事業者向けページ → サービス等利用計画提出書類一式)

3 重度訪問介護の所要時間

居宅介護は短時間に集中して支援を行うため、短時間サービスの単価が高く設定されていますが、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うことが想定されているため、ヘルパーの1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案した、8時間を区切りとする単価が設定されています。8時間を超える場合の単価は、事業所の管理コストが減ることを踏まえ、8時間までの単価の95%相当額となります。

したがって、1日（0時～24時）に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算（複数事業者が入る場合は事業所ごとに提供時間を通算）して算定しますので、居宅介護のように2時間の間隔を空けて、1回当たりのサービスを明確にする必要はありません。

(例)



4 長時間の利用

重度訪問介護は、長時間のヘルパー派遣が想定されているサービスです。しかし、極端な長時間利用の場合（特に就寝時間中など）、単なる安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれている場合がありますので、実際の活動内容を確認したうえで真に必要な時間数で計算してください。

なお、グループホームでの利用の場合には、グループホーム職員といった関係者から1日の詳細なタイムスケジュール等の資料を求め、妥当性や必要性を判断するようにしてください。

5 利用時間数が3時間に満たない場合の取扱い

重度訪問介護は1日3時間以上の支給決定を基本としていますが、3時間未満の活動でも、その内容が「身体介護」「家事援助」「見守り」と支援内容が包括的な場合は、重度訪問介護での決定をすることが可能です。（支給量の最小単位は1時間）

6 重度訪問介護と居宅介護（身体介護、家事援助等）との関係性

障害状況が重度訪問介護の要件を満たしているからといって、必ずしも重度訪問介護で決定するわけではありません。本人の支援ニーズにより、全体を通じて重度訪問介護を利用するか、必要な時間帯のみ身体介護や家事援助をスポット的に利用するかのいずれかを判断します。重度訪問介護の支援を必要とする場合は、ヘルパー利用に係る支援を原則全て重度訪問介護で実施することになるため、重度訪問介護と居宅介護を併用することはできません。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために、他事業者が短時間かつスポット的に身体介護や家事援助を提供する場合や、同一事業者がサービス提供する場合であっても同一日に両サービスを行わない場合（介護者の状況により、曜日等で必要なサービスが異なる場合等）には、例外として併用が認められます。

そのため、支給決定に際しては、申請前のあっせん・調整の段階で併用の有無についての確認が必要になります。

7 知的障害者・精神障害者の支給決定

※ 後掲「（参考）重度訪問介護導入に必要なプロセス」参照。

（1）支給決定の考え方

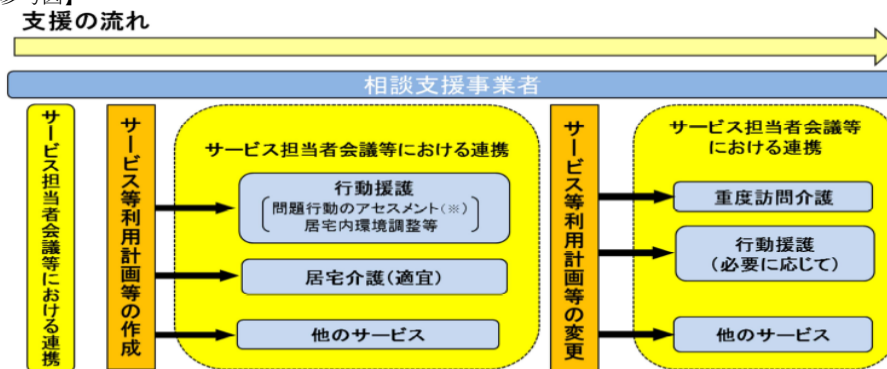
知的・精神障害による行動障害がある者への重度訪問介護の支給決定にあたっては、相談支援事

業所を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等による一定期間のアセスメントや居室内環境調整等を行い、その内容を踏まえたサービス等利用計画が作成されている必要があります。
行動援護の支給決定がない方については、行動援護を支給決定する必要があります。

(2) 支給決定に係る留意事項

- ア アセスメント等のために居宅内で行動援護のサービスが必要であることが、サービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居室内の行動援護の利用が可能です。
- イ 知的・精神障害による行動障害がある者が重度訪問介護を利用する場合で、居室内では落ち着いているが、刺激の強い外出時に行動障害が生じる可能性が高いと予測される場合は、居室内での支援は重度訪問介護、外出時の支援は行動援護といった形での併用が可能です。

【参考図】



出典：「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について（平成26年3月31日付障発0331第8号）」

8 ヘルパーの医療機関等への派遣

重度訪問介護は居宅（外出支援を除く）において提供するサービスですが、以下の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができます。退院までの全期間を一律に決定するのではなく、必要な期間、必要な量の支給決定が行えるよう、適宜、状況の把握に努めてください。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用して、医療機関に入院した障害者 ※令和6年4月より、区分4・5の利用者も対象になりました。
派遣先	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所
派遣期間	上記施設の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間に限る。
支援内容	・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。 ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。 ・上記に付随した看護に該当しない行為（テレビの位置調整等）。

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員（施設の職員）が行うため、その支援を代替及びその人員を補充するための利用はできません。また、看護に該当しない行為が必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用できません。

【参考】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」

（平成28年6月28日付保医発0628第2号 厚生労働省保健局医療課長通知）

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援者の付添いの受入れについて」

（令和5年11月20日付厚生労働省医政局地域医療計画課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）

9 児童への重度訪問介護の決定

「児童の支給決定に係る留意事項(F-2(3))」を参照してください。

H 入院中や施設利用中の制度利用可否

1 入院中の利用

居宅介護等は居宅におけるサービス提供であるため、利用はできません（重度訪問介護によるコミュニケーション支援は除く）。ただし、例外として通院等介助（通院等乗降介助）及び外出支援を行うサービスは、外出・外泊、他の医療機関への通院等の移動介助に際し、他に手段がない場合に限り利用ができます。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	○	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・日中活動系サービスや短期入所等の サービスの利用については、入院中の 利用可否を別途確認すること。
入院中の他の医 療機関への通院	△ (看護師等が付添わない場合で、他の手段がない場合に限 り利用可)		・通院等介助と外出系サービスの 両方が利用できる場合は、通院等 介助を優先して利用。
入退院時の 付添い	△ (既に支給決定があり、そ の支給量の範囲内で対応で きる場合に利用可)	○	
転院 (病院→病院)	×	△ (看護師等が付添わない場 合で、他の手段がない場合 に限り利用可)	

※1 区や事業所が利用に当たっての適否について医療機関と調整する必要はありません。ただ、医療機関から外出するときと医療機関に戻るときに、サービスを利用する障害者の支援について、看護師等とヘルパーとの引継ぎが生じるため、その時間について、あらかじめ利用者が医療機関と事業所に提示できるようにしてください。

※2 外出する場合、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点、医療機関において看護師等に引継いだときが終点となります。外泊する場合は、医療機関において看護師等から引継いでサービスを開始するときが始点となり、外泊先が終点となります。

2 短期入所利用時の利用

	居宅介護・ 重度訪問介護	重度訪問介護の外出・同行援 護・行動援護・移動介護	通学通所支援
短期入所利用のための 施設への送迎	×	△ (他に手段がない場合のみ利用可)	×
短期入所利用中	×	△ (原則利用不可だが例外あり ※1)	△ (※2)

※1 短期入所サービス利用中の支援は本来施設職員により行われるべきものです。しかし、例外として、以下の①～④すべてに該当する場合は利用を可能とします。ただし、利用が可能であっても、本人の状況や外出の目的によっては、ヘルパーでの対応が困難な場合があることに留意してください。なお、本取扱いには障害者総合支援法に基づく短期入所に限り、介護保険法に基づく短期入所は対象外です。

- ① 対象者が、緊急の事由により短期入所が必要と認められる者である。

② 施設職員による対応が困難であること及び家族対応等の代替手段がないことが確認できている。

③ 短期入所中にやむを得ず行わなければならない外出（医療機関受診等）として、区が必要性を認めている。

④ ヘルパーを利用する日について、短期入所事業所は「日中活動系サービスを併せて利用する場合」の単位を算定することの調整がついている。

※2 日中活動系サービスに通所する場合は、本人の安定した生活を確保することが必要と判断された場合に限りです。ただし、この場合も保護者の社会的要件は必要です。

※3 地域活動ホームのショートステイは法定の短期入所ではないため、利用中は外出系サービスの利用が可能です。

3 障害者施設入所中の利用（夏季・冬季・週末の帰宅期間中）

原則として施設入所中は利用できません。

ただし、帰省中（2泊以上）等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護・重度訪問介護（及び同行援護・行動援護）の利用が可能です。詳しくは「グループホーム入居者の帰省時の利用（I-4）」の考え方を参照してください。

これらの取扱いは、利用者と事業者の契約により障害児施設を利用する場合も同様です。なお、児童相談所の措置により障害児入所施設に入所している場合、措置継続中は利用することはできません。

4 療養介護施設利用時の利用

療養介護施設の入所は、医療機関の入院と同様に扱います。しかし、一部取扱いが異なるため、利用の際は、以下の表を確認してください。

	通院等介助 (通院等乗降介助)	重度訪問介護の外出・ 同行援護・行動援護・ 移動支援	備考
入院中の 外出・外泊	×	○	・外泊先から外出する場合も利用可。 ・療養介護と併用できないサービス (生活介護、短期入所等) 利用のため の外出は不可。
入院中の他の医 療機関への通院	×	△ (移送に当たり、看護師等 の付添いが得られない場合 に利用可)	
入所当日の施設 までの移動に係 る付添い	△ (既に支給決定があり、そ の支給量の範囲内で対応で きる場合に利用可)	○	・通院等介助と外出系サービスの両方 が利用できる場合は、通院等介助を優 先して利用します。 ・療養介護施設入所者は居宅介護を併 用できないため、原則入所日の前日を 期限として取消しますが、施設に到着 するまでの間に居宅介護の利用が必要 な場合は、例外的に入所当日までの支 給を認めます。
他施設入所のため の移動 (療養介護施設 →療養介護施設)	×	△ (他の手段がない場合に限り 利用可)	・利用者の希望等による施設間移 動を対象とします。施設側の都合 による移動は対象外です。

5 介護保険関連施設入所中の利用 (特養・老健・特定施設 (有料老人ホーム・ケアハウス等))

利用の可否は、次の表のとおりです。

施設種別	居宅介護・重度訪問介護の利用可否	備考
特別養護老人ホーム	×	
介護老人保健施設	△	重度訪問介護のコミュニケーション支援を一定期間利用する場合のみ利用可。
介護医療院	△	
介護療養型医療施設	×	
有料老人ホーム	△	介護保険の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けることができる場合は利用不可。
ケアハウス	△	
サービス付き高齢者向け住宅	△	
認知症高齢者グループホーム	×	

I 共同生活援助 (グループホーム) 入居者の制度利用

グループホーム入居者に対しては、本人負担によりグループホームの従業者以外の者による介護又は家事等をさせてはならないとされていますが、以下に該当する場合はヘルパー等の利用が、経過措置として (2027年3月31日まで) 認められています。

1 対象者

国で定められた対象要件 (次のア～ウ) に該当する者のみ、次のサービス利用が可能です。

ア 区分4以上の同行援護、行動援護又は重度訪問介護対象者

・利用できるサービス: 「身体介護」、「家事援助」、「重度訪問介護」

イ 区分4以上の者で次の①、②を全て満たす者

①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられている。

②グループホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認める場合。

・利用できるサービス: 「居宅介護 (身体介護に限る)」のスポット支援のみ

※ ア、イは、利用者の希望に基づき、相談支援事業者を中心にグループホーム等との調整を図る必要があります。支給決定時には、居宅介護等が必要な理由、必要時間及びヘルパー派遣の調整状況等を確認し、「共同生活援助基本決定」を「共同生活援助居宅介護利用者」に変更します。

(在宅援助記録票【1-5】に居宅介護等が必要な理由を記入してください)

※ 身体介護のスポット支援は、次の個別支援が必要となる場合のみ利用可能です。

○排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助等

※ 介護保険の訪問介護を利用する場合も同様の取扱いです。

ウ 区分1以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的な通院が個別支援計画に位置づけられている者

・利用できるサービス：「通院等介助」、「通院等乗降介助」

(対象者要件を満たす場合、「重度訪問介護」「行動援護」)

通院の対象回数は月2回を限度とします(ただし官公署等を除く)。

※ ウに該当しない者や、ウに該当する者で月2回を超える通院が必要な者については、移動介護等の外出支援サービスを利用して通院することが可能です。

2 グループホーム入居者の支給決定に係る留意事項

(1) 個別支援の考え方

グループホーム入居者についても、通常の場合と同様、利用者の状態や必要性に応じてその利用者個別にサービス提供を行います。したがって、グループホームの人員体制の不備や補助金・運営費の多寡といった事由からグループホーム入居者全体に対してサービス提供を行うことはありませんし、またそのような事由が利用が必要な理由になることはありません。

(2) グループホームの職員との役割分担

日常生活に必要な援助のうち「食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等」については、グループホーム設置運営主体が行うと規定されています。

また、「特段の専門的配慮をもって行う調理」が必要な人や職員不在時の調理についても入居者に食事の提供を行うのはグループホーム運営主体が行うべき業務であり、たとえ特別食の調理であっても居宅介護等の利用による対応は認められません。

3 グループホーム入居者の帰省時の利用

ホーム側で共同生活援助に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護の利用は可能です。なお、帰省時において、サービス提供報酬が支払われない場合とは、帰省開始日と帰省終了日を除いた日での利用となるため、最低でも2泊3日以上からとなります。

また、この取扱いは、グループホームの体験利用や施設入所の場合も同様です。

例) (金)GH→自宅、(土)自宅、(日)自宅→GH

⇒ (金)(日)ともGHでの報酬の算定対象となり、居宅介護は(土)のみ利用可能

なお、毎月定期的に帰省する場合以外は、その都度、支給決定を行うこととなります。

	(金)	(土)	(日)
利用者の所在	GH→自宅	自宅で1日過ごす	自宅→GH
GHの算定	○	×	○
居宅介護等の利用	×	○	×

第1版

居宅介護等利用計画表

利用者氏名

サービス内容（内訳）	所要時間	回数	所要時間積算理由			

身体介護利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（0.5時間単位）										事業者名
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											

家事援助利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（最小0.5時間単位 以降0.25時間単位）										事業者名
	～	0.00											
	～	0.00											
	～	0.00											
	～	0.00											
	～	0.00											
	～	0.00											
	～	0.00											

重度訪問介護

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（0.5時間単位）										事業者名
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											
	～	0.0											

通院等介助

回数/月	利用時間帯	時間数	行き先	院内介助の要否及び理由	事業者名
	～			要 ・ 否	
	～			要 ・ 否	
	～			要 ・ 否	

支給量計算（時間/月）	身体介護		家事援助		重度訪問介護		通院等	
-------------	------	--	------	--	--------	--	-----	--

22

第1版

居宅介護等利用計画表【記入例】

利用者氏名

横浜 太郎

サービス内容（内訳）	所要時間	回数	所要時間積算理由
入浴介助	1.00	週3回	バスボードへの移乗に時間が掛かるため、60分必要。
掃除	0.50	週3回	本人の居室、トイレ、風呂の掃除。
洗濯	0.25	週3回	洗濯機の操作は本人が行うため、洗濯物を干すことのみ行う。
調理	0.75	週5回	昼食、夕食の調理をまとめて行う。
サービス内容が多く、記入しきれない場合は、サービス内容をまとめて記入してください。 所要時間も合算したものを記入してください。 所要時間の理由をサービス内容ごとに記入してください。			

身体介護利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（0.5時間単位）												事業者名
月	10:00 ～ 11:00	1.0	入浴	1.0											サービス利用計画案に利用計画表の内容を記入する際は、事業所名の記入は不要です。
水	10:00 ～ 11:00	1.0	入浴	1.0											
金	10:00 ～ 11:00	1.0	入浴	1.0											
	～	0.0													
	～	0.0													
	～	0.0													
	～	0.0													
	～	0.0													

ブルダウンメニュー

自動計算されず。

家事援助利用内訳

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（最小0.5時間単位 以降0.25時間単位）												事業者名
月	11:00 ～ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0.25	調理	0.75							
火	11:00 ～ 11:30	0.50	調理	0.50											
水	11:00 ～ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0.25	調理	0.75							
木	11:00 ～ 11:30	0.50	調理	0.50											
金	11:00 ～ 12:15	1.50	掃除	0.50	洗濯	0.25	調理	0.75							
	～	0.00													
	～	0.00													

重度訪問介護

利用曜日	利用時間帯	時間数	利用内訳【サービス番号もしくは内容】・時間（0.5時間単位）												事業者名
	～	0.0	排泄		特食										
	～	0.0	食事		掃除										
	～	0.0	清拭		洗濯										
	～	0.0	入浴		買物										
	～	0.0	移乗		育児										
	～	0.0	起床		調理										
	～	0.0	就寝		その他										

ブルダウンメニュー

※参考のため、全項目を表示していますが、該当のものを
選択してください。

通院等介助

回数/月	利用時間帯	時間数	行き先	院内介助の要否及び理由	事業者名
4	9:00 ～ 11:00	2.0	ヨコハマシヤクシヨ整形外科	要 ・ 否	
	～			要 ・ 否	
	～			要 ・ 否	

自動計算されません。
計算後、入力してください。

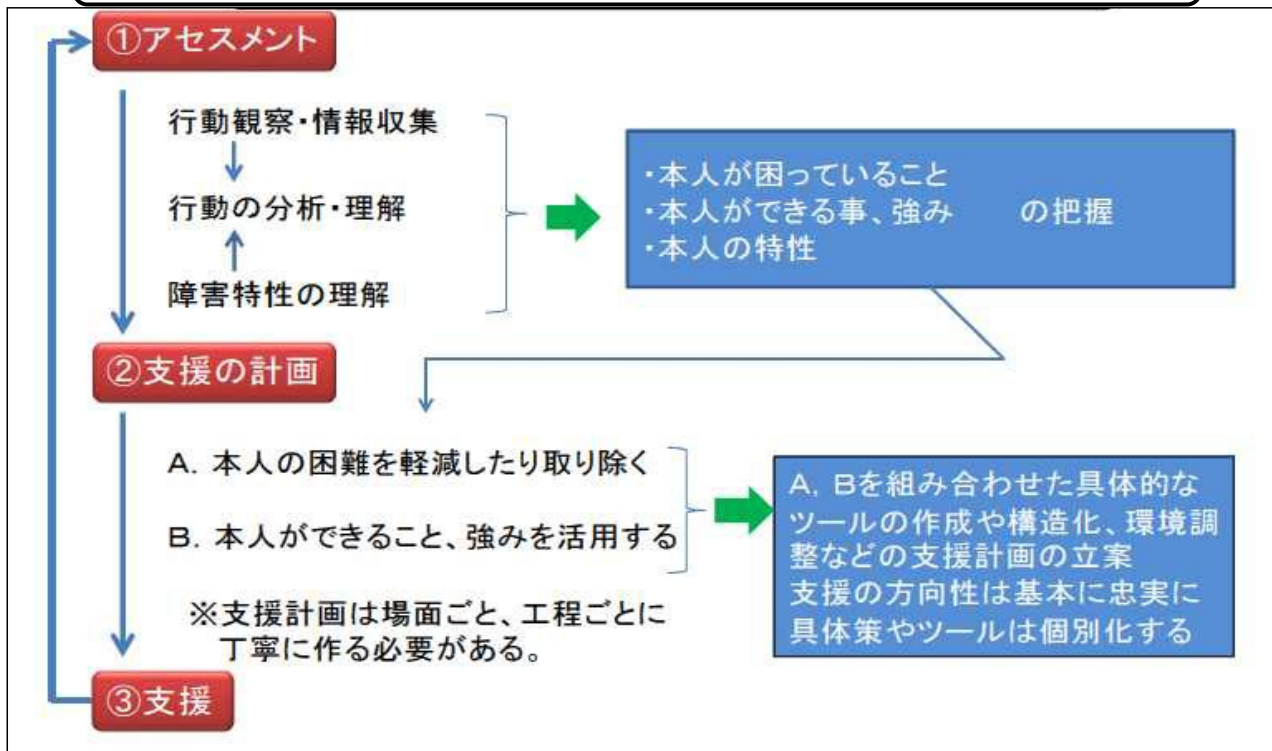
支給量計算（時間/月）	身体介護	15.0	家事援助	25.5	重度訪問介護		通院等	8.0
-------------	------	------	------	------	--------	--	-----	-----

(参考) 重度訪問介護導入に必要なプロセス

● 行動援護事業者が行うアセスメント等について

行動障害のある知的障害者、精神障害者が重度訪問介護を利用するためには、指定特定相談支援事業者を中心とした連携体制の下、行動障害に関する専門知識や経験を有する者（行動援護事業者）によるアセスメントや居宅内環境調整等を実施する必要があります。相談支援専門員は、行動援護事業者がアセスメント等を行う際の調整やフォローアップを行います。

参考： 行動障害がある者に対するアセスメントから支援までの考え方



出典：厚生労働省通知「重度訪問介護の対象者拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について（平成26年3月31日付障障発0331第8号）」

● アセスメント等の情報の共有について

行動援護事業者が実施したアセスメント等の情報は、サービス担当者会議等で共有します。共有するための様式として、できるだけ厚労省通知（※1）により参考として示されている標準的なアセスメントシート（支援計画シート）及び支援手順書（支援手順書兼記録用紙）を御活用ください。アセスメントの結果は、サービス等利用計画案等に別紙として添付することが適当です。

なお、上記シート等の使い方については、国立のぞみの園が作成したテキスト（※2）を参照してください。

※1…「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付障障発0331第8号）

※2…「強度行動障害者支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」（平成25年度障害者総合福祉推進事業 実施団体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）

(参考) 重度訪問介護導入までの基本的な流れ

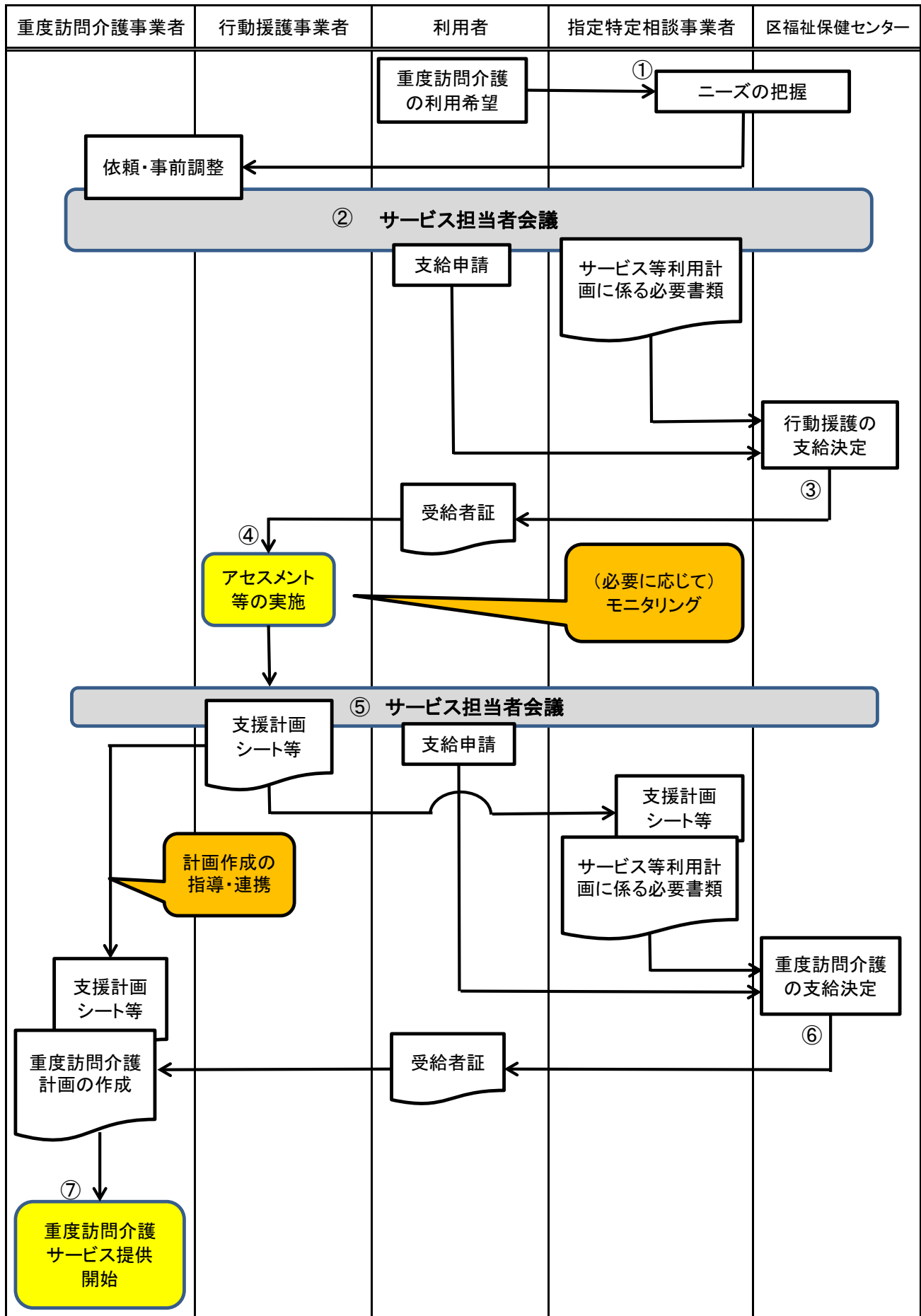
項目	備考
① 重度訪問介護のニーズ把握	・ニーズを把握する。 ・行動援護事業所及び重度訪問介護事業所に依頼、事前調整を行う。
② サービス担当者会議	・重度訪問介護利用までの流れを共有する。 ・行動援護事業者が行うアセスメント等の期間を設定する。 ・既にサービス等利用計画が作成されている場合は、計画の変更内容を区と確認する。
③ 行動援護の支給決定	・行動援護の必要な支給量を決定する。 ・モニタリング実施月に変更がある場合は、サービス等利用計画案に記載する。また、「⑤ サービス担当者会議」の月がモニタリング月として設定されていることも確認する。
④ 行動援護事業者によるアセスメント等の実施	
⑤ サービス担当者会議	・行動援護事業者のアセスメント情報(支援計画シート等)を確認・共有する。 ・アセスメント等が不十分の場合は期間の延長を検討する。 ・現に利用している居宅介護(身体・家事・通院)や外出系サービスについて、重度訪問介護への移行を検討する。(★) ・サービス等利用計画の変更内容を確認する。
⑥ 重度訪問介護の支給決定	・重度訪問介護の必要な支給量を決定する。 ・必要に応じて他サービスの支給量を変更する。
⑦ 重度訪問介護の利用開始	

★ 併用の取扱いマニュアルで確認してください。

注意

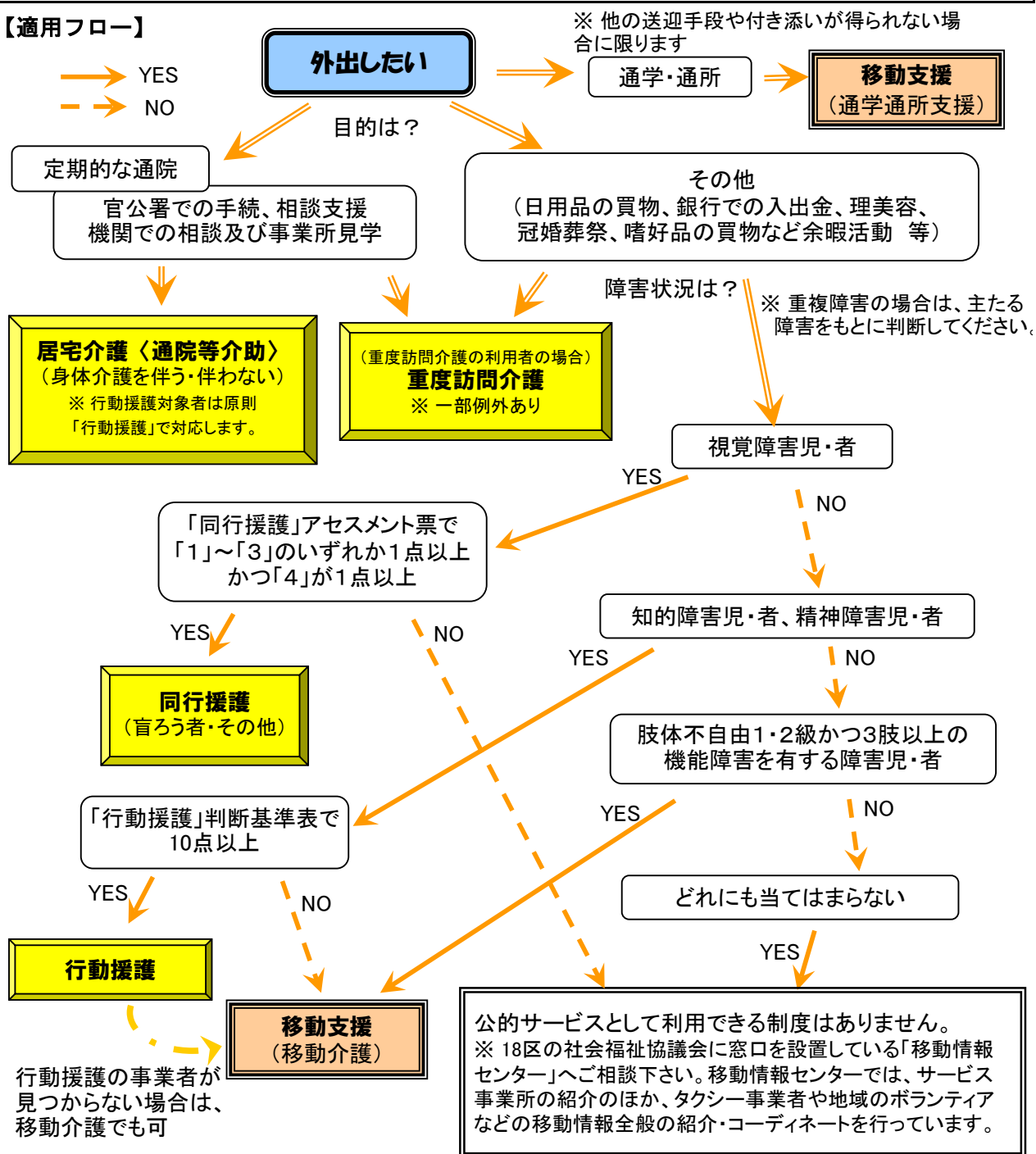
・ サービス等利用計画の内容や本人の状況、事業所との調整状況等によっては動きが変わってくる場合があります。

(参考)フロー

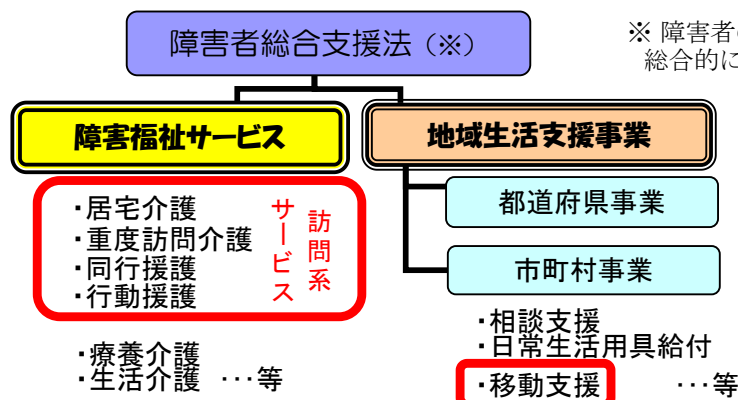


外出支援

【適用フロー】



【参考：障害福祉サービスと地域生活支援事業】



(1) 同行援護（介護給付）

サービス名称	同行援護
サービス内容	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
対象者	【同行援護基本（盲ろう者）】 ・下記のすべてに該当する障害者等 - ア 同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 - イ 聴覚障害6級以上の身体障害者手帳を所持する者 ・上記の状態に準ずる障害児（※1） 【同行援護基本】 ・同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者のうち、同行援護基本（盲ろう者）に該当しない者 ・上記の状態に準ずる障害児（※1）
障害支援区分	横浜市では原則認定は推奨。後述
支給(利用)単位	最小単位30分 以降30分ごと
支給量	基準48時間内／月（1回あたりの時間数は設定不要） ※二人派遣の場合は、基準96時間内／月
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間＋最大1年以内（ただし支給開始日が1日の場合は1年以内）
利用者負担	1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な費用	外出時にかかる交通費等（ヘルパー分も含む）
他制度等との併用の有無	通院等介助と併用可。移動支援のうち通学通所支援とは併用可。（後述）
他制度との優先順位	

※1 児童については在宅援助記録表の記載から5領域11項目を確認した上で、

同行援護アセスメント票により対象者であることを確認します。その後、聴覚障害6級以上の身体障害者手帳の有無により、サービス区分を判断します。

【サービス支給決定時の留意事項】

1 障害支援区分認定の必要性

(1) 障害者の区分認定

国では区分不要とされていますが、同行援護事業所は、障害支援区分3以上の者に対して同行援護サービスを提供した場合、加算を算定することができるため、申請者については、原則として障害支援区分の認定をご案内します。

ただし、過去に障害支援区分認定調査を行って非該当と認定されており、状態が大きく変わっていない場合のみ区分認定は不要です。

また、在宅援助記録票等により、明らかに障害支援区分2以下又は非該当と判断できる人は、障害支援区分認定を必須としません。

(2) 障害児の区分認定

障害児についても障害者と同様に加算が算定できますが、障害児は障害支援区分の認定手続きがないため、各区役所において「児童の短期入所 単価区分確認表」を準用し、加算対象であることの判定を別途行います。

加算の算定方法

単価区分3	「障害支援区分4以上」の加算対象者
単価区分2	「障害支援区分3」の加算対象者
単価区分1	加算対象外

2 移動支援等利用計画表の作成

利用の際は、アセスメントに基づいて「移動支援等利用計画表(後掲)」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表と同様です。

※移動支援等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

(トップページ→相談支援事業者向けページ→サービス等利用計画提出書類一式)

3 同行援護のサービスについて

(1) 「同行援護 基本」と「同行援護 基本(盲ろう者)」の違い

サービス内容に違いはありません。「同行援護 基本(盲ろう者)」は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護のサービス提供を行った場合に、同行援護事業所が加算を算定できるようにするため、必要となる類型です。

(2) サービス提供に係る注意点

ア 対象とならないサービス内容

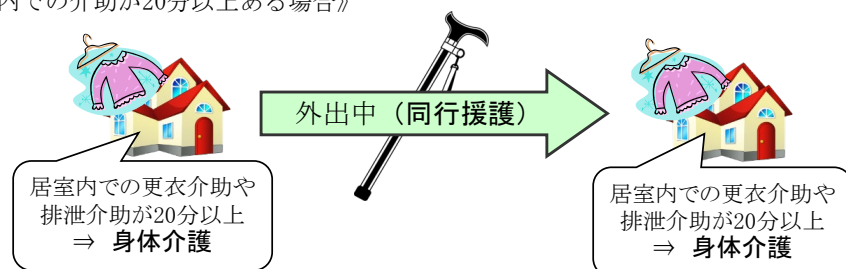
同行援護は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇等の社会参加のための外出支援を行うサービスなので、以下の内容は対象となりません。

・通勤、営業活動など経済活動
・通学(普通校(小学校～高校)・大学・専門学校等)等の通年かつ長期にわたる外出
・社会通念上適当でない外出(ギャンブル、飲酒目的の外出等)
・プールやスポーツ施設等における活動そのものの支援
・銭湯や入浴施設の利用中(単に一緒に入浴する行為)
・宗教(布教)活動
・本来施設側や活動主催者が対応すべきと考えられるもの (事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出や活動中の支援等)

イ サービスの範囲

居室内で行う介助は同行援護のサービスに含まれません。そのため支給決定の際、外出の準備や帰宅後の水分補給など、居室内において介助が必要かどうかを確認する必要があります。居室内で行う介助が20分を超える場合は、居宅介護の「身体介護」の支給決定が可能です。

《居室内での介助が20分以上ある場合》



※居室内で行う介助が20分に満たない場合には、報酬算定ができないため、身体介護の決定はできません。

ウ 二人派遣の取扱い・所要時間の考え方

居宅介護等に準じます（前掲）。

（3）他施設や他サービス利用中の併用

居宅介護の項目H（前掲）を参照してください。

4 障害児（小学生以下）の適用

障害児（小学生以下）への適用に関しては、保護者等が付き添えない場合（社会的理由にあたるもの）に限ります。この場合、単純に基準時間で決定するのではなく、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみを算出します。

○ 社会的理由にあたるもの
疾病（入院、通院※、服薬を行っている状況）、出産、就労、冠婚葬祭、事故・災害、失踪、出張、転勤、看護、きょうだい児の学校行事等公的行事への参加、介助度が高く保護者一人では対応できない場合（保護者＋ヘルパーが原則） ※保護者の通院の機会を確保できるよう、ホームヘルプ等を含め他のサービスも検討すること
× 社会的理由にあたらぬもの
介護疲れ（レスパイト）、対象児以外の子どもの時間を確保したい場合、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない

5 同行援護と通院等介助、移動支援（通学通所支援）との関係

（1）通院等介助

外出の目的が定期的な通院や官公署のみの場合には、原則、通院等介助を支給決定しますが、利用者が希望する場合には、同行援護での利用を可能とします（通院等を理由として支給決定基準を超過することはできません）。また、突発的に通院が必要になった場合にも、支給されている時間数の中で同行援護での利用が可能です。なお、院内介助の取扱いは「居宅介護の通院等介助」に準じます。

（2）移動支援（通学通所支援のみ）

通学通所目的での同行援護の利用はできないため、同行援護と通学通所支援は併用が可能です。（移動介護は不可）

同行援護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

6 支給量基準を超過する決定

（1）支給量基準を超過して決定する場合の考え方

居宅介護等と同様です（前掲）。

（２）必要不可欠な外出の範囲

必要不可欠な外出と認められるものは、以下の外出に限ります。

内容		備考
1	買物（自宅近隣での日用品の買い物）	目安：１回２時間以内
2	金融機関・不動産店等での手続	
3	理美容	
4	子どもの学校行事（入学式、卒業式、運動会、保護者面談、PTA活動等）	
5	健康上必要な散歩 （買い物、通所等他に外出の機会がない場合のみ）	自宅近隣30～60分程度
6	行政関連の会議、障害当事者団体の会議等	親睦のみを目的とする活動は必要不可欠外出にはあたらない（余暇としての利用は可）。
7	就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等（必要な期間のみとし、資格取得の活動や学習塾を除く）
8	前各号に準ずる外出及び社会通念上必要と認められる外出	

７ 難病患者等への支給決定について

障害者総合支援法の対象となる難病患者等が同行援護を利用する場合、対象者要件を満たしているかを事前に各区障害者支援担当課へ相談してください。

同行援護アセスメント票（令和2年4月1日改正）

No	調査項目	0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害 視力（3-1）	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない 全く見えていない	見えているのか判断不能	障害支援区分認定調査項目（3-1）と同じ	矯正視力による測定とすること（視力確認表は別図）
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	周辺視野角度（I／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I／二視標による。以下同じ。）が56度以下である。	両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。	両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
			(身体障害者手帳3級に相当)		(身体障害者手帳2級に相当)			
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

- ※「視野」について、旧基準（平成30年6月30日以前）で発行された身体障害者手帳の等級は、新アセスメント票における身体障害者手帳の基準に該当すると認められる。
- ※「夜盲等」の等については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。
- ※歩行については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

判定結果

氏名	
----	--

判定日	年 月 日
確認者	

アセスメント点数

調査項目	点数
視力障害	
視野障害	
夜盲	
移動障害	

医師の意見書	有 ・ 無
合計点数	

(2) 行動援護（介護給付）

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行う
対象者	知的障害及び精神障害で、判定基準表の合計点数が10点以上となる障害児・者（基準表は後掲）
障害支援区分	区分3以上（障害児は区分不要）
支給(利用)単位	最小単位30分 以降30分ごと
支給量	上限なし（基準時間 48時間／月＋通院等介助必要分） ※二人派遣の場合は、基準96時間／月＋通院等介助必要分
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間＋最大1年以内（ただし支給開始日が1日の場合は1年以内）
利用者負担	1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な費用	外出時にかかる交通費等（ヘルパー分も含む）
他制度等との併用の有無	通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）及び移動介護との併用は原則不可。通学通所支援とは併用可。（下記参照）
他制度との優先順位	通院等介助（官公署等への外出含む）及び移動介護に優先

※ 利用者がサービスの対象となるかは、各区障害者支援担当課へお問合せください。

【サービス支給決定時の留意事項】

1 行動援護のサービス

(1) 行動援護に含まれるサービス内容

行動援護の内容には、以下の内容が含まれます。また、出発前の準備や帰宅後の水分補給など、外出に伴う居宅内での介助についてもサービス内容に含みます。

ア 予防的対応

- (7) 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動をとることができるように理解させること
- (4) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえでの予防的対応等を行うこと など

イ 制御的対応

- (7) 何らかの原因で本人が不適切な行動を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動を適切におさめること
- (4) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること
- (9) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

ウ 身体介護的対応

- (7) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応
- (4) 食事を摂る場合の食事介助
- (9) 入浴及び衣服の着脱介助など

(2) 対象とならないサービス内容

同行援護に準じます（前掲）。

（３）二人派遣の取扱い

居宅介護に準じます（前掲）。通院等介助や移動介護を併用している場合であっても、二人派遣を行う場合は同一のサービスでなければなりません。

（４）所要時間の考え方

行動援護の報酬算定ができるのは１日に８時間までとなります。８時間を超えてサービス利用することは可能ですが、行動援護事業所が受け取る報酬額は一定です。

（５）他施設や他サービス利用中の併用

居宅介護の項目H（前掲）を参照してください。

2 移動支援等利用計画表の作成

支給決定の際は、アセスメントに基づいて「移動支援等利用計画表（後掲）」を作成してください。移動支援等利用計画表の取扱いは、居宅介護等利用計画表と同様です。

※移動支援等利用計画票のエクセルデータは横浜市HPに掲載しています。

（トップページ→相談支援事業者向けページ→サービス等利用計画提出書類一式）

3 児童の決定

児童への決定において、“保護者等が付き添えない社会的理由”は問いません。支給量については、障害児本人の外出の必要性等を精査した上で、具体的利用計画に基づいて必要時間数のみ計算します。

4 行動援護と移動支援（移動介護・通学通所支援）及び通院等介助との関係

（１）行動援護と移動介護・通院等介助の併用

行動援護の対象者であっても、事業所が見つからない場合には、移動介護を利用することができます。その際に、行動援護と移動介護の支給量基準が一部異なりますが、行動援護対象者であれば、行動援護の支給量基準に基づいて計算してください。この場合、サービス等利用計画に、「行動援護対象者」である旨の記載や行動援護の判定基準表を添付してください。

なお、この場合、移動介護には行動援護の様に通院や官公署等への外出は含めませんので、別途「通院等介助」で計算してください。

（２）行動援護と通学通所支援の併用

行動援護と通学通所支援は併用が可能です。

行動援護と通学通所支援を併用する場合は、それぞれの支給量基準で支給決定が可能です。

5 支給量基準を超過する決定

（１）支給量基準を超過して決定する場合の手順

居宅介護等と同様です（前掲）。

（２）必要不可欠な外出の範囲

同行援護と同様です（前掲）。

行動援護判定基準表

行動関連項目 (認定調査項目)	0 点	1 点	2 点
コミュニケーション (3-3)	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解 (3-4)	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す (4-7)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動 (4-16)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止 (4-19)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動 (4-20)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為 (4-21)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為 (4-22)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為 (4-23)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動 (4-24)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等 (4-25)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

判定結果

氏名

判定日	年 月 日
確認者	

点数

点

(3) 移動支援

サービス名称	移動介護	通学通所支援
サービス内容	・社会生活上必要不可欠な外出 ・余暇等の外出 ※外出前後の準備等及び外出中に付随するヘルパー業務(※1)を含む	・(通学) 特別支援学校 ・(通所) 日中活動系サービス事業所・放課後等 デイサービス事業所等 ※外出前後の準備等及び外出中に付随するヘルパー業務(※1)を含む
サービス形態	①個別支援型 (ヘルパー1人が利用者1人に対応) ②グループ支援型 (ヘルパー1人が複数利用者に対応)	①個別支援型 (ヘルパー1人が利用者1人に対応) ②グループ支援型 (ヘルパー1人が複数利用者に対応) ③乗降介助型 (ヘルパーが運転する車の乗降介助) ④自立通学通所支援型 (自力での通学通所を目指した支援)
対象者	原則小学生以上(※2)で、下記のいずれかに該当する者(ただし、小学生の場合は「他の送迎手段や付き添いが得られない場合」に限る) ①身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者(外出時に主に車椅子を使用する者(※3)) ②知的障害児・者、精神障害児・者 ③総合支援法の対象となる難病患者等(児童含む)で①と同等の者	原則小学生以上(※2)で、下記のいずれかに該当する者(ただし、年齢に関わらず「他の送迎手段や付添いが得られない場合」に限る(※4)) 左記①～③の対象者に加え、 ④身体障害1～2級の視覚障害児・者 ⑤総合支援法の対象となる難病患者等(児童含む)で④と同等の者
支給量	合計で基準30時間内/月(基準超過可能な外出は「2 対象となる外出の種類」を参照) ※必要不可欠な外出と通学通所支援を合計して30時間を超える場合は基準48時間	
障害支援区分	不要	
支給(利用)単位	最小単位「30分」以降30分ごと (参考)事業所が最小単位の報酬算定をするためには、20分以上のサービス提供が必要です。(通学通所の乗降介助を除く)	
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)	
決定方法	本人の利用希望に基づき以下を勘案し決定 ※「移動支援等利用計画表」を使用 ・主な外出先、目的から必要な時間を算出 ・移動支援事業以外の外出の有無	
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) ※他の障害福祉サービス及び児童福祉法サービスと併せた負担額上限	
利用者負担以外に必要な経費	・外出時に係る交通費(車両利用時の乗車運賃も含む) ・施設入場料等 ※いずれもヘルパー分も含めて利用者負担	
他制度等との併給の有無及び優先順位	介護給付における外出支援(※5)が優先され、原則併給は不可(通院等介助を除く)。通学通所支援との併給は可。	介護給付における外出支援(※5)との併給及び移動介護との併給が可。

※1 付随するヘルパー業務とは、情報の伝達や代行為、食事・着脱衣・排泄等の身体介護です。

※2 未就学児については、原則対象外です。ただし、社会生活上必要不可欠な外出で、本人の障害状況ゆえに保護者の付添いのみでは外出が困難な場合などは、対象となる場合があります。

※3 屋内では伝い歩きができる場合も含む。

※4 自立通学通所支援型は「他の付添いが得られない場合」という条件なし(13「自立通学通所支援について」参照)

※5 通院等介助、通院等乗降介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援

【サービス支給決定時の留意事項】

1 対象者要件の判断（※支援が必要となる障害要件で決定してください）

(1) 身体障害 1 ～ 2 級で 3 肢以上の機能障害を有する障害児・者（外出時に主に車椅子を使用する者）

障害区分	障害名（例示）
移動機能	・四肢麻痺 など
体幹機能	・両下肢体幹機能障害 ・四肢体幹機能障害 ・両下肢対麻痺 など ※体幹機能障害は四肢に及ぶ障害とみなします。
上肢・下肢	・右上肢麻痺と両下肢機能障害 など ※3肢未満の場合は対象外

(2) 知的障害児・者または精神障害児・者：等級を問わず、外出に支援を要する者

(3) 身体障害 1 ～ 2 級で視覚障害を有する障害児・者（「通学通所支援」に限る）

(4) ①総合支援法の対象の難病患者等（児童含む）で、(1)と同等の者(以下の書類を確認)

確認項目	確認書類・内容(以下のすべてを確認)
対象疾病	「医師の診断書」等で総合支援法の対象疾病かを確認
外出に支援を要する状況	「障害支援区分認定用スコア表」で「歩行(1-8)」が(4)全面的支援かつ「移動(1-9)」が(3)部分的支援又は(4)全面的支援である者 (障害支援区分の認定を受けていない場合は認定基準を用いて判断します)
3 肢以上の機能障害	「医師作成の書類（障害支援区分認定用医師意見書等）」で確認

②総合支援法の対象の難病患者等（児童含む）で、(3)と同等の者（「通学通所支援」に限る）

2 対象となる外出の種類

項 目	内 容	備考（利用の目安等）
移動介護	① 社会生活時間超過不可な外出	
	ア 家族の入学式、卒業式、保護者面談、運動会等 学校行事、PTA活動（保育園、幼稚園、学校）	
	イ 家計の維持、財産の保全に係る手続・相談	銀行や金融機関等 目安：1回1時間以内、月4～5回以内
	ウ 日常生活上必要な買物（商店、スーパー）	自宅近隣での日用品の買物 目安：1回2時間以内、週3回
	エ 理容、美容（理容院、美容院）	目安：1回3時間以内、月1回程度
	オ 住居の取得・賃貸等に係る契約・相談	不動産店等
	カ 冠婚葬祭（本人・親族・友人のためのもの）	会場で親族等の支援が見込まれる場合は現地までの送迎のみ
	キ 就職・就学のための活動	ハローワーク、就職活動、受験等(必要な期間のみとし、資格取得の活動や学習塾を除く)
	ク その他前各号に準ずる外出	
	個別状況に応じて区で必要と認める外出	「5 支給決定の積算方法」参照
	健康上必要な散歩（他に外出の機会がない場合のみ）	目安：自宅近隣30～60分程度
	障害当事者団体の会議 等	親睦のみを目的とするような余暇的内容は②その他余暇等の外出
	外② 出その他、余時間超過の	
	①以外の外出	目安：週1回まで
	余暇的な買物や散歩	
	習い事、映画鑑賞、カラオケ、スポーツ、図書館等	
	障害当事者団体活動	
	任意グループでの外出	
	医療機関受診、入退院の付添い、行政機関での手続（単発・突発的・不定期なもの）	居宅介護の「通院等介助」の範囲以外の突発的な通院等

項 目	内 容	備 考
(基準時間超過可援能)	①通学	ア 特別支援学校への通学
		イ その他前号に準ずる外出
	②通所	ア 日中活動系サービス事業所への通所
		イ 放課後等デイサービス事業所への通所
		ウ 日中一時支援事業所への通所
		エ その他前各号に準ずる外出
		生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、地域活動支援センター(デイ型・地域作業所型・活動センター型) 地域活動ホームの一時ケア、横浜健育センター等

※通学通所支援の報酬単価は、片道1回につき2時間を超える設定はありませんのでご注意ください。

※主目的が「通学・通所」であれば、通学通所支援での決定となります。

3 対象外の外出や活動内容

	内 容	備 考
対 象 外	移動介護	(1) 通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出
		(2) 宗教(布教)活動や特定の利益を目的とする団体活動
		(3) 事業者や団体が企画する活動中の外出
		(4) 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
		(5) サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動
		(6) サービス提供者に資格・習熟・準備を要する活動
		(7) サービス提供者が危険を伴う活動
		(8) 通年かつ長期にわたる外出
		(9) その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業を適用することが適当でないと認められる外出及び活動
	通学通所支援	(1) 療育センターや保育園・幼稚園への通園
		(2) 普通校(小学校～高校)・大学・専門学校、フリースクール等
		(3) 学校内、学校行事参加中、通所施設の活動中
		(4) 放課後児童クラブ(学童)、放課後キッズクラブ
		(5) 生活支援センター、区や地活等で実施する生活教室
		(6) 医療機関のデイケア・ナイトケア・ショートケア
	その他	(1) 病院内・診察室・検査室・リハビリ室内のみの支援
		(2) 利用者が自転車や自動車等を自ら運転する外出
		(3) 一日の範囲で用務が終了しない外出(旅行の宿泊中を含む場合等)
		(4) ヘルパーが単独で外出するもの
		慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓参り、単に一般聴衆として参加する宗教的な集まり等は可 事業者が企画・用意した場所やイベント等への外出や活動中の外出(集合場所までは可) スポーツの相手をする、カラオケと一緒に歌う、プールと一緒に入る、銭湯・入浴施設と一緒に入る、入浴介助を行うなど(更衣介助までは可) ※ただし、排泄介助等の具体的な身体介護を要する場合、その活動中の見守りは可 週2回以上の外出(余暇的な買い物、散歩、習い事等)※日常生活上必要な買い物は週3回まで可 原則、未就学児童は不可 在学中の作業所等への実習は可 特別支援学校に併設する場合は可 特別支援学校から左記に行く場合は可(はまっ子ふれあいスクールを含む) 移動介護で可 通院等介助で対応 院内介助の取扱い(居宅介護(通院等介助)参照) 宿泊先まで及び宿泊先からの移動部分についての利用は可 ヘルパーのみで買物に行く、薬局に薬を取りに行く、車椅子のみを運ぶ等

4 施設・他サービス等との併給有無

施設・サービス種別			移動介護	通学通所支援	備 考
居住地・送迎先	グループホーム入居中		○	○	体験入居中も利用可
	日中活動系サービス、日中一時支援施設	施設への送迎	×	○	
		利用中	×	×	
	入所施設	施設への送迎	×	×	
		入所中	×	×	帰省中（2泊以上）等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日は利用可
	地域活動ホームのショートステイ		○	○	ショートステイ利用のための施設への送迎は移動介護で対応
	短期入所施設		要相談		
高齢者施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホームの入居中		×	×	
	有料老人ホーム、ケアハウスの入居中		○	○	施設側の支援が前提でない場合で、障害ゆえに必要な場合は利用可
	養護老人ホーム		○	○	施設側の支援が前提でない場合で、障害ゆえに必要な場合は利用可
その他	母子生活支援施設		○	○	他に手段がない場合のみ利用可
	その他の入所施設（児童系・生活保護系等）		×	×	
	病院	入退院時の送迎	○	×	他に手段がない場合のみ利用可（通院等介助が優先）
		転院	○	×	他に手段がない場合のみ利用可
		入院中	○	○	他に手段がない場合のみ利用可（他の医療機関への通院は、通院等介助が優先）
	療養介護施設		要相談		

※行き先が通学先・通所先の場合は、短期間であっても「通学通所支援」での決定とします。

5 支給決定の積算方法

アセスメントに基づいて、以下のいずれかの積算方法で「移動支援等利用計画表」及びウィークリープランを作成し、必要時間数又は基準時間で決定します（利用計画表の内容が在宅援助記録票に記載されていれば作成は不要。また、支給決定更新時に、使用目的や決定時間数に変更がない場合も作成不要です。）支給決定の際は、個別の障害状況や生活状況に応じて決定時間数を判断してください。なお、基準時間は上限ではありません。

※児童の移動介護については、障害児本人の外出の必要性等を精査した上で、具体的利用計画に基づいて必要時間数で決定します。

(1) 具体的な利用目的・時間が決まっており、基準30時間以内で1か月の必要時間が見込める場合

具体的な外出先・目的・時間を記入し、移動介護、通学通所支援を合わせて必要時間数のみを算定して決定します。

(2) 具体的な利用目的・時間が未定で、余暇等の不定期な利用が含まれる場合

利用見込や目的を記入し、移動介護、通学通所支援を合わせて基準の30時間以内で必要時間数を決定します。

(3) 具体的な利用目的・時間が以下に該当し、基準30時間を超える見込みがある場合

「社会生活上必要不可欠な外出」と「通学通所支援」の利用時間の合計が基準時間の30時間を超える場合は、48時間を基準時間として必要時間数で決定します。48時間を超えて決定する場合には、必要性や理由を課内で十分精査し、必要不可欠な外出に要する時間を積算して決定してください。30時間を超える場合も、48時間を超える場合も、具体的な理由や外出内容等を在宅援助記録票等に記載し、基準時間を超えて決定する必要があると区で認める判断理由等を明記します。

※通学通所支援については、利用経路を確認し、適切な時間数で決定してください。

（事業者、保護者都合等の遠回りは不可）

★次の個別状況に応じて区で必要と認める外出」についても必要不可欠な外出に含みます。

他の手段では代替困難で、個別支援上、当該外出が必要不可欠であることを区が判断して決定します。

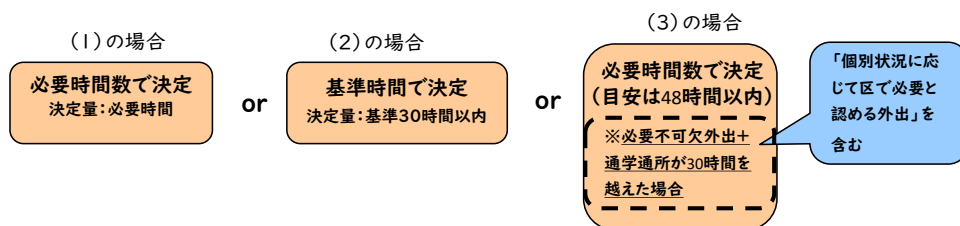
ただし、更新時や状況変化がある場合は、必ず時間数の見直しを行ってください。

◎『個別状況に応じて区で必要と認める外出』の範囲については、次のいずれかとします。

- ・身体状況による理由（身体機能維持等）
- ・障害特性の理由
- ・家庭状況による困難理由

（例）医師の診断書で体重管理及び運動が必要とされている／外出しないと精神不安定になり、自傷や家族に対する他害等の問題行為がでる／移動支援を利用しないと虐待等により家族関係が破綻する等の懸念が大きい場合 等

⇒超過の目安は18時間（全48時間）。それ以上超過して決定する場合は、必要な理由を課内で十分精査してください。



6 2人派遣の決定

以下のいずれかに該当する場合は、2人派遣の決定が可能です。必要とされる支給量について2人分の時間を決定することとなり、利用者や事業者との調整を事前に行っておく必要があります。

なお、支給量全体ではなく、必要時間数のみを2人派遣で決定することも可能です。

- ① 利用者の身体的理由（体重が重い等）により、ヘルパー1人による介護が困難である場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他、障害状況等から判断して①又は②に準ずると認められる場合

※2人派遣の決定時間数（うち、**.*）は2人派遣の時間数です。）

（例1）30時間を2人派遣で決定する場合⇒決定時間：60.0時間（うち、60.0）

（例2）18時間は1人派遣、12時間は2人派遣の場合⇒決定時間：42.0時間（うち、24.0）

7 活動の起終点の考え方

移動支援では、活動の起終点を自宅以外の場所とすることも可能です。その場合、原則ヘルパーから介助者（保護者等）に引き継ぐようにしてください。

8 通学通所支援等の決定条件

(1) 「通学通所支援」の他の送迎手段が得られない場合とは

通所施設の送迎対象外であるために送迎車を利用できない、スクールバスが利用できない等のやむを得ない場合をいいます。利用者側の単なる都合や希望のみの場合は対象外です。

(2) 「移動介護」の小学生以下及び「通学通所支援」の決定に係る付き添いの社会的要件

付き添いが得られない場合（社会的理由にあたるもの）に限り、具体的利用計画に基づいて必要時間数で決定します（単に基準時間で決定しない）。ただし、自立通学通所支援の利用目的の場合は、付き添いの社会的要件は必要ありません（「13 自立通学通所支援について」参照）。

○	社会的理由にあたるもの
疾病（入院、通院、服薬を行っている状況）、出産、就労（就労時間にかかる場合）、冠婚葬祭、事故・災害、失踪、出張、転勤、看護、きょうだい児の学校行事等公的行事への参加、介助度が高く保護者一人では対応できない場合（付き添い＋ヘルパーが原則）	
×	社会的理由にあたらないもの
介護疲れ（レスパイト）、対象児以外の子どもの時間を確保したい場合、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない	

※社会的要件は在宅援助記録票等に必ず記載してください。

9 医療的ケア（たん吸引・経管栄養）の実施

移動支援のサービス中の医療的ケア（たん吸引・経管栄養）については、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できます。

医療的ケアが必要な利用者に支給決定する場合も、対象者要件や対象となる外出にあてはまるかをよく確認し、ケアを行う時間を含めた時間数で決定してください。

※事業者が医療的ケアを行うためには、登録特定行為事業者及び登録従業者であることが必要です。

医療的ケアの実施事業者は、移動支援事業者リスト（市HPに掲載）で確認できます。

10 行動援護対象者の移動介護利用について

行動援護の基準を満たす者であれば、行動援護での決定を優先します。ただし、行動援護対象者であっても、行動援護事業所が見つからない場合には、移動介護を利用することができます。その際、児童の場合には「行動援護判定基準表」を利用者ファイルに添付し、行動援護の決定基準に基づいて決定してください。

なお、外出目的が通学・通所の場合は、行動援護は利用できないため通学通所支援で決定します。

また、行動援護対象者が「移動介護」と「通学通所支援」を利用する場合は、それぞれの基準で必要時間数を算出して合計します（合計で30時間とする必要はありません）。

11 グループ支援型：利用者数＞ヘルパー数（「移動介護」「通学通所支援」共通）

移動介護、通学通所支援ともに、「個別支援型」と「グループ支援型」があります。

グループ支援型とは、同一の出発地から同一の目的地への移動において、ヘルパーがマンツーマンではなく、複数の利用者を同時に支援することです（ヘルパー1人に対し、最大4人まで）。

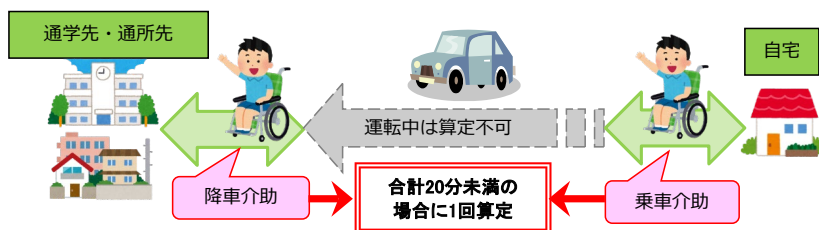
個別支援型とグループ支援型で支給量を分けることはしません。事業者に応諾義務はなく、各利用者の身体状況等を勘案したうえで、安全かつ適正にサービス提供可能と判断される範囲で実施することになります。また、2人派遣が決定されている利用者についてもグループ支援は可能です。

12 乗降介助型（「通学通所支援」のみ）

「通学通所支援」に限り、下記のいずれも満たす場合に、20分に満たない短時間の車両による送迎（ヘルパー本人が運転するもの）時の乗降介助を算定対象とし、車1台につき利用者3人まで対応可能です。なお、運転中の時間は介助が発生しない為、移動支援事業での算定はできません。

- ・乗降介助実施事業者かどうかについては、移動支援事業者リスト（市HPに掲載）で確認可能です。
- ・乗車介助・降車介助及び外出前の身支度等で20分以上のサービス提供となる場合は、「通学通所支援（基本）」で算定することになります。

◎乗車運賃は利用者の自己負担



なお、支給量は「通学通所支援」標準と乗降介助で時間を分けることはせず、併せて「通学通所支援」として決定します。その際、乗降介助は1回30分で換算してください。

- 〔例〕
- ・週2日は電車で1時間、週1日だけ車で登校支援 ⇒ $1H \times \text{週2日} + 0.5H \times \text{週1日} = \text{週2.5H}$
 - ・週3日、車で通所の行き帰り送迎 ⇒ $0.5H \times 2回 \times \text{週3日} = \text{週3.0H}$

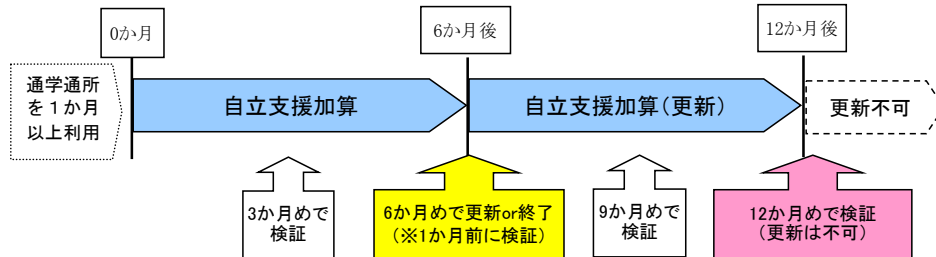
※車両による運送を行う場合は、乗降介助に限らず、道路運送法上の許可または登録が必要な場合があります。

13 自立通学通所支援（自立支援加算）について（「通学通所支援」個別支援型のみ）

「通学通所支援」に限り、自力通学・通所を習慣付けるための付添いを希望する場合は、一定の期間を設けて「自立通学通所支援（自立支援加算）」の決定が可能です。この場合、援助計画への位置づけが前提で、概ね3か月ごとに、自立通学通所の状況・成果を検証します。検証の結果、支援を続けても自立通学・通所が見込めない場合は、継続利用はできません。

項目	内容
対象者	次のすべてを満たす者 ・自立通学通所支援を希望する者 ・自立通学通所支援を受けることにより、6か月以内に自立通学通所が見込まれる者 ・当該事業所による当該通学通所先への通学通所支援を1か月以上利用している者 <u>※自立通学通所支援の実施中及び事前の通学通所支援1か月間の利用に限り「他の付き添いが得られない場合に限る（保護者の就労等）」という条件はありません。</u>
決定の流れ	①事前に「自立支援加算」の登録を行っている事業所が、通常の通学通所支援を1か月以上サービス提供し、自力通学通所の可能性等を把握 ②利用者と相談のうえ、事業所が「通学通所自立支援計画（案）」を作成 ③利用者は区に②を添えて利用申請 ④区は利用者にはアセスメントを行い、「自立支援加算」の支給決定を行う ⑤事業所は自立に向けた通学通所支援を開始。事業者は通学通所支援の報酬に加えて、「自立支援加算」を請求できる。 ⑥加算の設定期間は原則6か月間とし、概ね3か月ごとに検証実施します。
加算設定期間	設定期間は原則として6か月間とし、6か月以内に通学通所の支給期間を更新する場合は、加算も同時に更新します。支給期間終了後、継続の必要性が認められる場合のみ、一度だけ更新が可能です（最長1年間）。

実施後の検証	実施3か月後に移動支援事業所が検証を行い、今後の計画に変更があれば計画書を修正します。加算の支給決定期間終了前に（約1か月前）に移動支援事業所が検証を行い、自立の可否を検証し、区に検証結果を提出します。区は、事業所から提出された検証結果に基づいて、加算の更新や終了を決定します。 ア 自立できた場合……通学通所支援の支給も合わせて加算終了。 イ 自立できなかった場合……通学通所支援の支給はそのまま継続し、加算のみ終了。 ウ 加算を延長する場合……事業所が改めて「自立支援計画書」を作成。延長理由を明記。
--------	--



14 その他

●横浜市HPにも各種資料を掲載していますので、御参照ください。

●「移動情報センター」について

移動情報センターは、障害者等からの移動に関する相談に応じて、制度の案内や具体的なサービス事業所等の紹介やコーディネートを行う窓口で、市内全区にあり、各区の区社会福祉協議会が運営しています。

移動支援等利用計画表

利用者氏名

サービス名称		対象者要件	対象要件確認根拠
	移動支援事業（移動介護）	①身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者 ④難病患者等で①と同等のもの	手帳等級（身・知・精） _____
	移動支援事業（通学通所支援）	①身体障害1～2級の視覚障害児・者 ②身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ③知的障害児・者 ④精神障害児・者 ⑤難病患者等で①②と同等のもの ※年齢に関わらず「他に送迎手段が得られない場合」に限る。	手帳等級（身・知・精） _____ 自立支援加算期間 （ _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月）
	同行援護	視覚障害者	アセスメント表 _____ 点
	行動援護	・知的・精神障害者 ・判定基準10点以上 ・障害支援区分3以上	行動援護判定基準表 _____ 点
	重度訪問介護（移動加算部分）	・障害支援区分4以上	障害支援区分 _____

※1 外出時に主に車椅子を使用する者とし（屋内では伝い歩きできる場合も含む）。

外出ニーズ	外出先	支援目標・内容

移動支援等利用内訳

利用曜日	利用時間帯	1か月あたりの回数	1か月あたりの時間数	利用内訳時間（最小単位30分）	事業者名
	～	回	時間		
	～	回	時間		
	～	回	時間		
	～	回	時間		
	～	回	時間		

【上記以外の不定期な利用見込み】

利用時間帯（おおよそ）	1か月あたりの回数	1か月あたりの時間数	利用内訳時間（最小単位30分）	事業者名
	回	時間		
	回	時間		
	回	時間		
	回	時間		
移動介護 支給量計算（時間/月）		時間		
通学通所支援 支給量計算（時間/月）		時間		

サービス名称		対象者要件	対象要件確認根拠
○	移動支援事業（移動介護）	①身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者 ④難病患者等で①と同等のもの	手帳等級（身・ 知 ・精） <u>A2</u>
○	移動支援事業（通学通所支援）	①身体障害1～2級の視覚障害児・者 ②身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害児・者※1 ③知的障害児・者 ④精神障害児・者 ⑤難病患者等で①②と同等のもの ※年齢に関わらず「他に送迎手段が得られない場合」に限る。	手帳等級（身・ 知 ・精） <u>A2</u> 自立支援加算期間 （ 年 月～ 年 月）
	同行援護	視覚障害者	アセスメント表 <u> </u> 点
	行動援護	・知的・精神障害者 ・判定基準10点以上 ・障害支援区分3以上	行動援護判定基準表 <u> </u> 点
	重度訪問介護（移動加算部分）	・障害支援区分4以上	障害支援区分 <u> </u>

※1 外出時に主に車椅子を使用する者とし（屋内では伝い歩きできる場合も含む）。

外出ニーズ	外出先	支援目標・内容
日中活動先まで送迎してほしい	生活介護○○事業所	安全に配慮し、生活介護事業所まで通所支援を行う。
日用品の買物に行きたい	近隣のスーパー	スーパーへの移動及び買物中の移動の支援を行う。

移動支援等利用内訳

利用曜日	利用時間帯	1か月あたりの回数	1か月あたりの時間数	利用内訳時間（最小単位30分）	事業者名
平日	8:30 ～ 9:00	23 回	11.5 時間	通所支援（生活介護○○事業所）	○△ヘルパーステーション
平日	17:00 ～ 17:30	23 回	11.5 時間	通所支援（生活介護○○事業所）	○△ヘルパーステーション
金	18:00 ～ 19:00	5 回	5.0 時間	日用品の買物（近隣スーパー）	○△ヘルパーステーション
	～	回	時間		
	～	回	時間		

【上記以外の不定期な利用見込み】

利用時間帯（おおよそ）	1か月あたりの回数	1か月あたりの時間数	利用内訳時間（最小単位30分）	事業者名
14:00～16:00	1 回	2.0 時間	理容院	○△ヘルパーステーション
	回	時間		
	回	時間		
	回	時間		
移動介護 支給量計算（時間/月）		7.0 時間		
通学通所支援 支給量計算（時間/月）		23.0 時間		

移動支援事業 通学・通所 自立支援加算アセスメント票

下記のアセスメント項目で該当する方に「○」をつける。
項目全ての「はい」に「○」がつく者に対し、必要に応じて支給決定することができる。

	調査項目	はい	いいえ	備考
1	本人(又は家族)が今後、自力で通学・通所することを望んでおり、そのために自立通学通所支援員から支援を受けることを了承している。	○		
2	現在、移動支援事業の「通学・通所」を利用しており、新規の通学・通所先利用から1か月以上経過している。また、通学・通所先が6か月以内に変更又は終了の見込みがない。	○		●通学・通所支給決定期間 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
3	現在は、精神的な阻害要件(※1)により、一人での通学・通所が困難である。	○		●阻害要件 公共交通の利用方法が わからず不安がある。
4	一定期間(原則6か月以内)、自立通学通所支援員による集中的な働きかけによって、上記3の阻害要件が取り除かれ、自力での通学・通所を習慣づけることができると見込まれる(※2)。	○		●自立通学通所支援計画書(案) ☒ 確認済 ●自力通学・通所方法 (利用するものにチェック) ☒ 公共交通機関(電車・バス) ☐ 徒歩 ☐ スクールバス(バスストップまで支援) ☐ その他()
5	利用する予定の移動支援事業所は「自立支援加算」の登録事業所であり、本人(又は家族)は通学・通所の自立通学通所支援を受けた際、該当事業所の報酬に加算があることを認識している。(加算額548円/30分毎)	○		●事業所名 ☒ 加算登録確認済 ガイドヨコハマ事業所 連絡先: 000-0000

※1 身体的な阻害要件は含みません。

※2 自立通学(所)の見込みを判断する際、現在利用している移動支援事業者の作成した「自立通学通所支援計画書(案)」を確認するとともに、関係各所(通学・通所先等)に本人の状況確認をする場合があります。

判定結果 (いずれかに○)

移動支援事業の通学・通所において「自立支援加算」を決定 (できる) ・ できない

氏名

横浜 太郎

判定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

確認者

港 花子

障害者入浴サービス (訪問入浴…地域生活支援事業、施設入浴…市独自事業)

サービス名称	訪問入浴	施設入浴
サービス内容	自宅での入浴が困難な障害者に対し、移動入浴車で障害者宅に訪問し、入浴の機会を図る。	自宅での入浴が困難な障害者に対し、特殊浴槽の設備のある施設での入浴の機会を図る。
対象者	重度の身体障害者（１・２級）のうち、下記の全てを満たす原則18歳以上の者 ・医師が入浴可能と認めた者 ・住居形態や身体状況から他サービス等の利用によっても入浴の機会が得られない者 ・障害者施設等に入所又は病院等に入院していない者	
障害支援区分	不要	
支給(利用)単位	1回	
支給量	週2回まで (最大月10回まで) ※夏季(6～9月)は週3回、 最大月15回を上限とする	週1回まで (最大月5回まで)
支給期間	1か月を単位とし、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)	
利用者負担	原則、1割負担 (ただし生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)	
利用者負担以外に必要な経費	医師意見書代(新規申請時の全額及び更新時の3,000円+消費税を超える額)	
他制度との併用の有無	他の入浴の機会を含むサービスとの併用は不可。ただし、日中活動系サービス等については例外あり(次ページ参照)。	他の入浴の機会を含むサービスとの併用は不可。
他制度との優先順位	他の入浴の機会を含むサービスが優先(訪問入浴が施設入浴に優先)	
旧事業体系での位置づけ	訪問入浴	施設入浴

【サービス支給決定時の留意事項】

1 医師意見書の取扱いについて

入浴には急な体温変化等の危険が伴うことから、入浴サービスを支給決定する際は、利用者の身体状況等について医師が入浴可能と認めていることを意見書により確認します。医師意見書による確認は概ね1年ごとに行う必要があります。

なお、医師意見書による身体状況等の確認は、入浴サービス事業者も行います。

(1) 支給決定を行う場合の取扱い

新規支給決定	ア 区は利用者へ医師意見書の提出を依頼します。 イ 区は提出された医師意見書の写しをとり、 <u>原本は利用者へ返却します。</u> 原本は事業者が身体状況等の確認を行う際に使用します。 ウ 区は <u>医師意見書の写しを利用者ファイルに添付し</u> 、支給決定を行います。
支給決定の更新	ア サービスを継続している場合、事業者は概ね1年ごとに医師意見書の提出を利用者に求め、利用者の身体状況等の確認を行います。 イ 事業者が医師意見書の提出を受けた場合、区へ写しを提出します。 ウ 区は、事業者から提出された <u>医師意見書の写し(前回提出から概ね1年後に提出されたもの)</u> を利用者ファイルに添付し、利用者の状況等に変化がないことを確認の上、支給決定の更新を行います。

(2) 医師意見書の様式

医師意見書の様式は、横浜市ホームページに掲載しています。なお、参考様式であるため、同内容が掲載されているものであれば、別の様式でも確認は可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/nyuuyoku.h>

(横浜市HPトップページ → 障害福祉 → 在宅生活の支援 → 入浴サービス)

(3) 医師意見書代の助成

時期	助成額	助成方法
新規申請時	なし(全額利用者負担)	なし
継続時	3,000円＋消費税相当額を上限として市が助成(上記に満たない場合はその額を助成) ※	① 利用者は一旦全額を医療機関に支払い、事業者へ医師意見書と領収証を提出します。 ② 事業者は市へ公費を請求し、利用者へ助成額を支払います。

※ 助成対象となるのは文書の作成に係る費用のみで、交通費や郵送費等の実費は対象外です。

※ 助成回数は1年度あたり1回限りです。

2 入浴の機会を含む他サービスとの併用について

(1) 「入浴の機会」の考え方 (H29年度追加)

「入浴の機会」とは浴槽での入浴を指し、シャワー浴、足浴及び清拭等は「入浴の機会」に含みません。ヘルパー等の他サービスによって浴槽での入浴が可能となる者は、「入浴の機会」が得られているため、本サービスの対象外です。

入浴サービスの支給決定を行う際は、居宅介護の身体介護での入浴等、他の手段によっても「入浴の機会」が得られないことを記録に残してください。

(2) 例外的な取扱い

	訪問入浴	施設入浴
日中活動系サービス (生活介護・地域活動支援センターデイ型)	日中活動系のサービスで入浴を利用している場合、例外として併用を可能とし、その回数を勘案した上で、併せて週2回(夏季のみ週3回)まで利用することができます。 ただし、下記のいずれかに該当する場合については、日中活動系のサービスにおける入浴の回数に関わらず、週2回(夏季のみ週3回)まで利用することができます。 ア 日中活動系のサービスにおいて入浴の利用が不定期である(ウィークリープラン等に記載ができない)場合 イ 日中活動系のサービスで入浴を利用している際、実費等の自己負担が発生している場合	併用不可
訪問看護による入浴介助	訪問看護での入浴は、医師の指示に基づく在宅療養生活上の支援を目的としているため「入浴の機会」に含みません。そのため、訪問看護での入浴の回数に関わらず、入浴サービスは週2回(夏季のみ週3回)まで(施設入浴は週1回まで)利用することができます。	
住環境整備事業	対象者の経済状況等により支援方針が異なるため、 <u>制度間の優先関係はありません。</u> ただし、自宅浴槽での入浴を目的として住環境整備事業を利用した場合は、「入浴の機会」が得られていると考えられるため、入浴サービスの利用はできません。	

3 対象者の例外について

(1) グループホーム入居者

原則利用不可ですが、入所後の身体状況の変化により、ホーム内の浴槽での入浴やヘルパーの介助による入浴等が困難となり、入浴の機会が他に全く得られない場合のみ、その利用を可能とします。

(2) 障害児

原則、入浴サービスの対象者は障害者であり、障害児は対象外です。

ただし、各区長が必要性と特段の理由により総合的に判断できる場合は対象とします。

【総合的判断の基準】体格、医療的観点、家屋の状況など

4 利用者負担額について

重度障害者入浴サービスの自己負担額は、次の表のとおりです。なお、本サービスは地域生活支援事業であるため、上限額管理事務については対象外です。

階層	負担額（訪問入浴）	負担額（施設入浴）
生活保護	無料	無料
市民税非課税		
市民税課税	1割負担 1,306円/回	1割負担 1,348円/回

* 清拭・部分浴：自己負担額 914円／回

* 助言のみ：自己負担額なし

* 施設入浴で移送を行わない場合：自己負担額 611円／回

日中活動系サービス

(1) 生活介護事業（介護給付）

サービス名称	生活介護
サービス内容	日中、入浴・排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供し、身体機能や生活能力の維持向上のための援助を行います。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者。
支給決定要件	① 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分4）以上である者。…【基本決定】 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3）以上である者。…【基本決定】 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。…【経過措置対象者決定もしくは児童移行者対象者決定】 ※ ③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者。（特定旧法受給者）…【経過措置対象者決定】 ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者。…【経過措置対象者決定】
支給(利用)単位	1日 (個別支援計画に定めた標準的な支援時間)
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	食費等（食事提供体制加算対象者については食材料費のみ負担）
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については、別途援護の実施機関（区役所）に相談。
他制度との優先順位	介護保険優先

(2) 自立訓練事業（訓練等給付）

サービス名称	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）
サービス内容	通所又は居宅訪問により、理学療法や作業療法、その他身体機能や生活能力の維持・向上等のためのリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。	通所又は居宅訪問により、入浴・排泄つ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。 【具体例】 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。 ② 特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。 ※視覚障害者に対しての歩行訓練は、生活訓練でも実施可能。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。 【具体例】 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。 ② 特別支援学校等を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。 ※視覚障害者に対しての歩行訓練は、機能訓練でも実施可能。
障害支援区分	区分不要	
支給(利用)単位	1 日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋1 年以内 (ただし支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内) ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行うこと。	
	標準利用期間：18か月（原則） ※但し頸椎損傷により四肢麻痺がある方は 36か月	標準利用期間：24か月（原則） ※但し長期入院していた又はこれに類する事由のある方は36か月
利用者負担	原則 1 割負担（負担額上限あり）	
利用者負担以外に必要な経費	食費等（食事提供体制加算対象者については食材料費のみ負担）	
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については、別途援護の実施機関（区役所）に相談。	

(3) 就労移行支援（訓練等給付）

サービス名称	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）
サービス内容	就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。	
対象者	①就労を希望するものであって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者。（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。） ②通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。	①あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者。（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。） ②通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。
障害支援区分	区分不要	
支給(利用)単位	1日	
支給量	原則の日数 (または、利用見込みがあり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋1年以内（ただし支給開始日が1日の場合は1年以内） ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行ってください。 標準利用期間：24か月	支給開始日から同月末までの期間＋3年または5年以内 標準利用期間：36か月又は60か月
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）	
利用者負担以外に必要な経費	食費等（食事提供体制加算対象者については食材料費のみ負担）	
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については、別途援護の実施機関（区役所）に相談。	

(4) 就労継続支援事業（訓練等給付）

サービス名称	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）
サービス内容	雇用契約等に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練その他必要な支援を行います。	生産活動その他の活動の機会の場の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。（雇用契約は結びません。）
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。 ※就労選択支援の利用が必須となる場合があります（詳細は「就労選択支援」のページを参照）
障害支援区分	区分不要	
支給（利用）単位	1日	
支給量	原則の日数 （または、利用見込みがあり、必要と判断される日数）	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内（ただし支給開始日が1日の場合は3年以内） ※暫定支給決定期間があります。	① 50歳に達している者 … 支給開始日から同月末までの期間＋3年以内（ただし支給開始日が1日の場合は3年以内） ② ①以外の者 … 支給開始日から同月末までの期間＋1年以内（ただし支給開始日が1日の場合は1年以内）
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）	
利用者負担以外に必要な経費	食費等（食事提供体制加算対象者については食材料費のみ負担）	
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については、別途援護の実施機関（区役所）に相談。	

(5) 就労定着支援（訓練等給付）

サービス名称	就労定着支援
サービス内容	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。 ※事業所は、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により支援します。利用者に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供します。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から利用者本人の同意を得た上で、可能な限り報告書を共有することが望ましいです。 ※障害者本人が利用を拒む以外は職場定着支援が途切れないように就職後7か月目から確実に支援を受けられるように支給決定を行う必要があります。（暫定支給決定はありません。） ※就労後、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の事業所には、6か月間の職場定着支援の努力義務があります。
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型／B型を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6ヶ月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6ヶ月）以上42ヶ月未満の者。
障害支援区分	区分不要
支給(利用)単位	1月
支給期間	3年が上限（1年毎の更新が必要） ※3年経過後は、「障害者就業・生活支援センター」等へ引き継ぎます。 ※3年間の標準利用期間を超えての更新はできません。
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	なし
他制度との併給の有無	自立訓練、自立生活援助との併給はできません。

(6) 就労選択支援（訓練等給付）

サービス名称	就労選択支援
サービス内容	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
対象者	【必須対象者】 新たに就労継続支援B型を利用する意向がある者（以下の②を除く）。 【本人の希望に応じて利用可】 ① 新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある者 ② 新たに就労継続支援B型の利用する意向がある次の者 ・ 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者 ③ 既に就労移行支援または就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある者 ※令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や、就労移行支援を標準利用期間を超えて利用する場合についても、就労選択支援が必須になる予定です。
障害支援区分	区分不要
支給(利用)単位	1日
支給期間	原則1か月（最長2か月）
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	なし
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給の取扱については、別途援護の実施機関（区役所）に相談。

【サービス支給決定時の留意事項】

1 訓練等給付事業の標準利用期間取扱いについて

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち、次のサービスについては、当該サービスを利用できる期間（標準利用期間）が設定されています。

原則として標準利用期間内に当該サービスによる支援を終了し、利用者を就労又は地域での自立生活へのつなげていただきます。

（１）標準利用期間の設定されているサービス及び期間

① 自立訓練（機能訓練） 1年6か月（18か月）

※但し、頸髄損傷により四肢に麻痺がある者は 3年（36か月）

② 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練 2年（24か月）

※但し、以下の場合は、3年（36か月）

・長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していたもの

・長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められるものや発達障害のあるもの等、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められない状況にあるもの等

③ 就労移行支援 2年（24か月）

※但し、養成施設の場合は36か月又は60か月

★ 標準利用期間の特例による延長と判断基準

真にやむを得ない事由により、標準利用期間を超えて当該サービスを延長して利用する希望がある場合は、次にあげる判断基準を元に、事前に極力本人を交えた関係者会議等を開催してその必要性を十分検討した上で、当該サービス事業所が必要書類を援護の実施機関（区役所）へ提出し、必要性が認められた場合に限り横浜市審査会に諮ります。審査会の個別審査を経ることで、必要と認められる期間の更新決定を受けることが出来る場合があります。

なお、延長が必要と思われる場合は、当該サービスの支給決定期間が終了する2か月半前まで

に、当該サービス事業所や援護の実施機関（区役所）と相談をしてください。

審査会の都合上、利用期間終了が間近に迫っての相談はお受けできない場合があります。

（２）利用期間の特例による延長が認められる判断基準

以下の①～⑤のすべての判断基準を満たしている必要があります。

- ① 利用者が当該サービスの利用延長を希望しているか。
- ② これまでの支援内容が適切なものと認められるか。
- ③ 支援計画通りに支援を進められたなかった（標準利用期間内に支援が完了しなかった）やむを得ない理由があるか。
- ④ 今後の個別支援計画について、利用者本人の希望や意欲等を勘案し、目標の達成が可能な支援内容となっているか。
- ⑤ 延長が必要な期間が適切に設定されているか。

サービス名	延長期間	特記
自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援	延長期間12か月（1年）	原則1回のみ

2 在宅での就労系サービスの利用について

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型／B型）においては、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対しては、在宅においてサービスを利用することが可能です。

在宅でのサービスを利用するためには、援護の実施機関（区役所）で「通所が困難である理由」と「在宅での利用実施の妥当性（通所の可能性の有無、及び自己管理ができるかどうか等）」について確認する必要があります。

※サービス事業所が在宅におけるサービスを提供する場合には、サービス提供前に横浜市へ相談する必要があります。

3 日中活動系サービスと介護保険デイサービスとの併給の取扱いについて

併行利用するサービス	留意事項
介護保険デイサービス	介護保険対象者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスが優先となります。 但し、受け入れ先が確保困難、障害特性上介護保険サービスの利用が適切でない等の事情がある場合は、それらが解消されるまでの間、利用することができます。

4 原則の日数について

■ 日中活動系サービス（生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続A／B）

（１） 支給量の原則

日中活動サービスの支給量には「原則の日数」を限度にするというルールがあります。

原則の日数＝各月の日数から8日を控除した日数となります。

（厚生労働省障害福祉課長通知：平成18年9月28日障発第0928001号「日中活サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」 一部改正 障発第0330第1号 平成24年3月30日）

（２） 支給量の例外

① 事業所の運営上の理由で「原則の日数」を超える利用が見込まれる場合

例1：11月にバザー等の行事があり第1・3日曜日に通所するため。

例2：下請け作業の繁忙期で、7月のみ土曜日開所するため。

⇒ 事業所は、事前に健康福祉局障害施策推進課に「特例の届出」を提出し、年間の総利用日数が原則の日数の範囲内となるように調整します。

※区役所は、受給者証を再発行しません。

② 利用者の状態等を考慮して区が必要と判断した場合

例1：心身の状態が不安定で、リズムを崩さないように土曜日にも通所する必要がある。

例2：介護者が不在のため、通所先でのサービスを土曜日にも受ける必要がある。

(5) 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

サービス名称	地域活動支援センター【デイサービス型】	地域活動支援センター【作業所型】 (参考)
サービス内容	創作的活動や文化的活動、 機能訓練や社会適応訓練の実施	創作的活動などの実施
対象者	障害者	
障害支援区分	不要	
支給(利用)単位	1 日	区役所での支給決定手続は不要
支給量	原則の日数 (または、利用見込があり、必要と判断される日数)	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間 ＋最大 1 年以内 (ただし、支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内)	
利用者負担	原則 1 割負担 (負担額上限あり。 介護給付等と一体の上限管理)	施設ごとに決定
利用者負担以外に 必要となる経費	創作活動等の原材料費、食費（低所得利用者は食事提供加算があるため食材料費のみ負担）、入浴にかかる光熱水費等	食費等
他制度との併給の有無	区役所が特に必要と認める場合には、原則の日数を超えない範囲で、他の日中活動系サービスを利用しない日に利用することができる。	基本、週 5 日の通所。地域活動支援センターデイサービス型や他の日中活動系サービスとの併給は原則不可。
他制度との優先順位	介護保険優先	
その他		利用にあたっては、運営主体と利用者の間で直接利用契約を締結

【参考】地域活動支援センターの分類について

地域活動支援センターは次のように分類されます。

分類	旧体系での事業	支給決定	利用者負担
デイサービス型	障害者デイサービス	要	1 割（原則）
作業所型	地域作業所、小規模授産施設	不要	施設ごとに設定
精神作業所型	地域作業所、小規模授産施設	不要	施設ごとに設定
精神障害者生活支援センター	精神障害者生活支援センター	不要	施設ごとに設定
中途障害者地域活動センター型	中途障害者地域活動センター	不要	施設ごとに設定

自立生活援助

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。 (1) おおむね週に1回以上の定期居宅訪問 (2) 利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応 (3) 利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握 (4) 必要な情報の提供、助言、相談 (5) 関係機関との連絡調整 (6) 利用者との常時の連絡体制の確保 (7) その他地域における自立した生活を営むために必要な援助
対象者	① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者 ④ 同居する家族等に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者
障害支援区分	区分不要
支給(利用)単位	1月
支給期間	支給開始日から1年後の月末まで (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内) ※標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が求められた場合に限り、更新が可能。<u>終了月の2か月前に区へ相談のこと。</u>
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	なし ※面談及び同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。
他制度との併給の有無	就労定着支援、地域定着支援との併給は不可 障害者自立生活アシスタント事業との併用は不可
他制度との優先順位	障害者自立生活アシスタント事業より優先されます。
その他	・月2回以上の居宅訪問、もしくは、月1回の居宅訪問かつオンラインによる面談にて支援を行った場合、基本報酬が請求できる。 ・計画相談支援も併せての利用が原則

【サービス利用時の留意事項】

1 対象者について

対象となる方は、次のとおりです。

対象者① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者

※1

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

対象者②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者

対象者③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※対象者②③の「自立生活援助による支援が必要な者」は、障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断することになります。

【具体的な例】

- ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し 虐待 等）

対象者④同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院
・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

2 支給決定区分について

決定にあたっては、次のいずれかの支給決定となります。

支給決定区分	対象者
自立生活援助基本決定 （退所後1年未満）	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、精神科病院等を退院後1年未満の障害者 ・同居家族の死亡や入院、虐待等により単身生活を開始した日から1年未満の障害者
自立生活援助基本決定 （退所後1年以上・その他）	・障害者支援施設やグループホーム等から退所、精神科病院等を退院後1年以上を経過した障害者 ・その他自立生活援助による支援が必要な障害者

障害者自立生活アシスタント(横浜市事業)

【事業概要】

障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、障害者施設等に配置した自立生活アシスタント（以下、「アシスタント」）が、施設の専門性を活かし、障害の特性を踏まえた生活力、社会適応力を高めるための支援を行うことにより、単身等で生活する障害者の地域生活を維持することを目的としています。

【自立生活援助と自立生活アシスタント事業との比較】

	自立生活援助	自立生活アシスタント事業
根拠法令	障害者総合支援法	横浜市自立生活アシスタント事業要綱
対象者	障害者総合支援法の対象者	横浜市内の各区が援護の実施機関の者
支給決定 利用料	支給決定要・原則1割負担	支給決定不要・利用料なし
利用期間	支給決定は、1年間。 更新は審査会要。	利用期間の定めはなし。 ただし、終結を見据えて支援する。
実施機関	指定自立生活援助事業所	自立生活アシスタント実施事業所 ※次ページに一覧

【利用方法】

障害者自立生活アシスタント事業所又は区役所にお問い合わせください。
各区知的・精神と1か所ずつ事業所があるため、障害別に居住地の事業所にご相談ください。
高次脳機能障害は、市内1か所のため、全区域担当しています。

【利用に関しての留意点】

自立生活援助の対象となる方は、自立生活援助事業が優先です。

【事業所一覧】

区	知的障害	精神障害
鶴見区	つるみ地域活動ホーム幹 「幹」相談支援室	鶴見区精神障害者生活支援センター
神奈川区	かながわ地域活動ホームほのぼ の ほのぼの相談支援室	神奈川区精神障害者生活支援センター
西区	地域活動ホームガッツ・ビーと西 横浜障がい相談システムねくさす	生活支援センター西
中区	中区本牧活動ホーム	中区精神障害者生活支援センター
南区	活動ホームどんとこい・みなみ 地域生活支援センター南海	南区生活支援センターサザンウインド
港南区	港南中央地域活動ホーム そよかぜの家 地域支援室	港南区精神障害者生活支援センター
保土ヶ谷区	偕恵いわまワークス	保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター
旭区	アシスタントステーション歩	旭区生活支援センターほっとぽっと
磯子区	いそご地域活動ホームいぶき	磯子区精神障害者生活支援センター
金沢区	金沢地域活動ホーム りんごの森	金沢区生活支援センター愛&あい
港北区	しんよこはま地域活動ホーム 地域生活支援センター海 相談室	港北区精神障害者生活支援センター
緑区	横浜市中山みどり園	緑区精神障害者生活支援センター
青葉区	青葉メゾン 自立生活援助事業所ピウ	青葉区生活支援センターほっとサロン青 葉
都筑区	つづき活動ホームくさぶえ	都筑区生活支援センター こころ野
戸塚区	相談支援室 こだま	戸塚区生活支援センター
栄区	SELP・杜 杜の地域生活支援室	栄区精神障害者生活支援センター
泉区	泉地域活動ホームかがやき	泉区生活支援センター芽生え
瀬谷区	せや活動ホーム太陽 分室	瀬谷区生活支援センター

高次脳機能 障害	クラブハウスすてっぷなな
-------------	--------------

短期入所・日中一時支援

(1) 短期入所事業（介護給付）

サービス名称	短期入所
サービス内容	・介護者が社会的理由、私的理由により一時的に障害者の介護ができないときに障害者支援施設等で見守り、介護を実施 ・障害者本人の社会的理由、私的理由により障害者支援施設等で見守り、介護等を実施
対象者	障害児・者
障害支援区分	区分1以上 障害児は、単価区分1～3、重症心身・医ケア障害児、遷延性意識障害児のいずれかの決定が必要
支給(利用)単位	1日
支給量	具体的な利用見込みがある場合は【必要な日数/月】 具体的な利用見込みがない場合は【5日/月】で決定 上限日数【30日以内/月】かつ【180日以内/年】
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	利用者負担以外に特定費用として居室の光熱水費、食費、日中活動にかかる費用の実費を負担。
他制度との併給の有無	入院、施設入所、グループホームの併給は原則できません。日中活動や訪問系サービスとの併用については、区役所にご確認ください。
他制度との優先順位	介護保険制度が優先

【参考】障害者地域活動ホームで実施しているショートステイについて

障害者地域活動ホームで実施しているショートステイは横浜市独自事業で、障害児・者の家族等が入院、出産等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合等に、宿泊して介助するものです。利用に当たっては区役所での支給決定が不要で、事業所に直接相談することができます。対象年齢や申込方法は、各事業所に確認してください。

	短期入所	ショートステイ
法的根拠	障害者総合支援法	横浜市独自事業
実施施設	短期入所事業所	障害者地域活動ホーム
利用料金	総合支援法の原則1割負担+食費・光熱費等	1泊2,200円（17時～9時）+食費等
区役所での支給決定	必要	不要

1 短期入所の支給量についてのルール

年間の利用日数は180日以内、連続利用については30日以内となります。

介護者の長期入院等やむを得ない場合や事情がある場合は、例外的にこれを超える利用が可能です。区役所に相談してください。

2 医療機関等での短期入所について

下記に該当する障害児・者が医療機関等の実施する短期入所を利用する場合、医療対応が継続して必要な障害児者を受け入れるための特別な報酬単価が設定されています。

支給決定区分	対 象 者
療養介護対象者	下記のいずれかに該当 ① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者 ② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している障害者 ③ 区分5以上に該当し、重度の知的障害(A1、A2 加重前ランク)及び重度の肢体不自由(1、2級)が重複している障害者 ④ 区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者 ⑤ 区分5以上に該当し、認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ⑥ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者 ⑦ ①～⑥に準ずる状態と市町村が認めた療養介護の対象者
重症心身・医ケア障害児	下記のいずれかに該当 ① 重度の知的障害(A1、A2 加重前のランク)及び重度の肢体不自由(1、2級)が重複している障害児 ② 医療的ケアスコアが16点以上である障害児
遷延性意識障害児者	医師により遷延性意識障害の症状を呈するとされた者、また医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害児者(療養介護対象者、重症心身・医ケア障害児として該当する場合を除く。)

※医療的ケアスコア(P109～110参照)は、医師が判定・作成します。

医療的ケアスコアの提出を受けた区役所は、算出スコアを確認し支給決定を行います。

3 支給決定区分での短期入所の利用の可否について

年齢	支給決定区分	宿泊をとまう利用		日中のみの利用	
		福祉型短期入所サービス 福祉型強化短期入所サービス	医療型短期入所サービス 医療型特定短期入所サービス	福祉型強化特定短期入所サービス	医療型特定短期入所サービス
18歳以上	①障害者決定	○	×	○	×
	②療養介護対象者	○	○	○	○
18歳未満	③障害児決定(区分1～3)	○	×	○	×
	④重症心身・医ケア障害児	○	○	○	○
児者共通	⑤遷延性意識障害児者	○	○	○	○

※短期入所の支給決定は上記の①～⑤のいずれか1つが決定されています。

※福祉型強化短期入所サービス、福祉型強化特定短期入所サービスは医ケア(医療的ケアスコアの項目の欄に掲げられるいずれかの医療行為)が必要な障害児者が対象です。

※日中のみの利用でも、利用時間にかかわらず「1日」単位での支給決定になります。

(2) 日中一時支援（地域生活支援事業）

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	介護者が社会的理由、私的理由により一時的に障害者の介護ができないときに障害者支援施設等で見守り、介護を実施
対象者	日中において介護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な身体障害児・者、知的障害児・者、難病等対象者（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病） ※精神障害児・者、発達障害児・者は対象外
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	4時間未満（1/4日） 4時間以上8時間未満（2/4日） 8時間以上（3/4日）
支給量	具体的な利用見込みがある場合はその日数/月 (1/4、2/4、3/4×利用見込み回数を日数に換算 ※1日未満の端数は切上げ) 具体的な利用見込みがない場合は月2日の決定
支給期間	利用開始日から同月末までの期間＋1年以内 (ただし支給期間開始日が1日の場合は1年以内)
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	利用者負担以外に特定費用として食費、日中活動にかかる費用の実費を負担。
他制度との併給の有無	支給開始日から同月末までの期間＋1年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1年以内)
他制度との優先順位	なし

【事業所が費用を算定できない場合】

同一施設で短期入所、放課後等デイサービスと連続して利用する場合

【参考】障害者地域活動ホームで実施している一時ケアについて

障害者地域活動ホームで実施している一時ケアは横浜市独自事業で、障害児・者の家族等が通院、各種行事参加等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、日中の数時間介助するものです。利用に当たっては区役所での支給決定が不要で、事業所に直接相談することができます。対象年齢や申込方法は、各事業所に確認してください。

	日中一時支援	一時ケア
法的根拠	障害者総合支援法	横浜市独自事業
実施施設	日中一時支援事業所	障害者地域活動ホーム
利用料金	総合支援法の原則1割負担＋食費・光熱費等	一時ケア(300円/時間)
区役所での支給決定	必要	不要

居住支援

(1) 共同生活援助（訓練等給付）

サービス名称	共同生活援助（基本・居宅介護利用者）
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助 ・居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助
対象者	障害者（障害者総合支援法第4条第1項参照） ※ただし、身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるもの（＊）を利用したことがある者に限る。
障害支援区分	【介護サービス包括型・外部サービス利用型の場合】 障害支援区分認定不要 ※ただし、入浴・排泄・食事等の介護の提供を受けることを希望する場合は、区分認定が必要 【日中サービス支援型の場合】 障害支援区分の認定が必要
支給（利用）単位	1日
支給量	【本入居の場合】31日/月（退居月以外は、全て31日の支給決定です。） 【体験利用の場合】実際に体験する日数
支給期間	【本入居の場合】 支給開始日から同月末までの期間 + 3年以内（ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内） 【体験利用の場合】 実際に利用する日数（※体験利用のみの場合は、最長1年までの支給決定です。）
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要となる経費	家賃・食材料費・光熱水費・日用品費等
他制度との併給の有無	短期入所・日中一時支援、居宅介護、入浴サービスとの併給は原則不可 ただし、一定の要件を満たす場合は、併給可 ※居宅介護（介護保険の訪問介護も同様）との併給については、「訪問系サービス（※共同生活援助（グループホーム）入居者の制度利用はP19～）」の項目を参照 ※短期入所・日中一時支援との併給については、「短期入所・日中一時支援」の項目を参照。 ※入浴サービス（介護保険の訪問入浴介護も同様）との併給については、「障害者入浴サービス（※グループホーム入居者の利用については、P49）」の項目を参照
他制度との優先順位	なし

＊「準ずるもの」とは…身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給、地方公共団体等の負担により実施する障害者に対する支援事業等

◎グループホームの体験利用については、【サービス支給に係る留意事項】の「5 体験利用について（P71）」参照

サービス名称	共同生活援助(退居後定着) (退居後共同援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費)
サービス内容	グループホームを退居した利用者の居宅を概ね週1回以上訪問し、以下の支援を行う。 ① 利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握 ② 生活環境の変化に伴って必要な情報提供及び助言(ゴミ捨て、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。) ③ 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。) ④ 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携
対象者	グループホームを退居した利用者(自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していた者)
障害支援区分	障害支援区分の認定不要
支給期間	退居日の属する月から3月間(GH退居した日の属する月から3月が経過した日の属する月まで) ※市町村審査会の意見を聴き、3月を超えて引き続き支援が必要であると認めた場合に限り、支給決定の更新(1回)が可能です。
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり)
他制度との併給の有無	制限なし (退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うことを趣旨としているため、利用者の地域における一人暮らし等の定着を促進する観点から、居宅介護や重度訪問介護、短期入所を含め、他の障害福祉サービスの支給決定が可能)
他制度との優先順位	なし
その他	特定障害者特別給付費は対象外



○ 共同生活援助（グループホーム）における事業所の類型について

グループホームの事業所の類型は、介護等の提供方法により3種類あります。

グループホームの類型は、「障害福祉サービス情報かながわ」で確認することができます。

介護サービス包括型	グループホーム事業者により介護サービスを提供する。
日中サービス支援型	グループホーム事業者により常時（日中・夜間）の介護サービスを提供する。
外部サービス利用型 【令和8年4月1日時点 市内にはありません】	介護等を外部の居宅介護事業所に委託する。

○グループホームの住居の種類について

共同生活援助では利用者の意向や目標に応じた支援を行うため、3種類の住居が設定されています。

利用する住居の種類により、支給決定期間や更新時の手続きが異なる場合がありますので、ご注意ください。

<u>共同生活住居</u> <u>（本体住居）</u> 【設置可能な GH 類型】 介護サービス包括型：○ 日中サービス支援型：○ 外部サービス利用型：○	【共同生活住居とは】 ・「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物です。マンション等の建物で、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さがある住戸については当該住戸を共同生活住居とし、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については建物内の複数の住戸を共同生活住居として定められています。 【住居の利用期間】 ・期間の定めはありません。
<u>移行支援住居</u> 【設置可能な GH 類型】 介護サービス包括型：○ 日中サービス支援型：× 外部サービス利用型：○	【移行支援住居とは】 ・共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居です。 ・共同生活援助の利用前から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中的な支援を実施する観点から、定期的に関係機関等と十分な連携を図りつつ、3年以内に単身生活等へ移行できるよう、計画的に支援を行います。 ・利用者の意向を反映した個別支援計画を作成し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施します。 【住居の利用期間】 ・移行支援住居に入居を開始してから3年（36か月以内） ※ただし、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、支給決定を更新し、引き続き、移行支援住居において共同生活援助の提供を受けることが可能です。 ※移行支援住居の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、移行支援住居以外の共同生活住居において共同生活援助のサービス提供を受けることは可能です。

<u>サテライト型住居</u> 【設置可能な GH 類型】 介護サービス包括型：○ 日中サービス支援型：× 外部サービス利用型：○	【サテライト型住居とは】 ・共同生活住居のうち、グループホーム職員から支援を受けながら単身生活等に向けた練習を行い、単身生活等への移行を目的とした住居で、本体住居のグループホームから、概ね 20 分以内の位置にあるアパート等に設置されている住居です。 ・サテライト住居の入居定員は、1 名です。 ・居室には日常生活を営む上で必要な設備が設けられています。 【住居の利用期間】 ・サテライト住居の利用を開始してから3年（36か月以内） ※ただし、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、支給決定を更新し、引き続き、サテライト型住居において共同生活援助の提供を受けることが可能です。 ※サテライト型住居の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、サテライト型住居以外の共同生活住居において共同生活援助のサービス提供を受けることは可能です。 【その他】 ・サテライト型住居として法人（事業所）が賃貸借契約を結んでいた物件の契約を、利用者本人が契約をし直すことで、引き続き同じ住居（アパート等）に住み続けることも可能です。
---	--

【サービス支給に係る留意事項】

1 グループホームの支給決定について（※体験利用の場合も含む）

(1) 本入居または体験利用の場合（基本 or 居宅介護利用者決定）

① 介護サービス包括型・日中サービス支援型 GH の場合

『本体決定（基本または居宅介護利用者決定）』、『特定障害者特別給付費（該当者のみ）』、『加算（該当者のみ）』の3つが支給決定されます。

② 外部サービス利用型 GH の場合

・上記、介護サービス包括型・日中サービス支援型の場合の支給決定に加え、『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15 分単位）/月）』の支給決定が必要な場合があります。

(2) グループホーム退居後の支援の場合（基本決定（退居後定着））

・令和6年度の報酬改定において、GH から希望する一人暮らし等に向けた支援の充実のために新設されたサービス（退居後共同援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費）です。介護サービス包括型または外部サービス利用型の事業所が実施することができます。

・支給決定はグループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）が対象で、本市受給者証には『基本決定（退居後定着）』と印字されます。

2 本体決定について

グループホームの本体決定は、下記3種類のうちから1つが支給決定されます。

本体決定	決定要件
基本	下記以外
居宅介護利用者決定	グループホームの中で居宅介護等を利用する場合 ※「3 居宅介護利用者決定および GH 利用者における居宅介護等の利用上の留意点」参照
基本（退居後定着）	グループホームを退居した利用者 （自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）

3 居宅介護利用者決定および GH 利用者の居宅介護等の利用について（詳細は P19~を参照してください。）

(1) 介護サービス包括型及び日中サービス支援型での居宅介護等利用（介護保険の訪問介護含む）

原則、グループホームの住居の中での介助はグループホーム事業者によって提供されるものですが、利用者の心身の状況からグループホーム事業者の支援に追加して支援が必要な場合、区分4以上等の要件を満たす場合に限り、特例的に居宅介護等を利用することができます。（令和9年（2027年）3月31日までの経過措置）

ただし、グループホーム側の報酬単価が変わるため、本体決定の支給決定を『基本決定』から『共同生活援助居宅介護利用者決定』へ変更する必要がありますので、変更が必要な場合は援護の実施機関（横浜市の場合は各区役所）にご連絡ください。

※注意 GH 内での居宅介護の利用時間が 1 日あたり8時間以上である場合は、共同生活援助事業者の報酬が 95%になります。

（※グループホームの入居者で、通院等介助・通院等乗降介助・同行援護・行動援護・移動支援・訪問入浴のみを利用する（＝グループホームの中で居宅介護・重度訪問介護を利用しない）場合は、基本決定となります。）

対象者要件	利用可能なサービス
① 区分4以上で、 同行援護・行動援護または、重度訪問介護対象者	<u>居宅介護（身体介助・家事援助）、 重度訪問介護</u> の利用が可能です。
② 区分4以上で、上記①以外で下記の要件を満たす者 ・グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が 位置付けられていること ・グループホームでの居宅介護利用について市町村 （区役所）が必要性を認めること	<u>居宅介護（身体介護）のスポット支援のみ</u> 利用が可能です。

(2) 通院等介助・通院等乗降介助の利用（詳細についてはP20を参照してください。）

区分1以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的通院が個別支援計画に位置づけられている者は、通院介助の利用が可能です。ただし、利用は月2回までとなります。

(3) GH入居日、帰省時の居宅介護利用について（詳細についてはP21を参照してください。）

実家への帰省時等、共同生活援助の報酬が算定されない期間については、通常の居宅介護の利用が可能です。利用する期間のみ必要最小限で決定することになります。

(4) 外部サービス利用型での受託居宅介護の利用について

区分2以上の方で上記「(1)介護サービス包括型及び日中サービス支援型での居宅介護等利用の対象者要件②(区分の要件除く)」の要件を満たす場合、居宅介護の身体介護のみ利用可能です。

なお、受託居宅介護サービスを利用するには『共同生活援助』の支給決定に加え、『受託居宅介護サービス』の支給量（時間（15分単位）/月）の決定が必要になります。

4 特定障害者特別給付費について（GH居住者…基本決定・居宅介護利用者決定のみ）

グループホームに居住している対象者の家賃の実費負担を軽減するため、次のいずれかに該当する方に補足給付を支給します。（『基本決定（退居後定着）』の対象者は、補足給付の対象外です。）

支給決定に際しては、家賃額が分かるもの（契約書や事業者の証明書等）が必要です。

① 市町村民税非課税世帯

② 生活保護受給世帯

※月額1万円を上限として給付されます。

※障害者総合支援法に基づく体験利用を決定する場合も、対象者には支給決定されます。

5 体験利用について

利用条件等は以下の通りです。

- ◆ 入居目的であり、定員上の空き部屋がある場合に実施することが可能で、グループホームの類型ごとにそれぞれ年間（年度）上限50日以内、1回連続30日以内まで利用することができます。
- ◆ 入院中や施設等に入所中、グループホーム入居中（※）も体験利用が可能です。
※同一敷地内又は同一事業所のグループホームへの体験利用については、報酬を算定できません。

6 受給者証に記載される加算について

各区役所において共同生活援助を支給決定する際、対象者が要件を満たす場合は以下の加算が決定されます。

加算名	対象者要件等
重度障害者支援加算Ⅰ (受給者証の印字は、 <u>重度障害者支援加算</u>)	【対象者】 重度障害者等包括支援対象者
重度障害者支援加算Ⅱ (受給者証の印字は、 <u>強度行動障害者重度支援加算</u>)	【対象者】下記の①または②に該当する者 ① 障害支援区分4・5で、行動関連項目合計点数が10点以上の障害者 ② 障害支援区分6で、行動関連項目合計点数が10点以上の障害者のうち、重度障害者支援加算に該当しない者(認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」に認定された障害者)
重度障害者支援加算 (18点以上) (受給者証の印字は、 <u>重度加算(18点以上)</u>)	【対象者】 障害支援区分4以上で、行動関連項目合計点数が18点以上の障害者
強度行動障害者 体験利用加算	【対象者】 共同生活援助(介護サービス包括型又は日中サービス支援型)を体験利用する、障害支援区分認定調査において行動関連項目合計点数が10点以上の障害者 【加算期間】体験利用の期間
強度行動障害者 地域移行特別加算	【対象者】 障害児者施設に1年以上入所していた強度行動障害者(※)であって、当該施設等を退所してから1年以内の者 ※行動関連項目合計点数が10点以上の者 【加算期間】退所から1年以内
地域生活移行 個別支援特別加算	【対象者】次のいずれかに該当する者 ① 医療観察法に基づく通院決定を受けた者 ② 刑務所等(=矯正施設又は更生保護施設)からの退所等(=退院、退所、釈放、仮釈放)に伴い保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により入居した者であって退所等から3年以内の者(矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後、3年以内に関係機関との調整により入居した者も対象となります。) 【加算期間】入居から3年以内
精神障害者 地域移行特別加算	【対象者】 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内の者 【加算期間】退院から1年以内
医療的ケア対応支援加算	【対象者】 医療的ケア判定の「スコア表」の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする者 ※本加算の支給決定には、利用者等からの申出書等の提出が必要です。

(2) 施設入所支援（介護給付）

サービス名称	施設入所支援
サービス内容	施設に入所する人に、主として夜間や休日、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	地域や障害者支援施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者。
支給決定要件	① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては障害支援区分3）以上である者。 …【基本決定】 ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 …【訓練等給付利用者決定】 ③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 …【基本決定】 ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 …【経過措置対象者決定】 ※但し、就労継続支援B型利用者のうち、区分要件が満たされていれば【基本決定】とします。 ※③又は④の者のうち、下記の「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えありません。 - 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） …【経過措置対象者決定】 - 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 …【経過措置対象者決定】
支給（利用）単位	1日
支給量	31日／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内 ※併給の日中活動の支給期間の方が短い場合はその支給期間に合わせます。 （ただし支給開始日が1日の場合は3年以内）
利用者負担	原則1割負担（負担上限月額あり）
利用者負担以外に必要な経費	食費・光熱水費の実費負担 （利用者負担階層が生活保護・低所得1、低所得2の者については補足給付あり）
他制度との併給の有無	障害者支援施設への入所の場合は、その他の日中の障害福祉サービスの支給申請を併せて行います。療養介護、訪問系サービス、短期入所との併給は原則できません。 ※障害者施設入所中の訪問介護の居宅介護等の利用について（夏季・冬季・週末の帰宅期間中等） 原則として、施設入所中は利用できません。ただし、帰省中（2泊以上）等、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない日については、居宅介護・重度訪問介護（及び同行援護・行動援護）の利用が可能です。
他制度との優先順位	—
その他	- 他のサービスとの併給の取扱については別途援護の実施機関（区役所）へ相談。 - 施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は「原則の日数」以内。

(3) 宿泊型自立訓練（訓練等給付）

サービス名称	宿泊型自立訓練
サービス内容	主として夜間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行います。
対象者	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。
障害支援区分	区分不要
支給（利用）単位	1 日
支給量	31日／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋1 年以内 （但し、支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内） ※暫定支給決定期間があります。 ※支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行ってください。
	標準利用期間：24か月（原則） ※但し、長期入院していた又はこれに類する事由のある方については、36か月。
利用者負担	原則 1 割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外に必要な経費	食費（食事提供体制加算対象者については食材料費のみ負担）、光熱水費。
他制度との併給の有無	短期入所・居宅介護及び他の居住系サービスとの併給はできません。
他制度との優先順位	—

(4) 療養介護事業（介護給付）

サービス名称	療養介護	
サービス内容	医療機関において、医療と常時介護を必要とする人に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。また、医療に係るものを療養介護医療として提供します。	
支給決定要件	医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者。 ア 基本決定 ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者。 ③障害支援区分5以上の者であって医療的ケア判定スコア16点以上の者。 ④障害支援区分5以上の者であって強度行動障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑤障害支援区分5以上の者であって遷延性意識障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者。 ⑥上記③～⑤に準じる状態と市町村が認めた者。 イ 経過措置対象者決定 …第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護へ移行した者。（※市内に該当施設はありません。）	
支給(利用)単位	1日	
支給量	31日／月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は3年以内)	
利用者負担	福祉サービス部分	医療サービス部分
	原則1割負担（負担上限月額あり）	原則1割負担。（重度障害者医療制度による償還払いが可能） 食費については入院時食事療養費の標準負担額分の負担。（医療型の個別減免あり）
他制度との併給の有無	他のサービスとの併給は原則認められません。 但し、療養介護入所中の移動支援等の利用は、医療機関の入院と同様に扱います。	
他制度との優先順位	—	

地域相談支援

(1) 地域移行支援（地域相談支援給付）

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。 （地域移行支援計画の作成、地域における生活に移行するための活動に関する支援、障害福祉サービスの体験的な支援、体験的な宿泊支援等）
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ・以下の施設等に入所等している障害者 ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院 ②救護施設、更生施設 ③刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院 ④更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム ※宿泊型自立訓練施設入所者及びグループホーム入居者は、対象外。 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。 ・精神科病院（医療観察法指定病院含む）に入院している精神障害者
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1月
支給期間	【標準利用期間】 支給開始日から同月末までの期間＋6ヶ月以内 （ただし支給開始日が1日の場合は6ヶ月以内） 市町村が対象者の状態に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。 ※上記標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が求められた場合に限り、6ヶ月以内で更新が可能。終了月の2か月前に区へ相談のこと。
利用者負担	なし
利用者負担以外に必要な経費	なし ※面談及び同行支援にかかる交通費等は、事業所との契約による。
他制度との併給の有無	精神障害者退院サポート事業との併用は不可
他制度との優先順位	——
その他	——

【利用にあたっての留意事項】

利用者及び家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

利用に当たっては、計画相談支援もあわせての利用が原則です。

障害福祉サービスの体験的な利用については、指定障害福祉サービス事業者等に委託して実施します。

体験的な宿泊については、指定地域移行支援事業者が自らアパート当を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業所等に委託して実施することもできます。

【対象者に関する留意事項】

宿泊型自立訓練施設、他法（生活保護法や介護保険法等）の入所施設、他法（介護保険法）のグループホームへの移行は退院・退所加算の対象外。

宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行は対象外。

(2) 地域定着支援（地域相談支援給付）

サービス名称	地域定着支援
サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援(訪問による状況把握、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援等)を行う。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・ 居宅において単身で生活する障害者 ・ 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※グループホーム、宿泊型自立施訓練施設入所者は対象外。 ※ 矯正施設退所者に係る支援に当たっては、地域定着支援センターと連携して対応すること。
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1 月
支給期間	【標準利用期間】 支給開始日から同月末までの期間＋1 年以内 (ただし支給開始日が1日の場合は1 年以内) 対象者の状況に応じて更新可。
利用者負担	なし
利用者負担以外に必要な経費	なし
他制度との併給の有無	自立生活援助との併給については不可
他制度との優先順位	——
その他	——

【利用にあたっての留意事項】

利用者及び家族、主治医もしくは入所施設先、関係機関との合意の基、利用者より申請を受けます。

利用に当たっては、計画相談支援もあわせての利用が原則です。

【対象者に関する留意事項】

グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなる為、対象外。

精神障害者退院サポート事業(横浜市事業)

【事業概要】

精神科病院に入院している精神障害者で、症状が安定して退院可能な方に、精神障害者生活支援センターの担当職員が、退院に向けて行う準備への支援や地域定着に向けた支援を行います。

【地域移行支援と精神障害者退院サポート事業との比較】

	地域移行支援	退院サポート事業
根拠法令	障害者総合支援法	横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱
対象者	障害者総合支援法の対象者	横浜市内の各区が援護の実施機関の者
利用期間	6か月 必要に応じて6か月の延長可 さらに更新する場合は審査会要。	定めなし（退院後フォローも可）
実施機関	指定一般相談事業所	各区精神障害者生活支援センター
想定されるケース像	概ね半年以内での退院を目指して（希望して）いる者	退院先が決まっていない、動機づけからの支援が必要など、退院までの期間を有すると考えられる者

【利用方法】

各区精神障害者生活支援センター又は区役所にお問い合わせください。

障害児通所支援

(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス

サービス名称	児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業
サービス内容	5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成を行う。	
	支援の提供時間は、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間とし、30分以上5時間以下の間で定められます。支援時間により、「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分により、報酬が区分されます。	
	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。いわゆる「療育」プログラムを個別支援計画に基づき提供する。	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
対象者	療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる、①未就学児童及び②学籍のない18歳未満の児童 ※インターナショナルスクールは学籍を有しない可能性があるため確認が必要。 右記の要件に該当する場合は、放課後等デイサービスで決定して差支えありません。 治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児。	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は同法124条に規定する専修学校及び同法134条第1項に規定する各種学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。
障害支援区分	不要	
支給(利用)単位	1日	
支給量	必要な日数 ※上限については「共通の事項 8(1)」参照	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) *きょうだいでサービスを利用する場合、受給者証が複数発行されますが受給者は一人のため、支給期間はそろえます。	
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定	
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり:障害者総合支援法と同額) 令和元年10月から、3歳から就学前の利用児童については無償	
利用者負担以外に必要な経費	療育指導、創作活動や作業活動等に伴う原材料費や給食にかかる費用、おやつ代等 ただし、地域療育センターにおける低所得者の給食にかかる費用のうち、食材料費のみ実費負担とする。	
他制度との併給の有無	可能 ただし、他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可。短期入所との併給については短期入所のページを参照。 支給決定単位が1日のため、同じ日に複数の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の利用は不可。	
他制度との優先順位	なし	

(1) 児童発達支援

Ⅰ 地域療育センター（児童発達支援センター）の支給決定

(1) 支給決定の流れ

地域療育センターの児童発達支援（通園または児童発達支援事業所）の利用が適当であると地域療育センターが判断し、保護者が利用を希望した場合、保護者は地域療育センター宛てに、申請書を提出します。

地域療育センターは障害児相談支援事業所として、基礎調査資料と障害児支援利用計画案を作成し、申請書類と共に、該当の区へ提出します。

提出を受けた区は障害児支援利用計画案等の内容を確認し、支給決定を行います。そのため、新規調査のための面談等を省略することが可能です。

(2) 地域療育センター利用に関する留意事項

通常、児童発達支援を週5日利用する場合、支給量は月23日ですが、地域療育センターは、長期休暇や面接週間があるなど、週5日の通園予定だとしても、実際の利用は、最大月21日程度になります。この特殊な事情により、地域療育センターに限り、月23日の範囲内で、他の児童発達支援事業所の利用を可能としています。ただし、希望があればこのような利用を認めているわけではなく、地域療育センターが障害児相談支援事業所として利用者からの相談に応じる中で、障害程度の重さや行動面に対する配慮などが必要で、休日にも事業所での支援が必要と思われる家庭や障害のあるきょうだいのいる家庭や不適切な養育環境などの家庭的な状況を考慮し、休日にも支援が必要な状況があると認められる場合に限っています。

また、療育センター利用児童が長期休暇中に他事業所を利用する場合、支援上必要と認められる場合については、個別支援計画に基づく利用の場合、決定が可能です。

※詳細は第5章P438『地域療育センター長期休暇中の対応について』参照

(3) 児童発達支援センターの一元化（R6.4以降 新規）

多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化されました。支給決定の際には、障害の種別に関わらず、児童発達支援（基本）を決定します。

児童発達支援の療育に加えて治療が必要な児童（肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童）については、旧医療型児童発達支援と同様に治療を行うことが可能です。この場合、当該児童の保険証情報を確認し、医療受給者証の決定・発行をしてください。

なお、一元化に伴い療育に加えて治療が必要な児童が児童発達支援センター以外の事業所を利用する場合にも児童発達支援を決定します。そのため、障害の認定内容が重症心身障害に該当する又は重心認定を受けている利用者の支給決定をする際はあらかじめ、児童発達支援（重症心身障害児）で決定することも差支えありません。

(4) 児童発達支援センターと児童発達支援事業所のちがい

児童発達支援は、児童福祉施設に定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業所」の2類型によって提供されます。どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは共通ですが、センターは、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、保育所等の障害児が利用する施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられます。このため、児童発達支援に加えて障害児相談支援、保育所等訪問支援を実施しています。一方、児童発達支援事業所は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場という役割を担います。

(5) 地域療育センターにおける児童発達支援事業所

センターでは、知的障害を伴わない発達障害児の受診、相談が増加していることから、通園事業とは別に知的障害を伴わない発達障害児支援として児童発達支援事業を実施しています。

地域療育センター児童発達支援事業所一覧

所在区	事業所名	運営主体
鶴見	横浜市東部地域療育センター 児童発達支援事業所 パレット	(福) 青い鳥
神奈川	横浜市東部地域療育センター 児童発達支援事業所 わかば	
中	横浜市中部地域療育センター 児童発達支援事業所 フルール	
磯子	横浜市南部地域療育センター 児童発達支援事業所 はらっぱ	
港北	横浜市総合リハビリテーションセンター 児童発達支援事業所 ぴーす新横浜 児童発達支援事業所 ほっぷ新横浜	(福) 横浜市リハビリ テーション事業団
旭	横浜市西部地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす鶴ヶ峰	
戸塚	横浜市戸塚地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす戸塚	
都筑	横浜市北部地域療育センター 児童発達支援事業所 ぴーす中川	
青葉	地域療育センターあおば 児童発達支援事業所 こだち	(福) 十愛療育会

※よこはま港南地域療育センターのみ児童発達支援事業所の設置はありませんが、センターの機能に含めて対応しています。

※「児童発達支援事業所 ぴーす東戸塚」はR7.4月より「ぴーす戸塚」に移転し、合併しました。

2 児童発達支援と保育所の併用

保育所を利用している児童であっても、障害児支援利用計画及び個別支援計画に基づいて児童発達支援を受ける必要がある場合、保育所に入所していることが児童発達支援を受けることを妨げるものではありません。

この場合、保育所と児童発達支援事業所が本人の障害の状況に合わせた一貫した支援を提供することが重要であることから、保育所の保育内容を踏まえた障害児支援利用計画にするとともに、担当者間で十分連携して取り組むなど、児童にとって効果的なものになるよう配慮することとされています。

なお、地域療育センターの通園はほぼ1日かけての利用になるため、保育所と併用する場合は保育所の利用要件との兼ね合いから地域療育センターの利用は週2日までとされていましたが、令和2年度から、就労を事由とした保育所の利用要件は、月の就労日数ではなく月の就労時間（月64時間以上）に変更されたため、制度上は保育所と児童発達支援の利用が週3日以上可能となる場合が想定されます。ただし、地域療育センターについては、障害特性に応じたクラス編成や単独通園、親子通園などの設定などがあるため、保護者の希望日数の利用ができない場合があります。区に相談があった場合は、地域療育センターへ相談するよう案内してください。

3 多子軽減措置（令和元年10月以降、無償化対象児童については適用不要）

(1) 概要

	要件の内容	対象者	軽減後の利用者負担額
要件1	世帯の市民税所得割合算額が、扶養控除等再計算後77,101円未満の世帯である場合（市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く。） ※ 区役所で確認します。	障害児通所支援を利用している第2子	負担上限月額（4,600円）と障害児通所支援に係る費用総額の100分の5を比較して低い方
		障害児通所支援を利用している第3子以降	0円
要件2	障害児通所支援を利用する児童の他に、就学前の兄又は姉が、児童発達支援事業所、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設、地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）等に在籍している場合	兄姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用児のうち第2子	負担上限月額（4,600円又は37,200円）と障害児通所支援に係る費用総額の100分の5を比較して低い方
		兄姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用児のうち第3子以降	0円

(2) 支給決定上の手続き

支給申請書の裏面の「世帯の状況」や「多子軽減に関する措置の認定申請欄」で兄・姉（双子の場合は必要に応じ聞き取り）の有無を確認します。兄・姉の在園状況は、システムから確認できる場合（保育園、幼稚園や児童発達支援等）はシステムで確認します。システムで確認できない場合は、在園証明の提出を求めます。（※就学している兄・姉をカウントする場合は在学証明は不要）兄・姉の在園が確認できたら、システムでの負担額判定の際に、「第2子」もしくは「第3子以降」の欄にチェックを入れてください。

なお、兄・姉が無償化対象児童であっても、このカウントに含めます。

また、要件1の場合、同一生計であれば18歳以上の兄・姉もカウントに含めます。

(2) 放課後等デイサービス

1 事業の概要

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【提供する具体的なサービス】

(1) 5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、5領域とのつながりを明確化した多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえた個別支援計画に基づくサービスを提供します。

① 日常生活の充実と自立支援のための活動

② 多様な遊びや体験活動

③ 地域交流の活動

④ こどもが主体的に参画できる活動

※ 学校への送迎もサービスの対象

(2) 関係機関・学校との連携・協働による支援

本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要

2 年齢特例の取扱い

(1) 18歳到達以降の支給決定

児童福祉法は原則として、18歳到達までが対象ですが、継続して放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認める時は、当該障害児からの申請により、学籍を有する間に限り(例:高校卒業の3月末日～最長満20歳に達する誕生日の前日まで)、引き続き支給決定することができます。ただし、当該障害児が生活介護など成人の日中サービスを利用できる場合や、18歳到達後で新規利用となる場合は、決定できません。

※きょうだい児の上限額管理対象児の場合、18歳到達以降はきょうだい児の上限額管理ができなくなります。それぞれで上限額管理を行い必要に応じて高額償還をご案内ください。

(2) 世帯の範囲

18歳に到達した翌月から、サービスを利用する本人を受給者かつ利用者として決定しますが、利用者負担上限月額を決める際の世帯の範囲は、障害者総合支援法と異なり、引き続き、利用者本人の保護者の属する住民基本台帳の世帯とします。

3 不登校児童の支給決定

放課後等デイサービスは、学校の代わりになるものではありませんが、生活リズムの維持や学びの場の確保等を目的に利用することは差支えありません。

不登校の状態が継続することで、学校教育を受ける機会が損なわれることがないように十分に留意し保護者、事業所、学校等関係機関と連携して支援に当たることが大切です。

※不登校児に対する加算は、『個別サポート加算(Ⅲ)』(P280)参照

4 20歳到達後も放課後等デイサービス事業所が提供する支援と同様の支援を必要とする場合の対応

(1) 助成事業の概要

放課後等デイサービスは、サービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、通所者が満18歳に達した後においても、満20歳に達する日まで利用が認められていますが、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある場合に限り、満20歳を迎えた際に当該年度末まで引き続き放課後等デイサービスを受ける必要がある場合の支援として令和7年4月から助成事業を実施しています。

【障害福祉システムを利用した支給決定はできません。】

(2) 対象者

満20歳に到達する日以前に横浜市により支給決定がされており、放課後等デイサービスを受けている者、かつ、満20歳に到達する日以降も学校卒業までの間、サービスを受けなければその福祉を損なうおそれがある者。

(3) サービス内容

指定放課後等デイサービス事業所が提供する支援

(4) 利用者負担額について

当該支援の実施に係る経費については、法定サービスと同様に所得に応じた負担上限月額を儲け、毎月の利用実績に基づき負担額が生じます。ただし、法に定める支援ではないため、高額障害児通所給付費（高額償還）の対象とはなりません。

(5) 援護の実施機関と助成期間

ア 援護の実施機関

当該支援における援護の実施機関の考え方は障害児通所支援の決定と同様です。

イ 助成期間

原則として、在学中の満20歳に到達する年度の3月末までとします。ただし、満20歳に達した年度の3月以降も引続き支援の必要がある場合には当該助成の対象とします。

(1) 児童発達支援、(2) 放課後等デイサービス 共通の事項

I 対象となる児童の範囲に係る留意事項(p.4-5参照)

(1) 対象となる児童の障害等

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）、難病等の対象児童。
医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではありません。
児童相談所、医師、区福祉保健センター等により、療育を受けなければ福祉を損なうおそれがあると判断される児童も対象です。

(2) 給付の対象者となる障害児であることの確認（再掲）

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
 - ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
 - ③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、必要に応じて児童相談所等に意見を求め、対象となる障害を有するか否かを確認します。障害の有無の確認にあたっては、年齢等を考慮して、必ずしも障害者手帳を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとします。
- ただし、《児童福祉法第4条第2項に規定する法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童※》の場合は、医師の診断書等が必要となります。
- ※18歳未満の難病等対象者のこと

(ア) 障害者手帳・診断書・意見書等により確認を行う場合

※手帳を有することだけが要件ではありません

身体障害児	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から6級までの、いずれかに該当する障害のある児童
知的障害児	児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する障害者更生相談所において、知的障害と判定された児童又は愛の手帳を所持する児童
精神障害児	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定するもののうち、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他精神疾患を有する児童
発達障害児	発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）
難病等対象者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童（令和6年4月以降369疾病） ※医師の診断書により障害者総合支援法の対象疾病かどうかを判断します。

(イ) 障害者手帳・診断書・意見書等がない場合

療育を受けることが必要な児童	現在著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば、将来一定の障害を招来するおそれのある児童（平成15年6月6日厚生労働省部長通知 障第0606001号）
	【判断基準例】 ① 地域療育センターを利用している児童（通園、児童発達支援事業所、外来等） ② 医師により、障害者手帳に該当しないまでも障害を有すると診断されている児童 ＊ 診断書や意見書等医師の所見が明記されている書類等により判断。 ③ 通級による指導を受けている児童、 個別支援級に在籍している児童など支援を要する児童 ④ 地域訓練会に入会しており、障害者手帳の申請を行う予定がある児童など ⑤ 乳幼児健診等において福祉保健センターが児童発達支援事業を利用することが適当と判断する児童 ⑥ その他、福祉保健センターが障害児通所支援事業を利用することが適当と判断する児童

2 支給の要否及び支給量決定のための調査の取扱い ※R8年度変更予定です。(障害児支援区業務見直し)

支給決定にあたっては、5領域20項目の調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定することとされています。

本市では、障害児支援に係る記録と情報整理を目的として、在宅援助記録票を使用しておりますが、国が定める20項目の調査票項目と在宅援助記録票の記録項目と重複する項目については、在宅援助記録票作成時の調査内容を読み替えることも可能とします。(その場合、調査票の新規作成は不要です。ただし、在宅援助記録票の記録項目にない事項については、支援の必要や行動の可否等について、要配慮行動の記載欄等に補記することとします。)

【5領域20項目】◆は在宅援助記録票の記録項目にないもの

1 健康・生活	(1) 食事
	(2) 排せつ
	(3) 入浴
	(4) 衣類の着脱
2 感覚・運動	(5) 感覚器官(聞こえ)
	(6) 感覚器官(口腔機能)
	(7) 姿勢の保持(座る)
	(8) 運動の基本技能(目と足の協応) ◆
	(9) 運動の基本的技能(移動)
3 認知・行動	(10) 危険回避行動
	(11) 注意力 ◆
	(12) 見通し(予測理解) ◆
	(13) 見通し(急な変化対応) ◆
	(14) その他(乱暴な言動)
4 言語・コミュニケーション	(15) 2項関係(人対人)
	(16) 表出(意思の表出)
	(17) 読み書き
5 人間関係・社会性	(18) 人との関わり(他者への関心興味)
	(19) 遊びや活動(トラブル頻度)
	(20) 集団への参加(集団参加状況)
【以下、中学生・高校生のみ対象】	
コミュニケーション	(21) コミュニケーション(言葉遣い)
	(22) コミュニケーション(やり取り)
	(23) コミュニケーション(集団適応力)

※参考※ 調査実施時の観点(一部抜粋)

(8) 運動の基本技能(目と足の協応)	
判断項目	① ケンケンが3回以上できる
	② 交互に足を出して階段を昇り・降りできる
	③ 両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる
	④ 階段は同じ足を先に出して昇る
	⑤ どの動きも難しい
(11) 注意力	
判断項目	① 集中して取り組むことができる
	② 部分的に集中して取り組むことができる
	③ 集中して取り組むことが難しい
(12) 見通し(予測理解)	
判断項目	① 見通しを立てて行動することができる
	② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる
	③ 視覚的な情報があれば行動することができる
	④ その他の工夫が必要
(13) 見通し(急な変化対応)	
判断項目	① 急な予定変更でも問題ない
	② 声かけがあれば対応できる
	③ 視覚的な手掛かりがあれば対応できる
	④ その他の工夫やサポートが必要

3 利用意向の確認内容の参考例

(児童発達支援の例)

- ・通園に通わない曜日に違う集団の中での療育を受けたいため、□□事業所で週1回利用させたい。
- ・手指の巧緻性の強化や認知訓練等の個別支援を△△事業所で週3回利用させたい。

(放課後等デイサービスの例)

- ・放課後や夏休み等長期休暇の余暇支援を受けさせたい。
- ・保護者だけでは、連れ出せない散歩や運動など身体を使うプログラムを受けさせたい。
- ・異年齢集団の中で、様々な活動を通じて、コミュニケーション能力を向上させたい。
- ・保護者が就労しているので、放課後や長期休暇に預ってくれる場所として利用したい。
- ・創作活動やパソコンなど、卒業後の進路に活かせるような作業等の機会を得させたい。

4 支給決定時の留意事項

(1) 支給日数を決定する際の考え方

障害児通所支援は、個別支援計画に基づくサービス提供が基本です。支給日数は、利用予定曜日を確認し、利用曜日が確定している場合には必要日数のみを決定するようにしてください。

ア 支給量の上限の原則

各月の日数から8日を控除した日数

(巻末参照 厚生労働省障害福祉課長通知：平成28年3月7日障発0307第1号

「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」)

イ 原則の上限日数を超える場合の例外

以下の理由により、上限を超えたサービスの利用が不可欠と認められる場合

- ・保護者等からの虐待、又はそのおそれがある等
- ・保護者に疾病や障害等があり養育が困難である等
- ・未就学のきょうだい児の養育や障害のあるきょうだい児の介護等
- ・ひとり親で土日も含めた就労をしている等
- ・両親がともにシフト制の就労で調整が困難である等
- ・その他、福祉保健センターが特に必要と認める場合

ウ 必要性の検討と記録

上記の理由で月23日を超える支給決定をする場合、各区で必要性についての協議を行い記録をしてください。また、受給者証の更新時にも同様に協議を行い、都度必要な日数を支給決定してください。

エ 利用予定曜日以外の利用

障害児通所支援は、個別支援計画に基づくサービス提供が基本です。このため、“都合がつく日だけ利用する”“空きがある日だけ事業所から教えてもらって利用する”というような不定期・突発利用、“利用を検討するため”の体験利用での支給決定は出来ません。

ただし、欠席に伴う振替利用については、禁止していません。

(2) 重症心身障害児区分での支給決定

障害の認定内容が重症心身障害に該当する又は重心認定を受けている利用者の支給決定をする際は利用予定事業所によらず、原則として、重心で決定します。システム入力時に、サービス名称「基本」ではなく「重症心身障害児」を選択してください。重症心身障害児対象の事業所と対象にしていない事業所の両方利用している場合も、両事業所分とも「重心」の区分で支給決定してください。

※重症心身障害児の考え方は「第5章 通知集」P●を参照してください。

(3) 同事業内でのサービスの併給の可否

同一事業のサービスの併給については、以下の表を参照してください。

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援事業	居宅訪問型 児童発達支援
児童発達支援		×	○ 同一時間は不可	○※
放課後等 デイサービス	×		○ 同一時間は不可	○※
保育所等 訪問支援事業	○ 同一時間は不可	○ 同一時間は不可		×
居宅訪問型 児童発達支援	○※	○※	×	

※ 居宅訪問型児童発達支援と児童支援及び放課後等デイサービスの併給は留意点があります。P289の「(4) 児童発達支援、放課後等デイサービスとの併給」を参照してください。

(4) 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）利用者の上限管理

障害児通所支援利用者のうち、利用者負担上限月額が37,200円の方については、上限額管理事業所の設定は多くの場合必要ありません。これは、1日あたりの報酬単価が7,000円～12,000円程度であるから、ほぼ毎日利用したとしても上限額に到達しないためです。ただし、重心指定を受けている事業所を6日以上利用している場合や、医療的ケア区分の報酬を算定する一般事業所を利用している場合は、上限額が必要になる場合もあります。

なお、療育センターの児童発達支援（通園と児童発達支援事業所）利用者については、原則として療育センターで上限管理を行います。ただし、保護者の希望により他事業所とすることは可能です。

また、きょうだいで障害児通所支援や障害福祉サービスを利用する場合、きょうだい間の上限管理が可能です。詳しくは、2章を確認してください。

【参考：放課後等デイサービスの報酬及び利用者負担月額の例】（R6.4現在）

10人定員の事業所を放課後（1時間30分～3時間）に週3日利用した場合

基本報酬	609 単位 × 15 回 =	9,135 単位	*1 単位=10.96 円
児童指導員等加配加算	152 単位 × 15 回 =	2,280 単位	
送迎加算	54 単位 × 30 回 =	1,620 単位	
処遇改善加算	0.134%加算 =	1,747 単位	
合計		14,782 単位	

$A(1か月の総報酬) \times 1割 = 16,201円 \cdots 利用者負担額$

(5) 障害児通所支援支給決定に係るQ&Aについて（通知集 P446～）

障害児通所支援の決定に際し、利用要件や世帯の考え方や実施機関に関すること等をQAに記載しています。必要に応じ、確認して支給決定を行ってください。

（障害児福祉保健課YCANページにも掲載しています。）

5 里親に委託されている児童や乳児院、児童養護施設に入所している児童の利用

- 里親に委託されている児童や乳児院もしくは児童養護施設入所児童が、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することは可能です。（通常の支給決定とは異なります。）
- 里親に委託されている児童や乳児院もしくは児童養護施設入所児童は、措置されているため、児童発達支援や放課後等デイサービスの決定は、やむを得ない措置による決定となります。措置の決定は保護者の居住自治体が行います。
- 保護者や施設から利用相談があった場合は、児童相談所と連携し、支援の必要性について検討の上決定してください。
- 里親等が窓口に来庁した際は、「手続きは保護者の居住自治体で行うこと」と「児童相談所との相談」が必要なことを案内します。
- 詳細は本市要綱並びに、令和5年10月30日付こ障福第2137号にて通知した、「措置児童が障害児通所支援事業を利用する場合の手続きについて」をご確認ください。（通知等は障害児福祉保健課YCANページに掲載しています。）

6 母子生活支援施設に入所中の児童の利用

- 母子生活支援施設に入所中の児童が、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する場合、母子生活の実施機関が受付区から担当区に引き継がれる以前であれば、受付区が障害児通所の支給決定を行います。母子生活支援施設の実施機関を受付区から所在区に引継ぐ時期と同時期に、障害児通所支援の実施機関についても移管をお願いします。
- 母子生活支援施設の住所に住基をうつしておらず、市内に住基がある場合は、その住基で支給決定をおこないま
【注意】 1 必ず送付先を設定してください。 2 受給者証の住所を送付先住所にしてください。
（入力方法は下記マニュアル参照）
【YCAN 障害児福祉保健課ページ 障害児通所システム操作マニュアル（区役所・児童相談所編）（その1）P16参照】
3 団体内統合宛名システムで自動応答不可・不開示設定してください。（入力方法は下記マニュアル参照）
【YCAN 住民情報基盤課＞番号担当のページ 2. 団体内統合宛名システム関連資料 （3）団体内統合宛名システム操作マニュアル・研修資料・研修動画 ・操作マニュアル（本編）_（2.8章-2.17章） P56以降参照】
<http://inw1.office.ycan/b/di/juminjoho/bangotanto/>
- 市外に住基がある場合は住登外登録をして決定してください。（上記の自動応答不可・不開示設定は同様に必要です。）

加算及び重症心身障害児、医療的ケア児に係る基本報酬区分等の決定

1 重症心身障害児区分での支給決定

障害の認定内容が重症心身障害に該当する又は重心認定を受けている利用者の支給決定をする際は利用予定の事業所によらず、原則として、重心で決定します。システム入力時に、サービス名称「基本」ではなく「重症心身障害児」を選択してください。重症心身障害児対象の事業所と対象にしていない事業所の両方を利用している場合も、両事業所分とも「重心」の区分で支給量を決定してください。

また、重心認定されている児童発達支援の利用者は個別サポート加算Ⅰを合わせて決定します。放課後等デイサービスの利用者は、「就学児サポート調査票」の内容により「個別サポート加算」を決定します。個別サポート加算の詳細はP275を確認してください。

2 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定【該当児童のみ】

(1) 概要

支給決定時の区分「基本」「重心」それぞれに、通所中に必要となる医療的ケアの程度に応じて、医療的ケア区分「非該当」から「1～3（※医師の判定による。）」までの4段階が組み合わされた項目を児童毎に選択して、支給決定を行います。

【参考】医療的ケア区分に応じて事業所が算定できる報酬の例（定員10名、1時間30分以上3時間以下の支援を行った場合）

事業所 利用児童		例1：児童発達支援（非重心） 主に未就学児	例2：放課後等デイサービス （非重心）
医療的ケア区分・非該当	2点以下	928単位	609単位
医療的ケア区分Ⅰ	3点～15点	1605単位	1282単位
Ⅱ 2	16点～31点	1943単位	1618単位
Ⅲ 3	32点以上	2959単位	2627単位

医療的ケア児の判定スコアについては、P291～295の『障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）』を参照

(2) 対象児童

医療的ケア判定スコアに基づいて医師が判定したスコアが3点以上であって、以下のいずれかの事業所を利用している児童

ア 重心型事業所で、看護職員加配加算を算定しようとする事業所

イ 一般型事業所で、医療的ケア児の利用があり、看護職員を配置する事業所

(3) 新規支給決定上の手続きの流れ

ア 事業所から保護者宛て：医療的ケア判定スコアの判定依頼

看護職員を配置して医療的ケアの提供を行う事業所から保護者へ医療的ケア判定スコアに応じて事業所の報酬が変わることを説明し、主治医に医療的ケア判定スコアの判定を依頼してもらうようお願いします。

イ 保護者から主治医宛て：医療的ケア判定スコアの判定依頼

ウ 保護者から区宛て：医療的ケア判定スコアの提出

医師が作成した医療的ケア判定スコアを保護者から区福祉保健センターに提出してもらいます。

スコアの点数に応じて、医療的ケア区分を決定し、受給者証を発行します。

エ 医療的ケア判定スコアは、保護者が2部コピーして、原本を区役所に提出します。1部は保護者が保管し、もう1部は事業所で保管します。なお、複数事業所の利用がある場合は、必要に応じて、当該事業所が保護者の同意を得たうえで、他の事業所へ写しの送付をすることを可としています。

(4) 留意事項

- ・複数事業所を利用して、いずれかの事業所が医療的ケア区分について保護者に案内し、受給者証が医療的ケア区分に変更となった場合は、ほかの事業所（基本報酬しか請求できない場合含む）においても、各請求システムにおいて、受給者証情報の変更が必要となります。そのため、医療的ケア区分に変更決定した場合は、保護者に対して「利用するすべての事業所に対して、速やかに、新しい受給者証を再度提示」するように連絡をお願いします。なお、医療的ケア区分の請求ができる事業所は、非重心型事業所で、看護職の配置がある事業所に限られます。
- ・利用頻度によっては37,200円の世帯であっても、上限管理が必要となる場合があります。

(5) 医療的ケア判定スコア

- ・保護者から主治医に依頼し、作成してもらいます。
- ・主治医とは当該児童が日頃から診察を受けている医師とします。大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合はどちらの医師が判定をしても構いません。
- ・医療的ケア判定スコアの作成に係る文書料は保護者負担となります。
- ・医療的ケア判定スコアの有効期間は12か月のため、原則受給者証更新のたびに作成が必要です。
- ・新しい受給者証の更新日の初日が、前回提出のあった、医療的ケア判定スコアの判定年月日から1年以内の場合は、その判定スコアを利用できることとします。
- ・複数事業所を利用している場合でも、事業所ごとの作成は不要です。原則として、上限管理事業所または利用頻度が多い事業所が**医療的ケア判定スコア**作成の案内を保護者に行います。

(6) 対象児童と支給決定、医療的ケア区分の組み合わせ

利用児童		支給決定の種類と利用事業所	
状態像	医療的ケア	一般事業所	重心向け事業所
重心	○あり	重心—医療的ケア区分（注1）	重心—医療的ケア区分（注2）
	×なし	重心—医療的ケア区分 ×不要	
重心ではない	○あり	基本—医療的ケア区分（注1）	基本—医療的ケア区分（注3）
	×なし	基本—医療的ケア区分 ×不要	基本—医療的ケア区分 ×不要

（注1）状態像として医療的ケアが必要であっても、通所時間中は医療的ケアが不要だったり、

医療的ケア判定スコアが3点以上を見込めず、既に看護職員不在の一般事業所を利用できている等であれば設定は不要です。

（注2）利用する事業所が、看護職員加配加算を算定する場合のみ医療的ケア区分の設定が必要。

（注3）原則として不要です。ただし、重心型事業所にもかかわらず、重心児の利用がほとんどなく、

重心ではない医療的ケア児が3人以上常時利用している場合のみ必要

(7) 障害児（重心児以外）が、主として重症心身障害児を通わせる事業所を利用する場合

医療的ケア児が重心型事業所を利用する場合、算定する報酬は以下の①か②のいずれかのパターンとなります。

- ① 医療的ケア児以外の基本報酬+医療連携体制加算
- ② 医療的ケア区分に応じた基本報酬

重心型事業所において、「3人以上」の重心でない医療的ケア児が常時利用する場合のみ、②の基本報酬が算定できます。（重心医療的ケア児は計算から除く）そのため、もともと定員が一日5名の重心型事業所では、このような場合は基本的には想定されません。

(8) 医療的ケア区分の更新時の取扱い

医療的ケア区分の決定をしている児童の更新決定の際に、**医療的ケア判定スコア**がっていない場合は、必要性の有無を、保護者から利用している事業所に確認するように案内をお願いします。

また、算定する報酬の内容を最も把握しているのは各事業所であることから、医療的ケア区分の決定をしている児童の更新等の際には、引き続き**医療的ケア判定スコア**の取得が必要かどうか、保護者に説明するよう依頼をしています。

(9) 医療的ケアが必要な児童の退院直後から必要なサービスの利用について

NICU等から退院し、在宅生活を始めるのに伴ってサービスを利用する乳幼児期の医療的ケア児については、5領域20項目の調査のみでは、通常の発達範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことからサービスの支給決定の必要性についての判断の材料として、医師が作成した医療的ケア判定スコアサービスの支給決定の必要性についての判断の材料として、医師が作成した医療的ケア判定スコアの『NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性』の欄を参考にします。

3 個別サポート加算（Ⅰ）の決定

(1) 概要

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児や著しく重度の障害児へ支援を行ったときに加算の算定が可能になります。加算の対象かどうかの決定は支給決定の際に5領域20項目の調査結果や障害者手帳の情報、保護者が作成する「就学児サポート調査票」（放デイ）の内容により行います。

(2) 加算の対象となる児童

サービス	加算の種類	対象要件
児童発達支援	個別サポート加算（Ⅰ）	①重症心身障害児 ②身体に重度の障害がある児童：Ⅰ級・Ⅱ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ③重度の知的障害がある児童：療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児 ④精神に重度の障害がある児童：Ⅰ級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児
放課後等デイサービス	個別サポート加算（Ⅰ）	就学児サポート調査票のNO.5～20の点数の合計が13点以上の障害児
	個別サポート加算（Ⅰ）（重度）※1	就学児サポート調査票のNO.1～4の食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

※1 受給者証は「個別サポート加算（Ⅰ）（重）」と印字されます。

※2 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の決定は、重心児であっても、就学児サポート調査票により決定します。

(3) 支給決定上の手続き

【児童発達支援】

各障害者手帳の等級に基づき、P275(2)にあてはまる場合、個別サポート加算(Ⅰ)を決定し、受給者証を発行します。

【放課後等デイサービス】

保護者が記入する「就学児サポート調査票」により、P275(2)にあてはまる場合、個別サポート加算(Ⅰ)または(Ⅰ)(重度)を決定し、受給者証を発行します。

NO.	項目	全介助と判断される状態	一連の行為の例
1	食事	一連の行為すべてに介助が必要	食べ物を食べやすく小さく切る／箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ／飲み物や汁物を口まで運ぶ／調味料を食べ物にかける
2	排せつ	一連の行為すべてに介助が必要	トイレまでの移動／ズボン・パンツの上げ下げ／トイレへの移乗／排尿・排便／清拭／トイレの水洗(流す)
3	入浴	一連の行為すべてに介助が必要	体や髪・顔を洗う／シャワーを使う／浴槽の出入り／体や髪・顔を拭く
4	移動	一連の行為すべてに介助が必要	日常生活における必要な場所への移動や外出

NO.	項目	A:2点	B:1点	C:0点	説明
5	コミュニケーション	・コミュニケーションできない ・独自の方法でコミュニケーションできる	・特定の人とのみコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	日常生活に支障がない	「独自の方法」とは、身振りなどでコミュニケーションする場合、重度の肢体不自由のため瞬き等でコミュニケーションする場合をさします。 「会話以外の方法」とは、手話や筆談・メール・意思伝達装置等でコミュニケーションする場合をさします。
6	説明の理解	理解できているか判断できない	・理解できない ・すべては理解できない	理解できる	・「理解できない」とは、説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合をさします。 ・「理解できる」とは、説明を全て理解しそれに反応する場合をさします。
7	読み書き	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援が不要	文章を読むこと、書くことについて支援が必要かどうかで判断します。 「全面的な支援が必要」とは、すべてを行えない場合、読み書きを理解していない場合の他、点字を使用している場合、学習障害のために読み書きが困難な場合をさします。 ・「部分的な支援が必要」とは、読み書きができるが見守りや声かけの支援が必要な場合、書くことはできないがパソコンなどの代用手段がある場合などをさします。
8	てんかん	週に1回以上	月に1回以上	月に1回未満	・てんかん発作により支援・対応が必要な場合

NO.	項目	A:2点	B:1点	C:0点	説明
9	大声・奇声を出す	ほぼ毎日 (週5日以上) の支援が必要 ↓ ・最近1週間に週5日以上見られている場合 ・最近1か月間に5日以上見られている週が、2週以上ある場合	週に1回以上の支援が必要 ↓ ・最近1か月間に週1回以上見られている場合 ・最近1か月間に週2回以上見られている週が、2週以上ある場合	A、Bいずれにも該当しない ↓ ・行動上の障害が現れる可能性が低い、あったとしても上記Bの頻度より低い場合	周囲が驚いたり、他の人が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。物などを使って周囲に不快な音を立てる場合も含まれます。
10	異食行動				食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする行動がある場合
11	多動 行動停止				- 特定の物や人に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合 - 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合
12	不安定な行動				- 予定や手続き、日ごろから慣れている人や状況が変わることが受け入れられず突然大声を出したり興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合 - 不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合
13	自らを傷つける行為				- 自分で傷跡が残るほど自分の体をたたいたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合 - 自分の体を傷つける行為があるが、環境上の工夫等があるため傷ついていない場合も含まれます。
14	他人を傷つける行為				- 他人をたたく、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合 - 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける可能性がある場合 - 他人を傷つける行為があるが、環境上の工夫等があるため傷ついていない場合も含まれます。
15	不適切な行動				- 興味関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合 - 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合も含まれます。 【不適切な行為の例】 急に他人に抱きつく、断りもなく物をもってきこまう、他人をのぞきこむ、急に他人に接近する
16	突発的な行動				関心が強い物や人を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまう等、突発的な行動がある場合。突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合も含まれます。
17	過食・反すう等				過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合
18	そううつ状態				- 気分が憂うつで悲観的になったり、時には抑うつ - 気分により考えがまとまらないため日常生活に支障をきたす場合 - 気分が高揚することによって、活発になり様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合
19	反復的行動				ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとらわれる等により動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合
20	対人面の不安緊張 集団生活への不適応				- 人に会うと緊張状態になる、強い不安が生じる等のため外出ができない場合 - 家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場においても一緒に行動できない場合

4 個別サポート加算(Ⅰ)再判定(放課後等デイサービスのみのみ)

(1) 再判定が必要と想定される児童

ア 保護者が「就学児サポート調査票等」の内容を誤認し、記入した場合

例:「できない状況」「服薬が無い想定」など、記入の前提条件を誤認し、「加算なし」となっているような場合

イ 利用している放課後等デイサービス事業者が、対象児童の「就学児サポート調査票」を保護者と面談等により確認の上作成した結果、「加算有り」となる点数である等の合理的な理由に基づいて、保護者から再判定の求めがあった場合。

*いずれの場合も就学児サポート調査票の内容により、加算ありにならない場合は、再判定をしても、加算なしとなります。

*障害の状態像の変化については、原則、再判定ではなく、変更申請とします。

(2) 再判定の手続き

ア 保護者から区役所に以下の書類を提出

①個別サポート加算(Ⅰ)再判定依頼書

②就学児サポート調査票(再判定用)

イ 区役所における再判定

必要に応じて保護者に聞き取り等を行い再判定を実施してください。

「就学児サポート調査票」の合計が、再度「加算なし」になる場合は、区で保有しているケース情報等の確認や保護者等へ聞き取りを行い、判定を実施してください。その上で「加算なし」となる場合は、保護者へ個別に連絡するなどの対応をします。

(3) 再判定の考え方

- 再度「加算なし」となる場合、「できたりできなかったりする場合」は「できない状況」に基づき記入しているか等を保護者に確認し、保護者が誤認している場合は、「就学児サポート調査票」を赤字で補記し、再判定を実施します。
- 複数事業所を利用して、事業所ごとに点数が異なる場合は、いずれかひとつの事業所の再判定をした結果が「加算有り」となれば、「加算有り」として取り扱います。利用しているすべての事業所で調査票を作成しなければならないわけではありません。
- 再判定については、受給者証発行から3か月間については、不服審査請求の対象期間であることから、決定日から3か月以内の申請は遡って区分を変更します。それを超えた指標該当の有無変更申請については、記載誤りや勘違いであったとしても、保護者には特段の不利益がないことから、変更申請扱いとして支給決定期間を遡らずに変更申請日の翌月1日から受給者証を変更します。

5 個別サポート加算(Ⅱ)

(1) 概要

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、事業所が支援した場合に加算の対象になります。

(2) 加算算定の要件(以下のすべてにあてはまる必要があります。)

- ア 事業所が児童相談所や区福祉保健センター、要保護児童対策地域協議会、医師等(以下「関係先連携機関等」といいます。)と、児童が要支援児童又は要保護児童であることや、支援の状況を共有して支援を行っている。
- イ 事業所が関係機関等との連携した支援の中で、通常の児童発達支援や放課後等デイサービスの支援と比べて、より手厚い支援が必要であることを共有している。
- ウ 個別支援計画に、養育環境等も含めた児童の課題や課題に対するより手厚い支援内容を記載し、支援を行っており、保護者の同意を得ていること。
- エ 保護者と事業所で信頼関係が構築されており、保護者が当該児童が要支援児童等であり、連携先関係機関等による連携した支援が必要であることを認識していること。
- オ 加算分の利用者負担が発生することについて、保護者同意を得ること。

(3) 手続きの流れ(支給決定はありません。)

- ① 事業所において算定要件を確認し、対象となる児童かどうかを事業所内で検討
- ② 事業所から区へ加算算定を検討する旨、事前報告書を提出
- ③ 区は、事業所が保護者に加算を算定することの説明を行うことに問題がある場合は、事業所へ連絡し、要保護・要児童としての支援方針を確認する。問題が無い場合は事前報告書を受理し、確認のみ行う
- ④ 事業所は10営業日以内に③の連絡が無い場合は、サポート加算Ⅱの算定について保護者へ説明し、了解を得る
- ⑤ 事業所は上記④の同意に基づき、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得る
- ⑥ 事業所から直接、こども青少年局障害児福祉保健課宛てに、変更届、加算の届出書、個別支援計画の写しを提出

区は、事業所から個別サポート加算(Ⅱ)に係る「事前報告書」が提出されたら、10営業日以内に事業所が保護者に本加算の対象となることを説明するのに問題がないか確認し、区の方針と異なる場合は、事業所へ連絡してください。問題ない場合は、事業所への連絡は不要です。

※ 個別サポート加算(Ⅱ)に関する通知は、「第5章 通知集」P442～445を参照してください。

(4) 留意事項

本加算は、当然にその世帯の養育環境等を把握している場合に、算定できるものであり、本加算の算定のために養育環境等を事業所が区などの関係機関に確認することは認められません。そのため、見守りしか依頼していないようなケースや、制度を誤解した事業所から区に問い合わせがあった場合は、「確認している時点で加算算定の要件とはならない。詳細は局に聞くよう」に案内をお願いします。

6 個別サポート加算(Ⅲ)(放課後等デイサービスのみのみ)

(1) 概要

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合に加算の対象になります。

(2) 加算算定の要件

不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携のもと、家族への相談援助等を含め支援を行った場合、支給決定は不要です。

7 強度行動障害児支援加算の決定

(1) 強度行動障害児支援加算(児童発達支援)

強度行動障害児支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童(以下の基準表で20点以上)に対して支援計画を作成し、計画に基づき支援を行った場合に加算を算定できます。

(2) 強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(放課後等デイサービス)

強度行動障害児支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童(以下の基準表で20点以上)に対して支援計画を作成し、計画に基づき支援を行った場合に加算を算定できます。

(3) 強度行動障害児支援加算(Ⅱ)(放課後等デイサービス)

強度行動障害児支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童(以下の基準表で30点以上)に対して支援計画を作成し、計画に基づき支援を行った場合に加算を算定できます。

(4) 支給決定上の対応

障害児通所給付費支給変更申請書と「強度行動障害児支援加算確認表」を保護者から受理し、提出された内容を確認します。確認した結果20点以上である場合、強度行動障害児支援加算を決定し、受給者証を発行します。

障害児通所給付費支給変更申請書は、「申請する支援の種類及び内容(変更理由)」の欄に、「強度行動障害児支援加算申請」と記入するよう案内してください。システム入力の際はサービス選択画面から、児童発達支援は「強度行動障害加算」を、放課後等デイサービスは点数に応じて「強度行動障害加算(Ⅰ)または(Ⅱ)」を選び、決定してください。原則、変更申請の翌月からの変更になります。

行動障害の内容	行動障害の目安と内容例	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど	1回以上/週	1回以上/日	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手がケガをしかねないような行動など	1回以上/月	1回以上/週	1日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	1回以上/週	1回以上/日	1日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの、服を何としても破ってしまうなど	1回以上/月	1回以上/週	1日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベットについていられず人や物に危害を加えるなど	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日

行動障害の内容	行動障害の目安と内容例	1点	3点	5点
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことがある拒食、特定の物しか食べない偏食など	1回以上/週	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄に対する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	1回以上/月	1回以上/週	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	1日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり

※ 支給決定の時点で必ずこの判定を実施しなければいけないわけではなく、加算を算定できる事業所から、加算を取りたいという相談などがあがった場合に確認し、決定してください。
 なお、人員配置は本市へ届出するため、区での確認は不要です。

8 人工内耳装用児支援加算

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）

児童発達支援センター（横浜市では地域療育センター、聴力検査室を有しているところに限る）で、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に専門的な支援を計画的に行った場合に算定されます。支給決定の際には、地域療育センターから提出される障害児支援利用計画案を確認し、人工内耳を装用している場合、サービス選択画面から「人工内耳装用児支援加算」を選び、決定してください。

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）

児童発達支援センター（横浜市では地域療育センター）や児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所で、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に専門的な支援を計画的に行った場合に算定されます。令和6年4月の制度改正により、児童発達支援センターだけでなく、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所でも当該加算を算定できるようになったため、児童発達支援センター以外の事業所が当該支援を行い、加算を算定する可能性があります。その場合は、人工内耳の給付歴（補装具）等を確認し、対象者である場合、サービス選択画面から「人工内耳装用児支援加算」を選び、決定してください。ただし、客観的資料が無い場合には、保護者への聞き取りにより決定を行って差し支えありません。

9 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

(1) 概要

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に算定される加算です。

(2) 対象となる児童

- ・視覚に重度の障害を有する障害児（視覚障害1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
 - ・聴覚に重度の障害を有する障害児（聴覚障害2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
 - ・言語機能に重度の障害を有する障害児（言語機能障害3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
 - ・音声機能に重度の障害を有する障害児（音声機能障害3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- の場合は、局にご相談ください。

(3) 支給決定上の対応

手帳要件を確認し、該当する児童については支給決定をしてください。

システムのサービス選択画面から「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」を選び、決定してください。

10 集中的支援加算 R8.2時点で市内に算定可能な事業所なし

(1) 概要

強度行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問させ、3月以内の期間に限り、1月に4回を限度として集中的な支援を行った場合に算定します。

(2) 対象となる児童

強度行動障害を有する児童（基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児童。

(3) 支給決定上の対応

本加算については、支給決定の時点で必ずこの判定を実施しなければいけないわけではなく、加算を算定できる事業所から、加算を取りたいという相談などがあがった場合に、検討してください。

相談があった場合は、障害児通所給付費支給変更申請書と『強度行動障害児支援加算確認表』を保護者から受理し、提出された確認表の内容を面接（原則）により確認します。確認した結果20点以上である場合、強度行動障害児支援加算の決定をし、受給者証を発行します。障害児通所給付費支給変更申請書は、「申請する支援の種類及び内容（変更理由）」の欄に、「強度行動障害児支援加算申請」と記入するように案内してください。

システム入力の際はサービス選択画面から「強度行動障害加算」を選び、決定してください。

放課後等デイサービス利用者の場合は点数に応じて強度行動障害加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を決定してください。

11 事業所間連携加算

(1) 概要

セルフプランで複数の事業所を併用する場合で、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定できる加算です。

障害児相談支援を利用している場合は、この加算の算定対象とはなりません。

(2) 加算算定の要件

保護者の希望により、連携・取組の中心となる「コア事業所」を決定します。区は、保護者が記入した「事業所間連携加算確認書」の決定日、区名を記入して、保護者に返信します。

支給決定は不要です。

12 手帳の等級等が変更になった場合の加算の取扱い

支給決定期間中に手帳の等級等が変更になった場合、原則として更新時に要件を再確認し、加算を決定します。ただし、保護者からの申出等により手帳の等級の変更について区が把握した場合、随時決定します。

【補足事項】

保護者からの申出により決定をする場合、申出の翌月から決定します。なお、支給申請書の提出は省略可能としますが、手帳の等級等の変更に伴い加算を算定する旨を継続記録票に記載してください。

（記載例：手帳の等級変更に伴い、〇〇加算算定【申出日：〇月△日】

13 支給決定を伴わないその他の加算

事業所があらかじめ保護者の同意を得て、加算の内容・要件に記載のある支援を行った場合に加算を算定することができます。支給決定は不要です。

加算の名称	内容・要件	対象者
入浴支援加算	医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行う。(月8回を限度)	児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している医療的ケア児と重症心身障害児
通所自立支援加算	学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行う。	重症心身障害児以外の放課後等デイサービス利用児童
自立サポート加算	高校生(2年生・3年生に限る)について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行う。	放課後等デイサービスを利用している、進路を選択する時期にある就学児(高2・高3)
子育てサポート加算	障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性をふまえたこどもへの関わり方等に関して相談援助を行う。	児童発達支援、放課後等デイサービス利用児童
家族支援加算	利用児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助を行います。居宅を訪問する場合と事業所での支援の場合、オンラインの場合があります。	児童発達支援、放課後等デイサービス利用児童
保育・教育等移行支援加算	地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行う。支援を行ったことにより障害児通所支援事業所を退所して保育所等の移行先施設に通うことになった場合に加算算定可能。	児童発達支援、放課後等デイサービス利用児童

14 支給決定を行う加算等一覧

サービス	加算の種類	対象要件
児童発達支援 ※無償化対象でない児童の場合、多子軽減・上限管理も注意	個別サポート加算(Ⅰ)	・重症心身障害児 ・Ⅰ級・Ⅱ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・療育手帳を交付されており、AⅠ又はA2であると判定されている障害児 ・Ⅰ級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児
	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	・視覚障害Ⅰ級又はⅡ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・聴覚障害Ⅱ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・言語機能障害Ⅲ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児
	人工内耳装用児支援加算	・人工内耳を装用している障害児(支給決定業務マニュアルP281参照)
保育所等訪問支援 ※無償化対象でない児童の場合、多子軽減・上限管理も注意	ケアニーズ対応加算	・重症心身障害児 ・Ⅰ級・Ⅱ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・療育手帳を交付されており、AⅠ又はA2であると判定されている障害児 ・Ⅰ級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児 ・医療的ケア児 ※医療的ケア児に該当するかどうかについては医療的ケア判定スコア票の内容を参考にし、保護者に確認してください。(主治医にスコア票を書いてもらう必要はありません。)
放課後等デイサービス	個別サポート加算(Ⅰ)(重度)	・就学児サポート調査票のNO.1～4の食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児
	個別サポート加算(Ⅰ)	・就学児サポート調査票のNO.5～20の点数の合計が13点以上の障害児
	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	・視覚障害Ⅰ級又はⅡ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・聴覚障害Ⅱ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・言語機能障害Ⅲ級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児
	人工内耳装用児支援加算	・人工内耳を装用している障害児(支給決定業務マニュアルP281参照)

(3) 保育所等訪問支援

サービス名称	保育所等訪問支援
サービス内容	障害児が集団生活を営む施設等を訪問し、障害児本人に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行う。また、訪問先施設等のスタッフに対する支援方法の指導等の支援を行う。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児または今後利用する予定の障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給量	必要な回数 (原則2週に1回程度。障害児の状況や時期によって頻度は変化)
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内(ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内)の範囲内で、訪問支援が必要な期間を設定 ※きょうだいでサービスを利用する場合、受給者証が複数発行されますが受給者は一人のため、支給期間はそろえます。
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) 令和元年10月から、3歳～5歳の利用児童については無償
利用者負担以外に必要となる経費	通常の実施地域外の訪問支援に要した交通費
他制度との併給の有無	同一時間帯での支援でなければ、同日に児童発達支援、放課後等デイサービスの利用は可能 ただし、 ・他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可 ・同日に複数の事業所による訪問は不可 ・同日に障害福祉サービス(居宅介護を除く)の利用は不可
他制度との優先順位	なし
旧事業体系での位置づけ	なし

1 対象となる児童の範囲に係る留意事項

対象となる児童の障害等

児童発達支援等の対象と同じく、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、医師、区福祉保健センター等により、療育の必要性が認められた児童も対象となります。また、保育所等訪問支援の支給決定にあたっては、児童発達支援や放課後等デイサービスと同様に、5領域20項目の調査を行ったうえで支給の要否及び支給量を決定することとされています。

具体的な取扱いの詳細については、「児童発達支援事業、放課後等デイサービス共通の事項」のページを参照してください。

2 利用意向の確認内容の参考例

- ・児童発達支援で個別療育を受けているときには見られなかった課題が保育所等の集団で見られているので、集団適応のための支援を受けたい。
- ・通所支援で身につけたことが集団場面では般化しにくく、不適応を起こしているので支援を受けたい。
- ・保育所等でも個別には対応してもらっているが、障害特性の個性から保育所等の職員にとって支援が困難なため、専門的な支援を受けたい。

3 支給決定の留意事項

(1) 支給日数を決定する際の考え方

支給日数の原則は、隔週1回（月2回程度）ですが、訪問支援の必要性と目的を確認し、区で協議を行った上、月2回以上の決定をすることは差支えありません。

(2) 訪問先及び指導内容の確認

訪問先については、必ず確認を取り記録してください。訪問先の例は、乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設となっています。市町村が認める施設とは、放課後児童クラブや児童館、中学校や高校などが想定されます。

支援内容が前頁の【サービス内容】に示した内容かどうか確認してください。訪問先の人的補助をするためのサービスではありません。

(3) 上限額管理事業所の設定

横浜市の保育所等訪問支援事業所はほとんどの事業所が児童発達支援または放課後等デイサービス事業所に併設されている多機能型事業所です。このため、事業所としては同一の事業所という扱いとなり、当該事業所の両方のサービスを利用している場合でも上限管理は不要です。

4 強度行動障害児支援加算の決定

(1) 概要

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童(児基準20点以上)に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修又は実践研修)を修了した職員が支援を行った場合に加算が算定できます。(支援計画を作成し当該計画に基づき支援)

(2) 支給決定上の対応

本加算については、支給決定の時点で必ずこの判定を実施しなければいけないわけではなく、加算を算定できる事業所から、加算を取りたいという相談などがあった場合に、検討してください。

相談があった場合は、障害児通所給付費支給変更申請書と『強度行動障害児支援加算確認表』を保護者から受理し、提出された確認表の内容を面接(原則)により確認します。確認した結果20点以上である場合、強度行動障害児支援加算の決定をし、受給者証を発行します。障害児通所給付費支給変更申請書は、「申請する支援の種類及び内容(変更理由)」の欄に、「強度行動障害児支援加算申請」と記入するよう案内してください。原則、変更申請の翌月からの変更になります。

システム入力の際はサービス選択画面から「強度行動障害加算」を選び、決定してください。

5 ケアニーズ対応加算の決定

(1) 概要

ケアニーズの高い障害児のインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合に算定できます。

(2) 対象となる児童

- ・重症心身障害児
- ・身体に重度の障害がある児童(1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)
- ・重度の知的障害がある児童(療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定されている障害児等)
- ・精神に重度の障害がある児童(1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)
- ・医療的ケア児

(3) 支給決定上の対応

該当する児童については支給決定の際、システム入力時にサービス選択画面から「ケアニーズ支援加算」を選び、決定してください。医療的ケア児に該当するかどうかについては医療的ケア判定スコア票の内容を参考にし、保護者に確認してください。(主治医にスコア票を書いてもらう必要はありません。)

6 里親に委託されている児童や乳児院、児童養護施設に入所している児童の利用

- ・里親に委託されている児童や乳児院もしくは児童養護施設入所児童が保育所等訪問支援の利用をすることは可能です。(通常の支給決定ではありません。)
- ・里親に委託されている児童や乳児院もしくは児童養護施設入所児童は、措置されているため、保育所等訪問支援の決定は、やむを得ない措置による決定となります。
- ・措置の決定は保護者の居住自治体が行います。
- ・保護者や施設から利用相談があった場合は、児童相談所と連携し、支援の必要性について検討の上決定してください。
- ・里親等が窓口に来庁した際は、「手続きは保護者の居住自治体で行うこと」と「児童相談所との相談」が必要なことを案内します。
- ・詳細は本市要綱並びに、令和5年10月30日付こ障福第2137号にて通知した、「措置児童が障害児通所支援事業を利用する場合の手続きについて」をご確認ください。(通知等は障害児福祉保健課YCANページに掲載しています。)

7 母子生活支援施設に入所中の児童の利用

「児童発達支援事業、放課後等デイサービス共通の事項」のページを参照してください。

(4) 居宅訪問型児童発達支援事業

サービス名称	居宅訪問型児童発達支援
サービス内容	重度の障害により外出が著しく困難な障害児に対して、その児童の居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等の支援を実施
対象者	重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児 ※学齢児も対象（満18歳に達するまで）
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給量	週2日(目安) ※障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内)
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	原則1割負担(負担額上限あり) 令和元年10月から、3歳～5歳の利用児童について無償
利用者負担以外に必要な経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費等
他制度との併給の有無	可能 対象児童がその他の通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されない。ただし、通所事業所へ通うための移行期間として組み合わせることや、日ごとに体調の波があることを勘案し、効果的かつ継続的な支援を実施するために組み合わせることは差支えない。
他制度との優先順位	なし
旧事業体系での位置づけ	なし

I 支給決定の留意事項

(1) 対象児童

重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児

【重度の障害の例】

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
 - ※ 重度の障害のため、インフルエンザ等感染症が流行する時期のみ外出が難しい場合などは、医師の診断書などにより個別に判断してください。
- ③ 重度の精神障害の状態で自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な状態

(2) 障害児相談

居宅訪問型児童発達支援を利用する場合は、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案の提出が必須です。(セルフプランではサービス利用ができません。)

(3) 提供するサービス

児童発達支援を居宅にて提供するサービスのため、児童発達支援や放課後等デイサービスに準じます。見守りや送迎者の不在など障害児本人の状態以外の理由による利用は適当ではありません。

(4) 児童発達支援、放課後等デイサービスとの併給

対象者が、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されません。ただし、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることや、日ごとに体調の波があることを勘案し、効果的かつ継続的な支援を実施するために組み合わせることは可能です。

また、居宅訪問型児童発達支援の利用の際は、障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出が必須です。居宅訪問型児童発達支援と通所施設への通所を組み合わせる給付決定を行う場合は、その必要性や方法・期間が障害児支援利用計画案に明記されていることが必要です。併せて、移行に関して本人の状態像など医師の客観的評価を求めることとなっています。

医師の客観的評価に診断書等は必須ではありませんが、障害児支援利用計画案作成にあたってのサービス担当者会議などで医師の評価を確認する(保護者を通して確認するなど)ことで良いとされています。

併給を決定する場合は、障害児支援利用計画案に記載があることを確認するほか、区としても必要性を協議のうえ、決定してください。

【移行期間として考えられる例】

- 例1 毎日の通所は体力的に難しいが、居宅訪問型児童発達支援と通所施設(障害児通所だけでなく保育園なども含む)を併用しながら段階的に通所回数を増やし、通所施設に移行する場合。
- 例2 学校に通学しており、授業終了後に放課後等デイサービスを利用中であるが、毎日の通所が体力的に難しいため、居宅訪問型児童発達支援と放課後等デイサービスを併用しながら段階的に回数を増やし、通所による支援に移行する場合。
- 例3 現に通所施設に通所しているが、冬季など時期によって感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことが予測される場合。
- 例4 通所施設に通所していたが、全身症状の悪化が見られ通所が難しくなってきた場合、居宅訪問型児童発達支援のみの利用が考えられるが、状態が悪いながらも少しでも通所可能な状態であると判断でき、障害児や保護者が引き続き通所することも希望する場合。

2 強度行動障害児支援加算の決定

「児童発達支援事業、放課後等デイサービス共通の事項」のページを参照してください。

3 18歳到達後も居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する支援と同様の支援を必要とする場合の対応

(1) 助成事業の概要

児童福祉法（以下、「法」という。）第6条の2の2第4号に定める居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児が、満18歳を迎えた際に引き続き療育の必要性がある場合の支援として、令和5年12月から助成事業を実施しています。

【障害福祉システムを利用した支給決定はできません。】

(2) 対象者

満18歳に到達する日以前に横浜市により支給決定がされており、居宅訪問型児童発達支援を受けている者、かつ、満18歳に到達する日以降も引き続き療育の提供を受ける必要性がある者。

(3) 助成対象となる支援

ア 指定障害児通所支援における居宅訪問型児童発達支援の事業者として指定された事業所が提供する居宅訪問型児童発達支援に準ずる支援

イ 指定障害児相談支援事業所が提供する障害児相談支援に準ずる支援（※）

※居宅訪問型児童発達支援と同様に相談支援を要するため、その場合の相談支援の実施及びこれに係る費用も助成対象とします。

ただし、計画相談支援給付費の決定を受けている場合には助成の対象となりません。

(4) 利用者負担額について

当該支援の実施に係る経費については、法定サービスと同様に所得に応じた負担上限月額を儲け、毎月の利用実績に基づき負担額が生じます。

ただし、法に定める支援ではないため、高額障害児通所給付費（高額償還）の対象とはなりません。

(5) 援護の実施機関と助成期間

ア 援護の実施機関

当該支援における援護の実施機関の考え方は障害児通所支援の決定と同様です。

イ 助成期間

原則として、満18歳に到達する年度の3月末までとします。

(6) 助成決定手続について

助成決定手続の方法やご案内についての詳細は、令和6年2月の担当国会議にて通知した、「横浜市居宅訪問型児童発達支援に準ずる支援助成事業について（通知）」をご確認ください。（通知等はYCANの障害児福祉保健課のページをご確認ください。）

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

確認ポイント

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名	医療機関 住所地	〒	—
	連絡先 電話番号		
患者氏名	年		
初回判定年月日 （初回記入欄）	NICU等から退院した障害児の居宅介護や短期入所等の支給決定の要否等を助産する際の資料としてご活用ください。		
NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性 ※ NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。 ※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。			
更新 時 用	①更新判定 （2回目記入欄）	判定年月日	年 月 日
	②再更新判定 （3回目記入欄）	判定年月日	年 月 日
	医師氏名	（ふりがな）	
	連絡先電話番号	— —	
	連絡先電話番号	— —	
※ 障害福祉サービス等は1年に1回程度（サービスによっては3年に1回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。			

裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。
※ 「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が（短期）入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

医療的ケア（診療の補助行為）	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準（目安）		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合（0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	☐		10点	☐	☐	☐	自発呼吸がない等のために人工呼吸器拔去等への人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内にに対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点）	☐		8点	☐		☐	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちにに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽喉エアウェイの管理	☐		5点	☐		☐	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちにに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法	☐	☐	8点	☐		☐	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）	☐		8点	☐		☐	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	☐	☐	3点						
7 経管栄養 (1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃腸腸管、腸瘻、食道瘻 (2) 持続経管注入ポンプ使用	☐		8点	☐		☐	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	☐		8点	☐		☐	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 注）いずれか一つを選択 (1) 皮下注射（インスリン、麻薬など） (2) 持続皮下注射ポンプ使用	☐	☐	5点	☐		☐	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） 注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	☐	☐	3点	☐		☐	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	☐		8点	☐					
12 導尿 注）いずれか一つを選択				☐					
13 排便管理 注）いずれか一つを選択				☐					
14 痙攣時の座位 注）医師から発作時の対応を指示された場合				☐					

●上記の各項目にチェックが入っていれば、合計欄が空欄の場合であっても有効な書類として取り扱ってください。

●その際は、提出先（市町村又は事業所）において計算して、医療的ケアスコアの確認をお願いします。

●療養介護・短期入所・福祉型障害児入所施設については、合計スコアの「日中」と「夜間」のうち、高い方の点数を医療的ケアスコアとしてください。

●児童発達支援・放課後等デイサービスについては、合計スコアの「日中」の点数を医療的ケアスコアとしてください。

(a)基本スコア合計		(b)見守りスコア合計		(a)+(b)判定スコア		(a)+(b)判定スコア	
<日中>	<夜間>			<日中>	<夜間>		

障害福祉サービス等の利用を希望される保護者様へ

- 医療的ケアを必要とする障害のある18歳未満のお子さんが、児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）といったサービスの利用を希望する場合、必要な医療的ケアや、見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、その「判定スコア」を市町村等に提出する必要があります。
- ただし、利用するサービスや、事業所が算定する報酬によっては、主治医による判定が不要な場合があるため、以下の項目を確認し、主治医に「判定スコア」を作成してもらう必要があるかどうかを確認してください。

Q1 利用するお子さんはNICU等から退院する予定又は退院して間もないですか？

1：いいえ

2：はい

「1:いいえ」

「2:はい」の場合

「判定スコア」が必要となる可能性があるため、市町村の担当窓口に連絡して確認してください。

Q2 利用を希望するサービスは以下のどれになりますか？

1：児童発達支援
(※ 医療型児童発達支援は含みません。)

2：放課後等デイサービス

3：短期入所
(※ 重度障害者等包括支援で実施する場合を含みます。)

4：その他

「1」「2」「3」
のいずれかに該当する場

「4:その他」だけに該当する場合

「判定スコア」の作成は不要です。

Q3 サービスを利用するときに、下の1～14のいずれかの医療的ケアを受ける必要がありますか？

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻
	(2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
9	皮下注射
	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
12	導尿
	(1) 利用時間中の間欠的導尿
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
13	排便管理
	(1) 消化管ストーマ
	(2) 摘便、洗腸
	(3) 浣腸
14	痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	

1～14のいずれかに該当する場合、以降のサービス別に確認をしてください

1～14のいずれにも該当しない場合

「判定スコア」の作成は不要です。

1. 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス

Q4 利用する（予定を含む）事業所では、あなたの子どもに医療的ケアを提供することに伴う報酬の請求は、以下のどの報酬を請求することになると聞いていますか？

※ 不明な場合、事業所に問い合わせをお願いします。

- | |
|---------------------|
| 1 : 医療連携体制加算 |
| 2 : 医療的ケア区分に応じた基本報酬 |
| 3 : 看護職員加配加算 |

⇒ 1だけの場合

事業所において、医療的ケアの必要性を把握することが可能な場合もあるため、「判定スコア」の用意が必要かどうかについて、事業所にお問い合わせください。

⇒ 2がある場合

「判定スコア」を主治医に作成してもらってください。その後、「判定スコア」を市町村に提出して、医療的ケア区分を受給者証に記載してもらってください。そのとき、「判定スコア」のコピーを用意（※1）し、事業所に提供してください。また、自宅でもコピーを保管してください。（※2）

⇒ 3がある場合

「判定スコア」を主治医に作成してもらってください。その後、「判定スコア」を事業所に提出してください。（※1）また、自宅でもコピーを保管してください。（※2）

- （※1）複数の事業所で医療的ケアを受ける場合、それぞれの事業所に新判定スコアを提供できるようコピーの用意をお願いします。
- （※2）判定スコアは、医療的ケアの状況や主治医の医療機関が変わらない場合、同じものを使用して市町村に提出することが可能であるため、自宅での保管をお願いします。

2. 短期入所

Q5 利用する（予定を含む）事業所では、あなたのお子さんに医療的ケアを提供することに伴う報酬の請求は、以下のどの報酬を請求することになると聞いていますか？

※ 不明な場合、事業所に問い合わせをお願いします。

1：医療連携体制加算

2：医療型短期入所サービス費

⇒ 1だけの場合

事業所において、医療的ケアの必要性を把握することが可能な場合もあるため、「判定スコア」の用意が必要かどうかについて、事業所にお問い合わせください。

⇒ 2がある場合

重症心身障害児（※1）に該当しない場合、「判定スコア」を主治医に作成してもらってください。その後、「判定スコア」を市町村に提出して、16点以上である場合は、医療型短期入所の対象となる旨を記載した受給者証が発行されます。「判定スコア」は、自宅でもコピーを保管してください。（※2）

- （※1）重症心身障害児に該当するか否かは自治体で判定します。重症心身障害児である場合は、判定スコアの提出がない場合等でも、医療型短期入所の対象となります。
- （※2）判定スコアは、医療的ケアの状況や主治医の医療機関が変わらない場合、同じものを使用して市町村に提出することが可能であるため、自宅での保管をお願いします。